

# 第 6 次

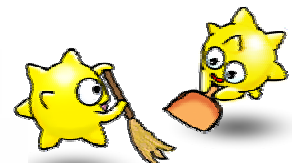
## 川口市一般廃棄物処理基本計画



リデュース

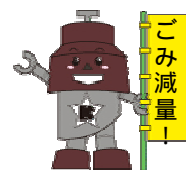
リユース

リサイクル



平成 25 年 3 月

川 口 市





## 《 凡 例 》

ごみの「排出量」について、改訂前の計画では集団資源回収量を除いていましたが、国の定義に合わせ、この計画では集団資源回収量を含むこととします。このため、改訂前の計画で集団資源回収量を含む際に使用していた「発生量」は、この計画では用いません。

(改訂前の計画)

発生量 収集ごみ量 + 直接搬入量 + 集団資源回収量

排出量 収集ごみ量 + 直接搬入量

(今計画)

発生量 使用しない

排出量 収集ごみ量 + 直接搬入量 + 集団資源回収量

川口市と旧鳩ヶ谷市のデータが併記されている場合の川口市の数値は、旧鳩ヶ谷市分を含みません。旧鳩ヶ谷市の項目がない場合の川口市の数値には、全て旧鳩ヶ谷市分を含みます。

人口、ごみ排出量等については、旧川口市、旧鳩ヶ谷市の実績を合計しています。このため旧計画に示した計画指標(旧川口市のみ考慮)とは基本となる数値が異なります。

1人1日あたりのごみ排出量(g/人・日)の算出ではうるう年は考慮しません。ごみ処理編での人口は、各年10月1日現在とします。

生活排水処理編での人口は、実績年度は各年度末人口を使用し、推計年度は15ページ図1-9の人口を使用します。

図表中、小数点以下を四捨五入しているため合計が合わない場合がある。



# 目 次

第 1 章 総論 .....	1
第 1 節 基本的事項 .....	3
1 計画改訂の背景 .....	3
2 計画改訂の目的 .....	4
3 計画の位置付け .....	5
4 計画の対象区域 .....	6
5 計画の対象廃棄物 .....	6
6 計画目標年度 .....	7
第 2 節 市の概要 .....	8
1 地域概要 .....	8
2 将来人口 .....	15
第 2 章 ごみ処理編 .....	17
第 1 節 ごみを取り巻く社会情勢 .....	19
1 関連法令 .....	19
2 国、埼玉県の達成目標 .....	22
第 2 節 ごみ処理の状況 .....	24
1 ごみ処理フロー .....	24
2 ごみの分別区分 .....	25
3 ごみ排出量 .....	26
4 再資源化の実績 .....	29
5 ごみ質分析結果 .....	31
6 収集運搬の概要 .....	35
7 中間処理の概要 .....	37
8 最終処分の概要 .....	42
9 ごみ減量化・再生利用の状況 .....	43
10 類似団体との比較検討 .....	48
11 取り組みの検証 .....	50
12 課題の整理 .....	61
第 3 節 ごみ処理基本計画 .....	63
1 基本理念 .....	63
2 基本方針 .....	64
3 3R 推進のための役割 .....	65
4 ごみの分別区分 .....	65
5 達成目標の設定 .....	66
6 取り組みの体系 .....	70

第4節	ごみ処理基本計画の施策	7 1
1	3 R の一層の推進	7 1
2	適正処理の一層の推進	7 4
3	その他の施策等	7 6
<b>第3章</b>	<b>生活排水処理編</b>	<b>7 7</b>
第1節	生活排水を取り巻く社会情勢	7 9
1	関連法令	7 9
2	国・埼玉県の達成目標	8 0
第2節	生活排水処理の状況	8 1
1	生活排水処理体系	8 1
2	生活排水の処理主体	8 2
3	生活排水の処理形態別人口	8 2
4	生活排水処理率の推移	8 3
5	し尿および浄化槽汚泥の処理量	8 3
6	脱水汚泥量および脱水し渣量の推移	8 4
7	周辺市の生活排水処理率（平成22年（2010年）度）	8 4
8	下水道	8 5
9	収集運搬	8 5
10	中間処理	8 6
11	最終処分、再資源化	8 7
12	課題の整理	8 7
第3節	生活排水処理基本計画	8 8
1	基本理念	8 8
2	生活排水処理の基本方針	8 9
3	達成目標の設定	8 9
4	市民・事業者の配慮指針（川口市環境基本計画から抜粋）	9 0
5	取り組みの体系	9 1
第4節	生活排水処理基本計画の施策	9 2
1	発生抑制・再資源化計画	9 2
2	収集運搬、処理・処分、その他の計画	9 3

# 第 1 章 總論





## 第1節 基本的事項

### 1 計画改訂の背景

廃棄物の排出量の増減に大きな関連がある経済状況については、長らく低調傾向が続いており、情報化技術の進歩なども相まって、廃棄物の排出量は減少傾向が続いています。一方、低価格の家具の普及により、耐久消費財である家具の買い替えが容易になるなど、社会・経済環境の変化がライフスタイルの変化・多様化を招き、その結果、排出される廃棄物の種類や量は常に影響を受けています。

他方、市が平成23年(2011年)9月にまとめた「第3次川口市地球高温化対策実行計画」において、平成27年(2015年)度までに市の事務事業の実施に伴って排出される温室効果ガス排出量を、平成21年(2009年)度比で8%以上削減することを目標とし、その中で、ごみ焼却に係る温室効果ガス排出量を10.6%削減することを目標としました。

さらに、「都市鉱山」とも呼ばれる小型家電に含まれるレアメタルなどの金属資源を回収するとともに、適正なリサイクルを行っていくことを目的とした「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」(以下、「小型家電リサイクル法」といいます。)が成立するなど、一般廃棄物処理を担う市町村の3R(廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用)推進への取り組みは、地球高温化、資源の枯渇といった地球規模での環境問題へ直結する取り組みとして、ますます重要度を増しています。

また、環境省がまとめた「一般廃棄物の排出及び処理状況等」(平成22年(2010年)度)では、全国の一般廃棄物の最終処分場の残余年数が19.3年とされています。特に、川口市は市内に最終処分場を有していないことから、将来にわたり、安定的な廃棄物処理を継続していくためには、ごみの排出抑制や分別の徹底などにより最終処分量を削減していくことはもちろん、焼却主灰のセメント化など再資源化技術の積極的な導入が、リスク分散の視点からも極めて重要な課題となっています。

加えて、平成23年(2011年)3月に発生した東日本大震災および原子力発電所の事故によって、市民生活や事業活動における資源やエネルギーの大切さが再認識されるとともに、廃棄物行政に対する安定性、安全性、および透明性の確保の重要性がより一層高まっています。

今回の計画改訂は、このような廃棄物処理を取り巻く様々な状況の変化に対応し、川口市の基本理念のひとつである「環境との共生」や、川口市の「第2次川口市環境基本計画」に掲げている「郷土として愛着のもてる緑豊かな環境共生都市」の実現を目指し、更なる施策の推進を図るために行ったものです。

## 2 計画改訂の目的

「一般廃棄物処理基本計画」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」といいます。）第6条第1項の規定に基づき、市町村が長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針として策定するものです。この計画は、10年から15年の長期計画として、概ね5年ごとに改訂するとともに、計画策定の前提条件に大きな変動があった場合には、随時見直しをすることが適当とされています。「川口市一般廃棄物処理基本計画」の「ごみ処理編」は、平成19年（2007年）3月に改訂してから6年が、「生活排水処理編」は、平成22年（2010年）12月に改訂してから3年が経過しました。

また、この間川口市と旧鳩ヶ谷市は、これまで培われてきた両市の伝統・文化や地域の資源を活かし、一体的なまちづくりを進めることで、行政ニーズの多様化、地方分権の進展等に的確に対応するとともに、効率的な行財政運営と行財政基盤の強化を図り、県南地域を代表する中心都市として、さらなる飛躍をめざし、平成23年（2011年）10月11日に合併しました。

このため、一般廃棄物（ごみおよび生活排水）処理においても、速やかな一体性の確立および地域内の均衡ある施策展開を図る必要が生じました。

一方、国では、市町村等が行う廃棄物の減量その他その適正な処理を確保するための取り組みが円滑に実施できるよう、平成19年（2007年）6月に、「一般廃棄物会計基準」「一般廃棄物処理有料化の手引き」「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」の3つのガイドラインを策定し公表しました。さらに、平成20年（2008年）6月に、「ごみ処理基本計画策定指針」を公表し、今日の法制度、社会情勢を踏まえ一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本方針を明確にしました。

こうした状況を踏まえ、川口市の一般廃棄物（ごみおよび生活排水）の発生抑制、再資源化、適正処理を総合的、計画的に推進するため計画内容の見直しを行ったものです。

これまで「川口市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理編）」および「川口市一般廃棄物処理基本計画（生活排水処理編）」はそれぞれ異なる時期に見直しを行い、個別の計画書として策定していましたが、旧鳩ヶ谷市との合併を機に一冊の計画書として改訂することとしました。「生活排水処理編」については第4次の改訂ではありますが、第6次の改訂となる「ごみ処理編」に合わせ、本計画の名称を「第6次川口市一般廃棄物処理基本計画」（以下、「本計画」といいます。）としました。

なお、本計画は、先に示した「ごみ処理基本計画策定指針」（平成20年（2008年）6月19日 環廃対発第080619001号）および「廃棄物の処理および清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づく生活排水処理基本計画の策定に当たっての指針について」（平成2年（1990年）10月8日 衛環第200号）に基づき策定しました。

### 3 計画の位置付け

本計画の位置付けを次に示します。

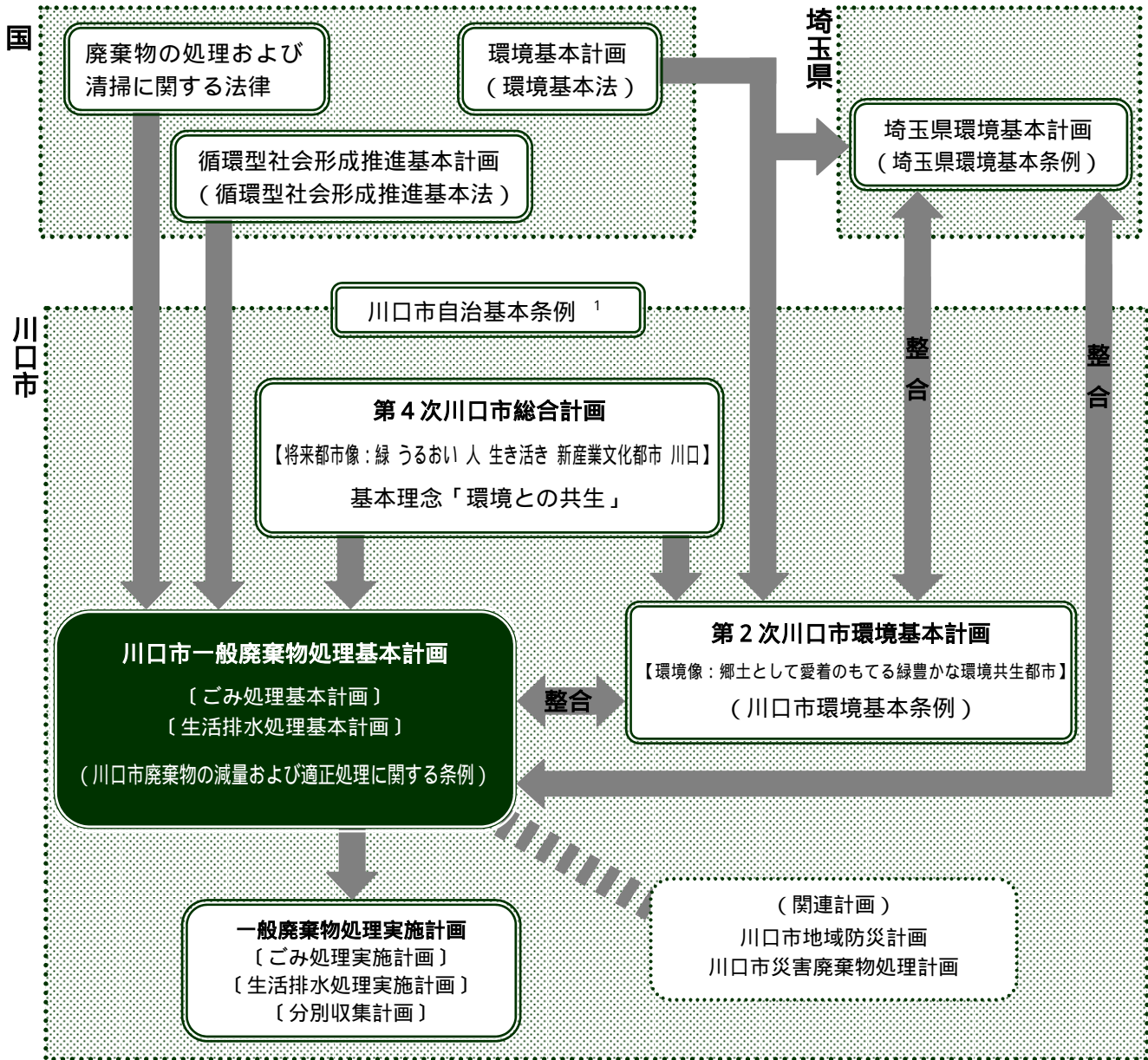


図 1 - 1 本計画の位置付け

<sup>1</sup> 川口市自治基本条例：市民として幸せに暮らせる地域社会の実現を目指して、市民の役割と権利、市の役割と責務、および市政の運営に関する基本的な事項を定めた条例。平成 21 年（2009 年）4 月 1 日施行。川口市、他の条例、規則等の制定改廃、解釈および運用、総合計画等の策定および運用その他市政の運営に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重してこの条例との整合を図らなければならないと定めている。

## 4 計画の対象区域

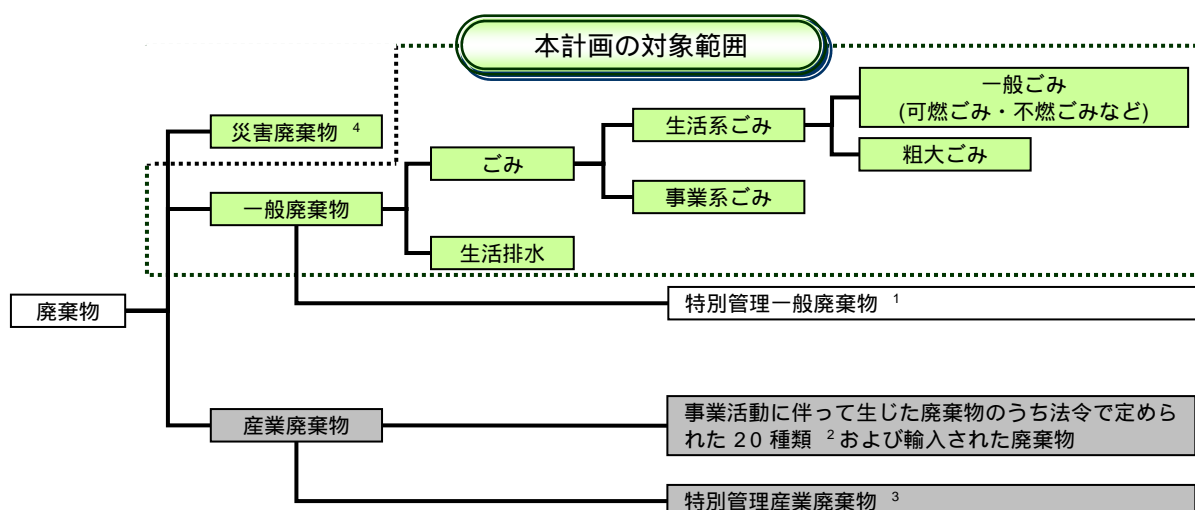
本計画の対象区域は、川口市全域とします。

## 5 計画の対象廃棄物

本計画において対象とする廃棄物は、生活排水を含む「一般廃棄物」です。

廃棄物の区分を次に示します。廃棄物は、大きく一般廃棄物と産業廃棄物の2つに区分されます。一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物のことをいいます。産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法律その他政令で定められている20種類のものと、輸入された廃棄物のことをいいます。

なお、災害廃棄物<sup>4</sup>への対応については、本計画の対象範囲外となっており、「川口市災害廃棄物処理計画」(平成20年(2008年)3月)において記述しています。



出典：廃棄物処理法施行令第1条、第2条の4

図 1 - 2 対象とする廃棄物

<sup>1</sup> 特別管理一般廃棄物：爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する一般廃棄物(PCB使用部品、ばいじん、ダイオキシン類含有物、感染性一般廃棄物)

<sup>2</sup> 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、鋳さい、がれき類、ばいじん、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体の19種類と、産業廃棄物を処分するために処理したもので19種類の産業廃棄物に該当しないもの(コンクリート固形化物等)、輸入された廃棄物

<sup>3</sup> 特別管理産業廃棄物：爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する産業廃棄物(廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物等)

<sup>4</sup> 災害廃棄物：災害の発生により平常時と異なる対応が必要となる廃棄物のことで、大規模な地震災害や水害などに伴い発生するがれきや、一時的に大量発生した粗大ごみなどがある。

## 6 計画目標年度

計画対象期間は、平成 25 年（2013 年）度から平成 39 年（2027 年）度とし、この 15 カ年の計画期間を 5 カ年ごとに、短期・中期・長期に区分します。

計画対象期間の中期最終年度にあたる平成 34 年（2022 年）度を最終目標年度とします。また、短期最終年度にあたる平成 29 年（2017 年）度を中間目標年度と設定し、計画の進捗状況を評価し、必要に応じて見直しを行います。

ただし、計画目標年度までの間に、川口市一般廃棄物処理行政を取り巻く環境に大きな変化があった場合についても、その機会ごとに見直しを行うこととします。



図 1 - 3 計画目標年度



## (2) 水象、水質

川口市の水系は、荒川、利根川から構成されています。

川口市では、水質汚濁防止法第 15 条に基づき、市内の河川の汚濁状況を把握するため、水質測定を実施しています。

平成 23 年（2011 年）度は、8 河川 12 地点で測定を実施しています。



出典：川口市分析センター測定結果報告書（平成 24 年（2012 年）版）

図 1 - 5 公共用水域測定地点図

表 1 - 1 BOD<sup>1</sup>の測定結果（平成 23 年（2011 年）度）

(単位:mg/L)

河川	採水地点	年度 平均値	BOD75%値	環境基準達成状況 (達成、非達成×)	環境基準
芝川	在家橋	5.5	6.8		10 以下
	天神橋	5.9	5.6		
	青木橋	9.8	10		
	榎木橋	4.5	5.5		
新芝川	あずま橋	5.5	5.5		10 以下
	山王橋	4.8	5.7		
藤右衛門川	論處橋	5.5	6.1	-	-
豎川	豎前橋	4.2	5.2	-	-
緑川	喜沢橋	10	14	-	-
毛長川	舎人橋	6.6	6.9	-	-
伝右川	新伝右橋	9.9	12	-	-
綾瀬川	綾瀬新橋	5.1	5.3	×	5 以下

出典：川口市分析センター測定結果報告書（平成 24 年（2012 年）度版）

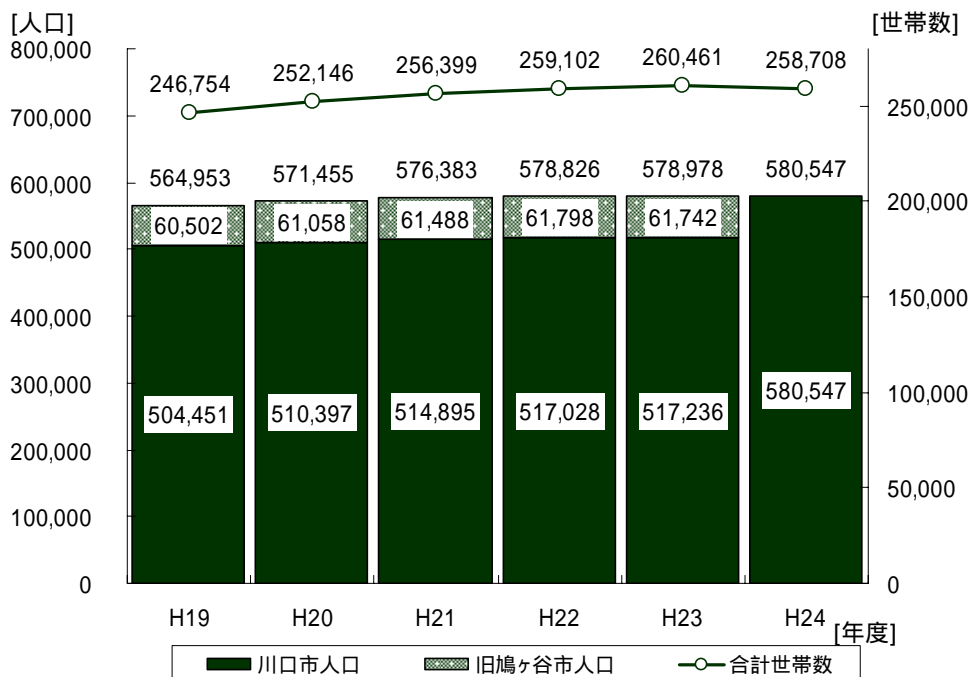
<sup>1</sup> BOD:生物化学的酸素要求量。水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量。値が大きいほど水中の有機汚濁物質の量が多いことを示す。

### (3) 人口・世帯の動向

川口市の人口・世帯の推移を次に示します。

人口は、平成 24 年（2012 年）10 月現在で 580,547 人、世帯数は 258,708 世帯となっており、過去 6 年間で 15,594 人、11,954 世帯増加しています。

1 世帯当たりの世帯人員は、平成 19 年（2007 年）度では 2.29 人でしたが、平成 24 年（2012 年）度では 2.24 人となっており、減少傾向にあります。



出典：川口市ホームページ（各年度 10 月 1 日現在）

図 1 - 6 人口・世帯の推移

表 1 - 2 人口・世帯の推移

区分	年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24
人口（人）		564,953	571,455	576,383	578,826	578,978	580,547
川口市人口		504,451	510,397	514,895	517,028	517,236	580,547
外国人人口		17,665	19,498	20,391	21,009	20,723	21,392
旧鳩ヶ谷市人口		60,502	61,058	61,488	61,798	61,742	
外国人人口		892	899	940	953	933	
世帯数（世帯）		246,754	252,146	256,399	259,102	260,461	258,708
川口市世帯数		221,236	226,111	229,879	232,274	233,480	258,708
外国人世帯数		12,860	13,983	14,450	14,667	14,269	14,426
旧鳩ヶ谷市世帯数		25,518	26,035	26,520	26,828	26,981	
外国人世帯数		659	670	708	712	689	

注）平成 24 年（2012 年）度の外国人世帯数には、複数国籍世帯（日本人と外国人で構成する世帯）を含む。

出典：川口市ホームページ（各年度 10 月 1 日現在）



川口市の年齢別人口の推移を次に示します。

年少人口、生産年齢人口の割合が減少傾向に、老年人口の割合が増加傾向にあり、少子高齢化が進んでいることがわかります。

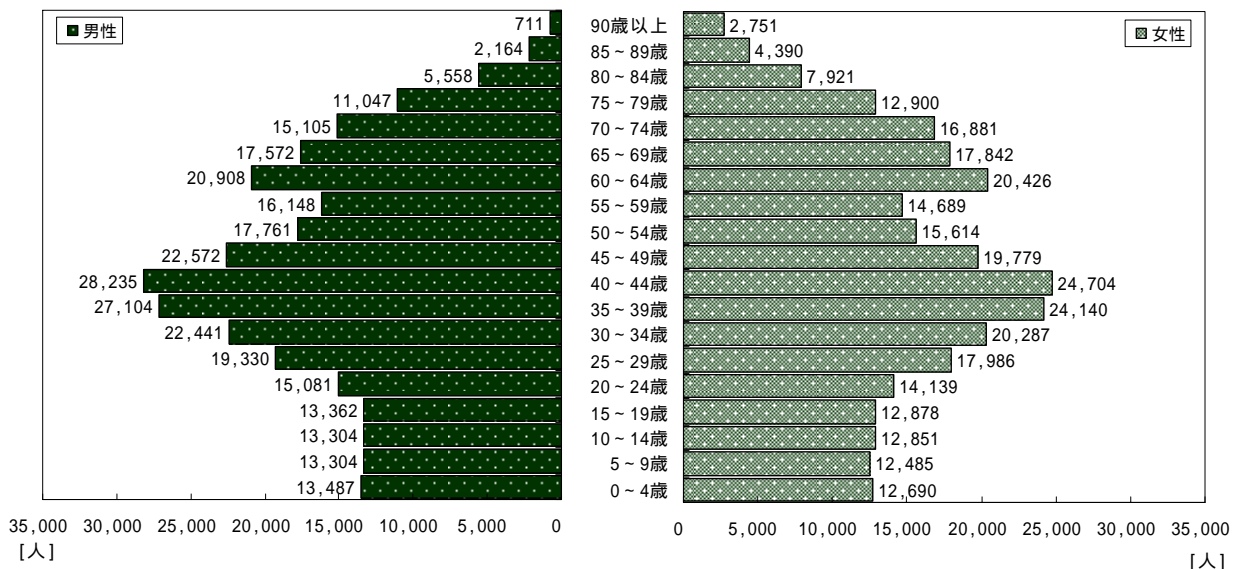
表 1 - 3 年齢別人口の推移

年度・区分	区分	総人口 人	年少人口 (0~14歳)		生産年齢人口 (15~64歳)		老年人口 (65歳以上)	
			人	%	人	%	人	%
H19		564,953	78,810	13.9	391,334	69.3	94,809	16.8
	川口市	504,451	70,502	14.0	351,227	69.6	82,722	16.4
	旧鳩ヶ谷市	60,502	8,308	13.7	40,107	66.3	12,087	20.0
H20		571,455	79,244	13.9	392,526	68.7	99,685	17.4
	川口市	510,397	70,791	13.9	352,526	69.0	87,080	17.1
	旧鳩ヶ谷市	61,058	8,453	13.8	40,000	65.6	12,605	20.6
H21		576,383	79,213	13.7	392,694	68.2	104,476	18.1
	川口市	514,895	70,705	13.7	352,800	68.6	91,390	17.7
	旧鳩ヶ谷市	61,488	8,508	13.8	39,894	64.9	13,086	21.3
H22		578,826	78,935	13.6	392,576	67.9	107,315	18.5
	川口市	517,028	70,368	13.6	352,637	68.2	94,023	18.2
	旧鳩ヶ谷市	61,798	8,567	13.9	39,939	64.6	13,292	21.5
H23		578,978	78,459	13.6	391,021	67.5	109,498	18.9
	川口市	517,236	70,023	13.5	351,158	67.9	96,055	18.6
	旧鳩ヶ谷市	61,742	8,436	13.7	39,863	64.5	13,443	21.8
H24		580,547	78,121	13.5	387,584	66.7	114,842	19.8
	川口市	580,547	78,121	13.5	387,584	66.7	114,842	19.8
	旧鳩ヶ谷市	-	-	-	-	-	-	-

出典：川口市ホームページ（各年度10月1日現在）

川口市の人口ピラミッドを次に示します。

男性、女性ともに40~44歳の人口が最も多くなっています。



出典：川口市ホームページ（平成24年10月1日現在）

図 1 - 7 人口ピラミッド

#### (4) 産業

次に事業所数および従業者数の推移を示します。

川口市の事業所数および従業者数は、平成16年(2004年)度から増加傾向にあります。

表 1 - 4 事業所数および従業者数の推移

項目 区分	事業所数(事業所)				従業者数(人)			
	平成 13年 (2001年)	平成 16年 (2004年)	平成 18年 (2006年)	平成 21年 (2009年)	平成 13年 (2001年)	平成 16年 (2004年)	平成 18年 (2006年)	平成 21年 (2009年)
川口市	21,829	19,512	20,518	21,799	166,735	154,682	165,236	176,956
旧鳩ヶ谷市	2,565	2,382	2,384	2,459	15,700	14,920	15,679	15,769
計	24,394	21,894	22,902	24,258	182,435	169,602	180,915	192,725

出典：平成23年(2011年)度川口市統計書、旧鳩ヶ谷市：経済センサス

表 1 - 5 に産業大分類別の事業所数および従業者数を示します。

川口市では、第3次産業の従業者数が68.61%を占めており、その中でも卸売業・小売業が最も多く、次いで宿泊業・飲食サービス業、運輸業・郵便業の順に多くなっています。

表 1 - 5 産業大分類別の事業所数および従業者数（平成 21 年（2009 年）度）

産業分類	川口市		旧鳩ヶ谷市		合計	
	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)
<b>総 数</b>	<b>21,799</b>	<b>176,956</b>	<b>2,459</b>	<b>15,769</b>	<b>24,258</b>	<b>192,725</b>
第 1 次産業	31 (0.14%)	216 (0.12%)	1 (0.04%)	11 (0.07%)	32 (0.13%)	227 (0.12%)
A 農業，林業	31	216	1	11	32	227
B 漁業	-	-	-	-	0	0
第 2 次産業	6,810 (31.24%)	54,611 (30.86%)	867 (35.26%)	5,654 (35.86%)	7,677 (31.65%)	60,265 (31.27%)
C 鉱業，採石業，砂利採取業	-	-	-	-	0	0
D 建設業	2,436	17,355	361	2,074	2,797	19,429
E 製造業	4,374	37,256	506	3,580	4,880	40,836
第 3 次産業	14,958 (68.62%)	122,129 (69.02%)	1,591 (64.70%)	10,104 (64.07%)	16,549 (68.22%)	132,233 (68.61%)
F 電気・ガス・熱供給・水道業	4	244	3	215	7	459
G 情報通信業	160	1,350	8	24	168	1,374
H 運輸業，郵便業	612	14,927	69	1,185	681	16,112
I 卸売業，小売業	4,732	40,282	548	3,062	5,280	43,344
J 金融業，保険業	240	3,308	24	353	264	3,661
K 不動産業，物品賃貸業	1,707	5,563	155	473	1,862	6,036
L 学術研究，専門・技術サービス業	640	3,222	63	293	703	3,515
M 宿泊業，飲食サービス業	2,486	16,191	236	1,348	2,722	17,539
N 生活関連サービス業，娯楽業	1,719	8,582	191	635	1,910	9,217
O 教育，学習支援業	574	3,564	63	335	637	3,899
P 医療，福祉	1,102	14,050	129	1,493	1,231	15,543
Q 複合サービス事業	55	804	12	167	67	971
R サービス業（他に分類されないもの）	927	10,042	90	521	1,017	10,563

出典：平成 21 年（2009 年）度 経済センサス

## (5) 土地利用

### ア 土地利用の現況

次に川口市の土地利用の状況を示します。

表 1 - 6 土地利用の状況（平成 22 年（2010 年）度）

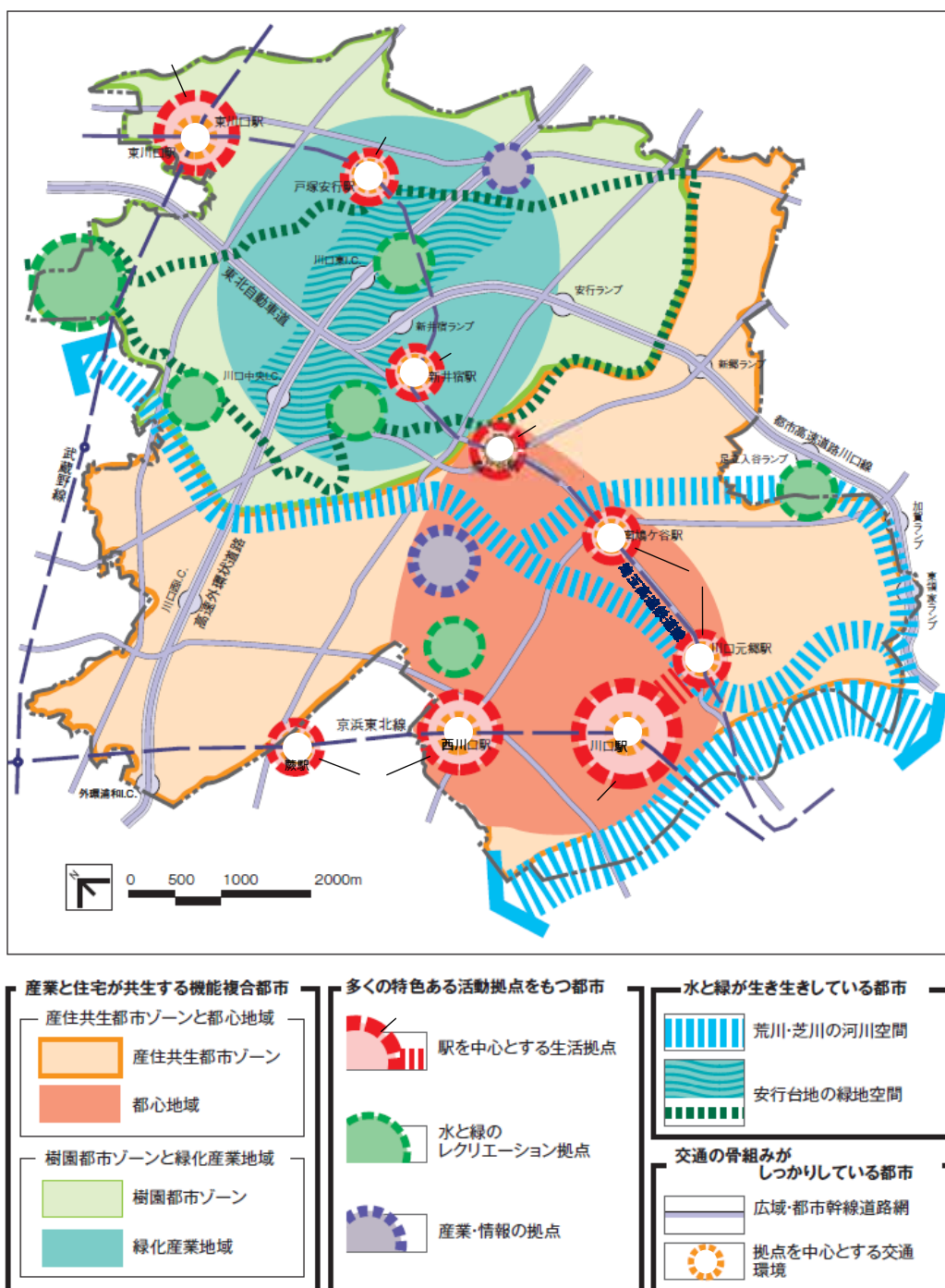
（単位：ha）

地目 区分	総数	宅地	田	畑	山林	雑種地	その他
川口市	5,575	2,783	51	517	63	703	1,458
旧鳩ヶ谷市	396	341	1	17	1	36	-

出典：平成 23 年（2011 年）度川口市統計書、平成 23 年（2011 年）度統計はとがや

## イ 将来土地利用計画

「合併基本計画」では、将来の土地利用について、地域の自然的、社会的、経済的および文化的条件などに十分配慮し、環境との共生、公共の福祉、快適な生活環境の確保を優先させるとともに、長期的な観点から、総合的、計画的に行うことを基本に(1)拠点の形成、(2)産業と住宅の混在した市街地における土地利用の再編成、(3)緑と調和した住宅地の形成、(4)水と緑の空間形成とネットワーク化の4つの方向性を示しています。

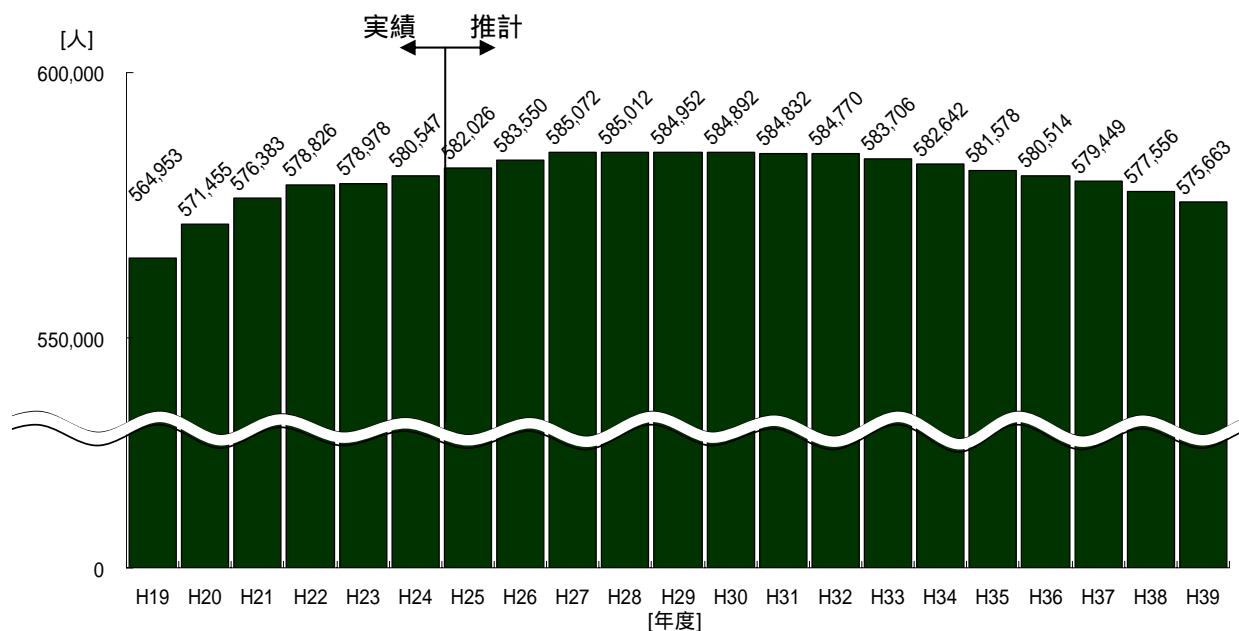


出典：合併基本計画

図 1 - 8 将来土地利用計画

## 2 将来人口

川口市の将来人口は、合併基本計画との整合を図り、コーホート要因法<sup>1</sup>で推計し、平成34年(2022年)度の推計人口を582,642人、平成39年(2027年)度の目標人口を575,663人として設定します。



注) 各年度 10月1日現在人口

図 1 - 9 将来人口

<sup>1</sup> コーホート要因法：同じ年に生まれた人の集団を示し、出生と死亡、転入と転出に関わる人口変動要因から将来の年齢別人口を推計し、それを積み上げて市の将来人口を設定する方法。



## 第 2 章 ごみ処理編





## 第1節 ごみを取り巻く社会情勢

### 1 関連法令

#### (1) 関連法令の概要

平成6年(1994年)8月に「環境基本法」が施行され、平成12年(2000年)4月には「容器包装リサイクル法」が、平成13年(2001年)1月には循環型社会に向けた基本的枠組みを示した「循環型社会形成推進基本法」がそれぞれ施行されました。以後、特定の廃棄物を対象としたリサイクル法が順次施行されています。

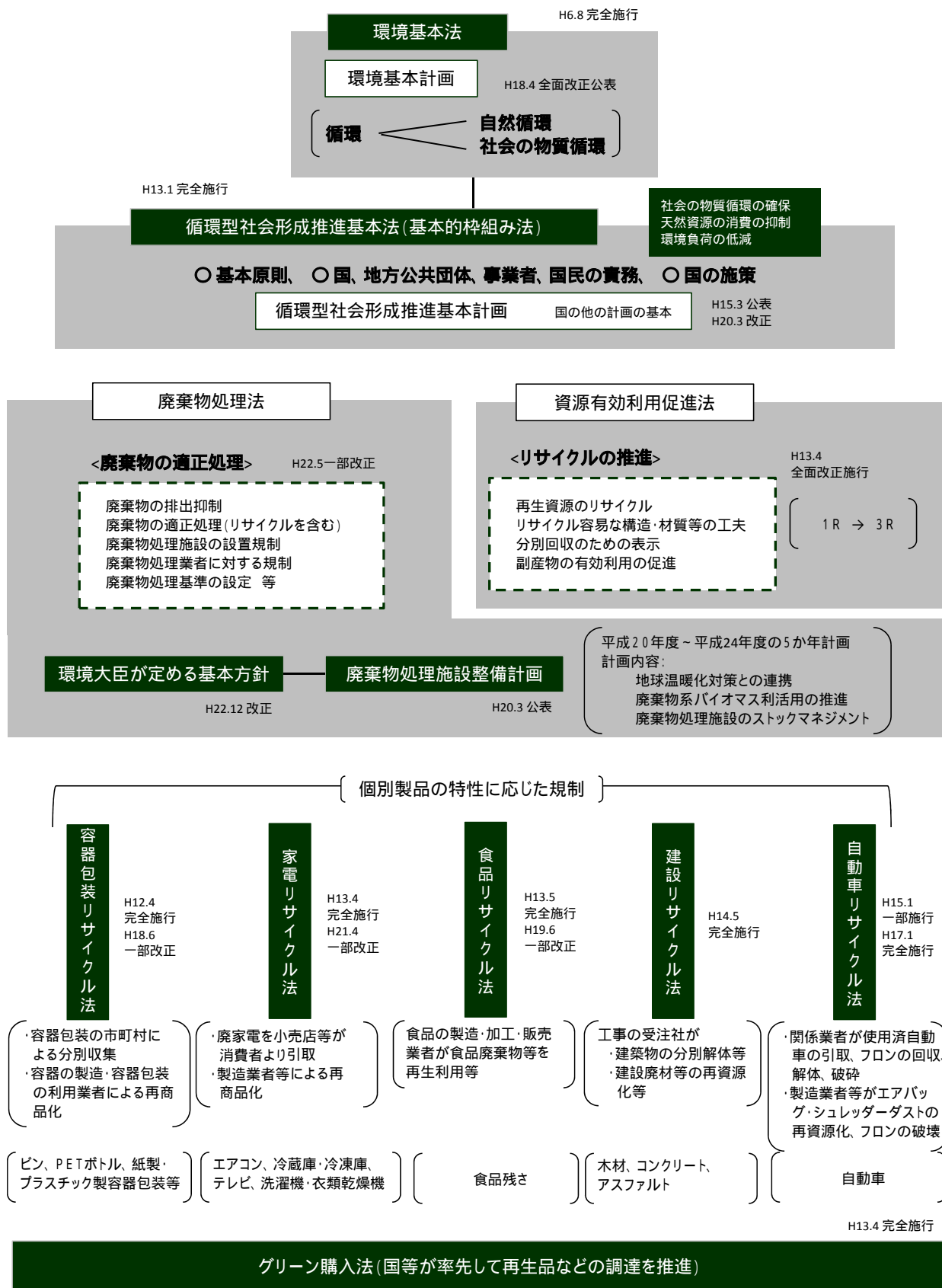
関連法令の概要を次に示します。

表 2 - 1 関連法令の概要

年月	関連法令	概要
平成6年8月	環境基本法完全施行	環境の保全について、基本となる理念を定め、国、地方公共団体、事業者および国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めています。
平成12年4月	容器包装リサイクル法完全施行	一般家庭から排出される容器包装廃棄物の排出抑制とリサイクルを進めるため、消費者には分別排出、市町村には分別収集、製造事業者にはリサイクルの責任を明確化しています。
平成13年1月	循環型社会形成推進基本法完全施行	廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤を確立するとともに、個別の廃棄物・リサイクル関係法律の整備と相まって、循環型社会の形成に向け実効ある取り組みの推進を図るための基本的な枠組みを定めています。
平成13年4月	家電リサイクル法完全施行	エアコン、テレビ(ブラウン管、液晶、プラズマ)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機を特定家庭用機器として位置付け、製造メーカーには再商品化を、小売業者には消費者からの引取および製造メーカーへの引き渡しを、排出者にはリサイクル料金および運搬費の負担を義務付け、家電製品のリサイクルを推進しています。
	資源有効利用促進法全面改正施行	10業種・69品目(一般廃棄物および産業廃棄物の約5割をカバー)を対象業種・対象製品として位置付け、事業者に対して3R(リデュース、リユース、リサイクル)の取り組みを求めており、識別表示や自主回収、リサイクルなどが義務付けられています。
	グリーン購入法完全施行	国等の公的部門による環境物品等の調達推進、環境物品等の情報提供の推進および環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定め、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の形成を図ることを目的としています。
平成13年5月	食品リサイクル法完全施行	食品関連事業者(製造、流通、外食等)から排出される食品廃棄物について、発生抑制と最終処分量の削減を図るとともに、飼料や肥料等の原材料としての再生利用等を促進しています。
平成14年5月	建設リサイクル法完全施行	建築物の解体等に伴って排出される特定資材(コンクリート、アスファルト、木材等)を分別し再資源化することを工事の受注者に義務付けています。
平成17年1月	自動車リサイクル法完全施行	循環型社会を形成するため、自動車のリサイクルについて最終所有者、関連事業者、自動車メーカー・輸入業者の役割を定めた法律です。最終所有者には、リサイクル料金(フロン類、エアバッグ類、シュレッダーダストのリサイクル)を負担することなどが義務付けられています。
平成24年8月	小型家電リサイクル法公布	使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理および資源の有効な利用の確保を図ることを目的としています。

## (2) 関連法令の体系

関連法令の体系を次に示します。



出典：環境省「平成23年(2011年)版環境・循環型社会・生物多様性白書」

図 2 - 1 関連法令の体系

### (3) 国の方針・埼玉県の計画等

廃棄物の処理に関しては、廃棄物処理法に基づき、ごみの適正処理、処分に重点を置いた事業が行われてきましたが、環境負荷の軽減や資源循環を促進するため、環境およびリサイクル関連法が施行されました。これらの関連法令に基づく国の方針・埼玉県の計画等の経過を次に示します。

表 2 - 2 廃棄物処理・再資源化に関する国の方針・埼玉県の計画等の経過

年 月	関連する計画等
平成13年 5月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（国）
平成15年 3月	循環型社会形成推進基本計画（国）
平成17年 4月	循環型社会形成推進交付金制度の導入（国）
平成17年 5月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針改正（国）
平成18年 3月	埼玉県廃棄物処理基本計画（埼玉県）
平成19年 6月	一般廃棄物会計基準（国） 一般廃棄物処理有料化の手引き（国） 市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（国）
平成20年 3月	第2次循環型社会形成推進基本計画策定（国）
平成22年 8月	第6期埼玉県分別収集促進計画（埼玉県）
平成22年12月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針改正（国）
平成23年 3月	第7次埼玉県廃棄物処理基本計画（埼玉県）

### (4) 川口市廃棄物の減量および適正処理に関する条例

本条例は、廃棄物の発生を抑制し、および再生利用を促進することにより廃棄物を減量するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて地域の清潔を保持することによって、生活環境の保全および公衆衛生の向上並びに資源が循環して利用される都市の形成を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的として、平成7年（1995年）7月1日に施行しました。

本計画の策定、改訂は本条例に基づきます。

## 2 国、埼玉県の達成目標

### (1) 国の達成目標

廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき、環境大臣は、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」を平成13年(2001年)5月に定め、平成22年(2010年)12月に改正されています。

この方針では、可能な限りごみの発生を抑制し、ごみとして排出されたものは環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再資源化、熱回収の順に循環的な利用を行い、最終的にそれが不可能なものについてのみ適正な処分を行うことを示しています。

国の基本方向および数値目標を次に示します。

#### 廃棄物の適正な処理の基本的な方向

数次にわたる廃棄物処理法の改正等の対策は、相当程度の効果はあったものの、今なお、廃棄物排出量の高止まり、不法投棄を始めとする不適正処理等の問題は未解決。

近年は、世界的な資源制約の顕在化や、地球環境問題への対応も急務となっている。今日的な状況変化に対応し、諸課題の解決を図るべく、循環型社会への転換をさらに進めていく必要がある。

その際、低炭素社会との統合の観点にも配慮して取組を進めることで、廃棄物をめぐる問題への対応は、環境と経済成長とが両立する社会づくりにより一層つながるものとなる。

表 2 - 3 国の数値目標

項目	目標
ごみ排出量	平成19年(2007年)度に対し、平成27年(2015年)度において約5%削減
リサイクル率 <sup>1</sup>	平成19年(2007年)度の20%に対し、平成27年(2015年)度において約25%に増加
最終処分量	平成19年(2007年)度に対し、平成27年(2015年)度において約22%削減

<sup>1</sup> リサイクル率 = 資源化物量 ÷ ごみ排出量 × 100

## (2) 埼玉県達成目標

埼玉県では、平成 23 年（2011 年）3 月に「第 7 次埼玉県廃棄物処理基本計画」が策定されており、この計画は、循環型社会づくりに関する埼玉県の基本的な計画で、廃棄物の減量その他その適正処理に関する具体的な目標や方策などについて定めています。

同計画においても、国の数値目標と同様に一般廃棄物の排出量等の目標が定められています。計画の基本方向および数値目標を次に示します。

### 計画の基本方向

循環型社会の形成に向け、埼玉県が目指す「生活」、「地域社会」、「産業」の将来像

#### 1 生活

ごみに対する意識や行動が変わり、「ごみを出さないライフスタイル」の定着

#### 2 地域社会

地域の県民・事業者・行政等のパートナーシップによる 3 R への取り組みが進み、「ごみを出さない地域社会」の構築

#### 3 産業

製品のライフサイクル（設計・製造・流通・使用・廃棄）を通じた 3 R の仕組みが構築され、「ごみを出さない事業活動」の定着

表 2 - 4 埼玉県の数値目標

項 目	目 標
ご み 排 出 量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民 1 人 1 日あたりの生活系ごみ 排出量： 平成20年（2008年）度実績698g/人・日に対し、平成27年（2015年）度において642g/人・日（8%削減）</li> <li>・ 事業系ごみ排出量： 平成27年度の事業系ごみ排出量を478千tに削減</li> </ul>
最 終 処 分 量	平成20年（2008年）度実績65g/人・日に対し、平成27年（2015年）度において55g/人・日（16%削減）

生活系ごみ：家庭から出る一般廃棄物

## 第2節 ごみ処理の状況

### 1 ごみ処理フロー

川口市のごみ処理フローを次に示します。

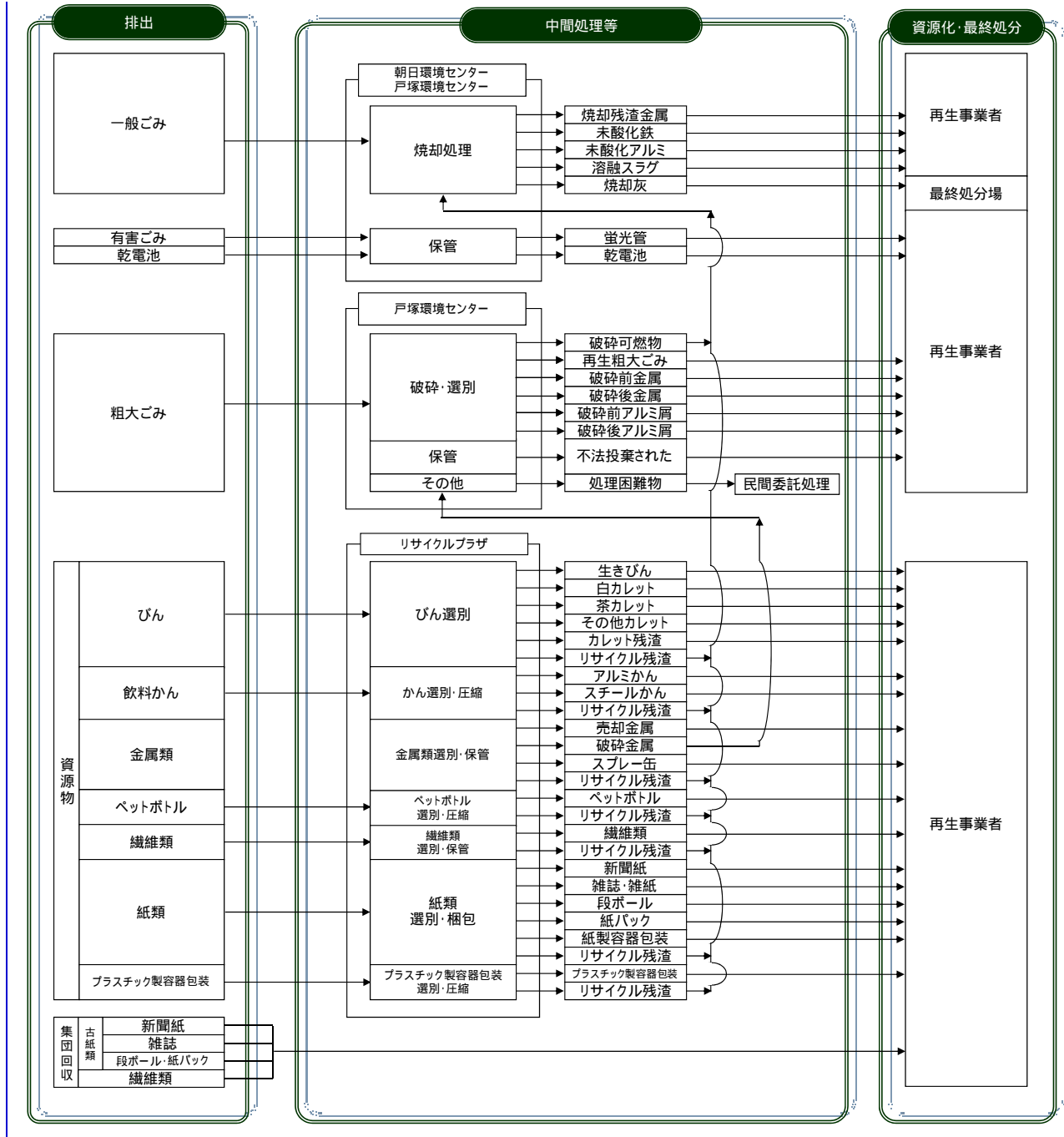


図 2 - 2 ごみ処理フロー

## 2 ごみの分別区分

川口市の家庭系ごみの分別区分を次に示します。

なお、事業系ごみの分別区分は家庭系ごみの分別区分に準じますが、排出にはすべて黄色半透明袋を使用することとしています。

表 2 - 5 家庭系ごみの分別区分

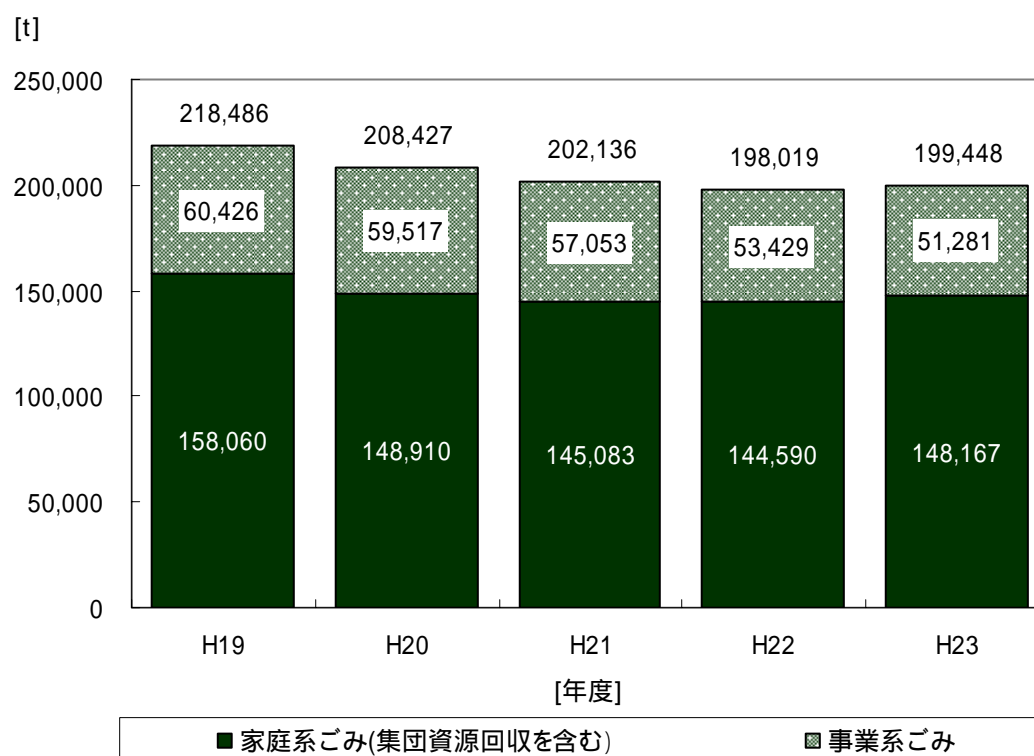
分別品目		内 容	ごみ出し容器等		
一	般 ご み	料理くず、残飯、果物の皮、茶がら、貝がら、チリ紙、油紙、ハンドバッグ、ビデオテープ、茶わん、皿、植木鉢、コップ、棒きれ、靴、木製・プラスチック製のおもちゃなど 引越しごみなどの一時多量ごみは環境センターに自己搬入するか又は一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託	透明又は 白色半透明袋		
	有 害 ご み	蛍光管、水銀体温計	透明袋		
	乾 電 池	乾電池、コイン型電池 ボタン型乾電池、充電式電池は除く	専用ボックス		
	粗 大 ご み	一辺が 40cm を超える大きさのもの 家具類、寝具類など	-		
資 源 物	び	ん	飲料、酒、調味料などのガラスびん	透明袋	
	飲 料	か ん	ジュース、ビールなどの飲料かん	透明袋	
	金 属	類	・缶詰、ミルク・スプレーなどの缶 ・ねじ、やかん、なべ ・フライパン・包丁などの金属製品 ・トースター・炊飯器などの小型電気製品 一辺が 40cm を超える大きさのものは粗大ごみ	透明袋	
	ペ ッ ト	ボ ト ル	飲料・酒・調味料などのペットボトル	透明袋	
	織	維 類	衣類、毛布など	透明袋	
	紙 類	紙	パ ッ ク	飲料用の紙パック	直接ひもでしぼる
		新	聞 紙	新聞紙	直接ひもでしぼる
		雑 誌	・ 雑 紙	雑誌・雑紙	直接ひもでしぼる
		段	ポ ー ル	段ボール	直接ひもでしぼる
		紙 製	容 器 包 装	紙マークが付いているもの	直接ひもでしぼる
プ ラ ス チ ッ ク	製 容 器 包 装	プラマークが付いているもの プラマークが付いていなければ、プラスチック製のものであっても一般ごみ	透明袋		

### 3 ごみ排出量

#### (1) ごみ排出量の実績

川口市のごみ排出量は平成 19 年(2007 年)度の 218,486t をピークに減少傾向にあり、平成 23 年(2011 年)度には 199,448t となっています。

また、家庭系ごみ量<sup>1</sup>は平成 19 年(2007 年)度の 158,060t をピークに減少傾向を示し、平成 22 年(2010 年)度には 144,590t となりますが、平成 23 年(2011 年)度に増加し、148,167t となっています。これは、災害の発生、地デジ化、省エネ化などで家具や家電の買い換えが進み廃棄物の量が増加したものと推測されます。事業系ごみ量<sup>2</sup>は平成 19 年(2007 年)度をピークに減少し、平成 23 年(2011 年)度には 51,281t(約 15%減)となっています。



注) 災害廃棄物量を除く

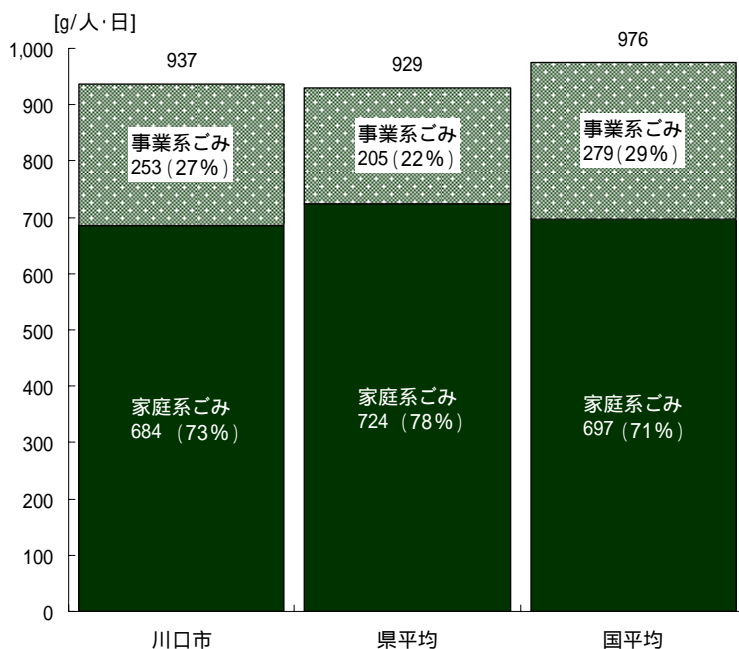
図 2 - 3 ごみ排出量の推移

<sup>1</sup> 家庭系ごみ：市が定期収集するごみおよび集団資源回収により回収された資源ごみの総量

<sup>2</sup> 事業系ごみ：事業者が直接自らあるいは許可業者に依頼して処理施設等に搬入したごみの総量



平成 22 年（2010 年）度の家庭系ごみと事業系ごみの構成比および 1 人 1 日あたりのごみ排出量を図 2 - 4 に示します。川口市の家庭系ごみと事業系ごみの構成比は、国平均と比較して事業系ごみが 2 ポイント低く、埼玉県平均と比較して事業系ごみが 5 ポイント高い値となっています。1 人 1 日あたりのごみ排出量については、家庭系ごみは国および埼玉県平均よりも低い値となっており、事業系ごみは埼玉県平均より高く、国平均より低い値となっています。



出典：環境省一般廃棄物処理事業実態調査

図 2 - 4 家庭系ごみと事業系ごみ（平成 22 年（2010 年）度）

また、1 事業所あたりのごみ排出量を次に示します。

川口市は、1 事業所あたり 2,097 kg/年ですが、埼玉県平均 2,004 kg/年、国平均 2,089 kg/年となっており、埼玉県平均より 4.6%、国平均より 0.4%高い値となっています。

表 2 - 6 1 事業所あたり排出量（平成 22 年（2010 年）度）

項目	区分	区分		
		川口市	埼玉県平均	国平均
事業所数	[事業所]	25,478	280,508	6,356,329
人口	[人]	578,826	7,136,349	127,302,032
人口当たりの事業所数	[事業所/千人]	44	39	50
事業系ごみ排出量	[t]	53,429	562,003	13,278,106
1 事業所あたり排出量	[kg/年]	2,097	2,004	2,089

注) 事業所数は、平成 21 年（2009 年）度 経済センサス  
 埼玉県・国の事業系ごみ量は、環境省一般廃棄物処理事業実態調査平成 22 年（2010 年）度  
 1 事業所あたり排出量 = 事業系ごみ排出量 (t) ÷ 事業所数 (事業所) × 1,000  
 人口当たりの事業所数 = 事業所数 (事業所) ÷ 人口 (千人)

## (2) 1人1日あたりのごみ排出量<sup>1</sup>

川口市の1人1日あたりのごみ排出量は、平成19年(2007年)度の1,060g/人・日をピークに減少し、平成22年(2010年)度には937g/人・日となりますが、平成23年(2011年)度に増加し、944g/人・日となっています。川口市の平成22年(2010年)度の実績値937g/人・日は、全国平均値976g/人・日を下回り、埼玉県平均929g/人・日を上回っています。

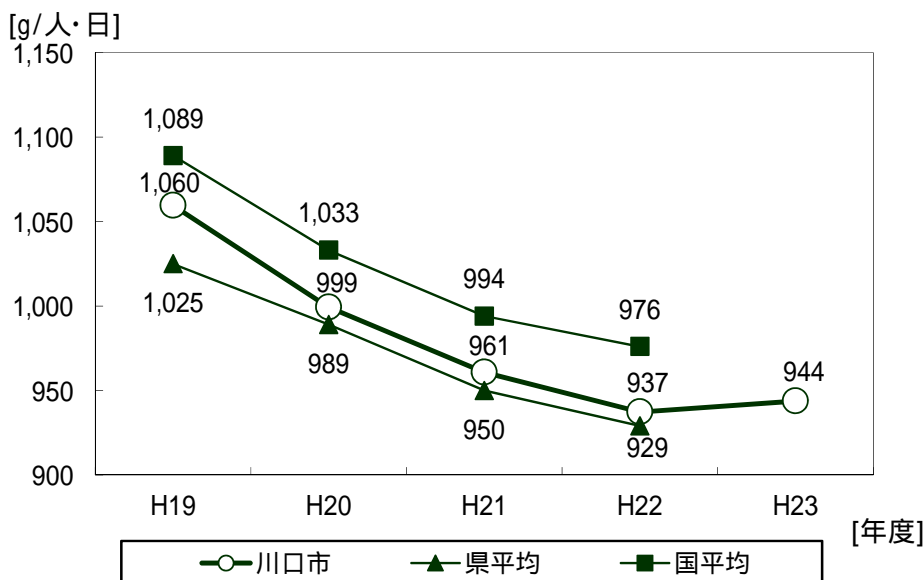


図 2 - 5 1人1日あたりのごみ排出量の推移

## (3) 種類別ごみ排出量の内訳

川口市の平成23年(2011年)度の種類別ごみ排出量は、一般ごみが最も多く156,796t(78.6%)、次いで資源物<sup>注1</sup>20,667t(10.4%)、粗大ごみが4,884t(2.5%)、不燃ごみ<sup>注2</sup>1,063t(0.5%)となっています。

注1) 旧鳩ヶ谷市の「金属・有害」は含まない。

注2) 旧鳩ヶ谷市へ直接搬入されたごみを「不燃ごみ」とした。

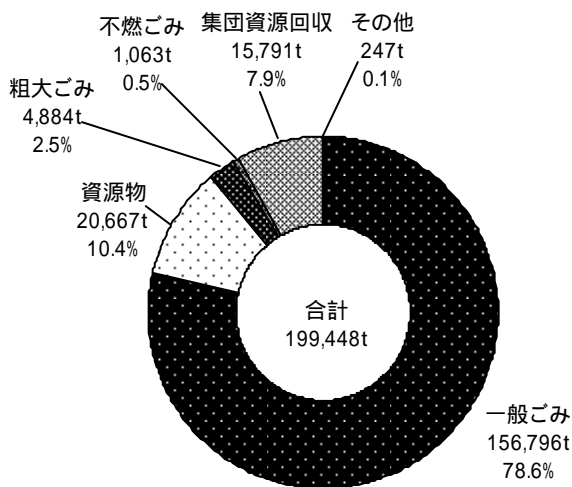


図 2 - 6 種類別ごみ排出量の内訳

<sup>1</sup> 1人1日あたりのごみ排出量(g/人・日): 集団資源回収量を含むごみ排出量(t) ÷ 各年度10月1日現在の人口 ÷ 365日 × 1,000,000 環境省一般廃棄物処理事業実態調査に倣い、うるう年は考慮していない。

## 4 再資源化の実績

### (1) 資源化物量の推移

図 2 - 7 に資源化物量の推移を示します。

川口市の資源化物量は、平成 19 年（2007 年）度の 55,664t をピークに減少し、平成 23 年（2011 年）度には 47,254t となっています。

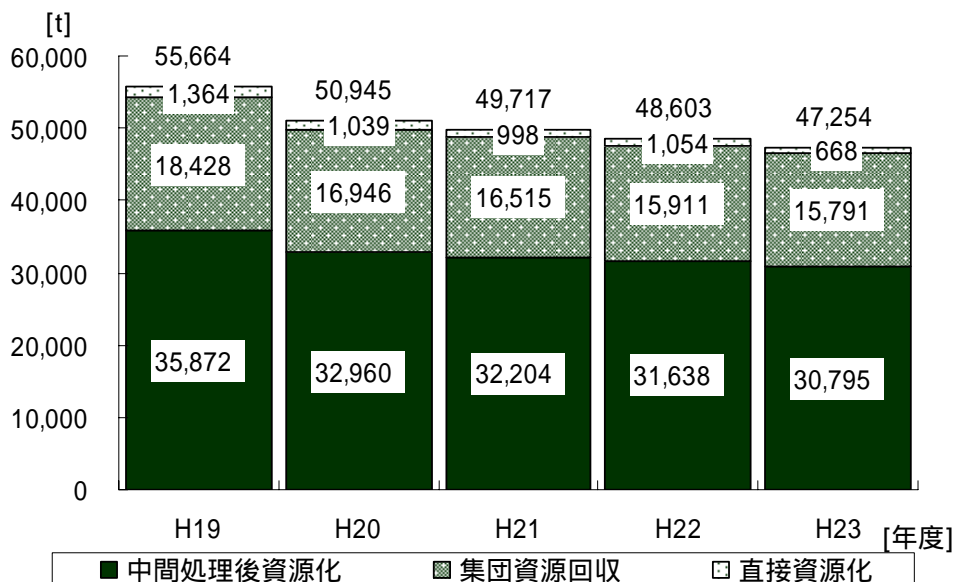


図 2 - 7 資源化物量の推移

### (2) リサイクル率の推移

川口市の平成 22 年（2010 年）度のリサイクル率 24.5 %は、国平均を 3.7 ポイント、埼玉県平均を 0.3 ポイント上回っています。

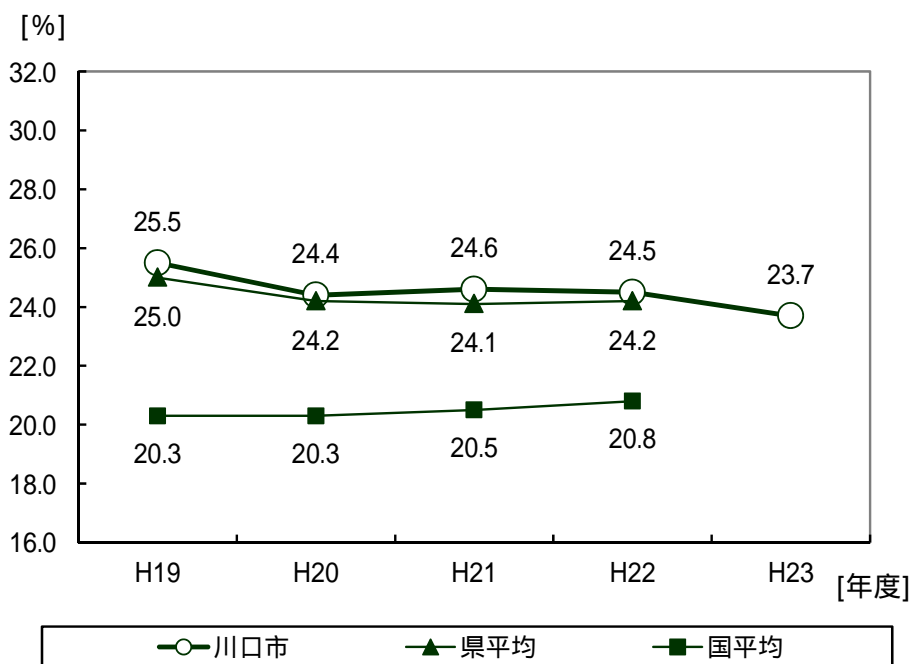


図 2 - 8 リサイクル率の推移

### (3) 集団資源回収の実績

次に集団資源回収の実績を示します。

表 2 - 7 集団資源回収の実績

年度	地域	登録団体数	回収重量 ( t )	助成金 ( 円 )
H19	川口市	298	16,744	167,437,450
	旧鳩ヶ谷市	85	1,684	10,103,790
H20	川口市	302	15,436	154,361,650
	旧鳩ヶ谷市	87	1,510	9,062,796
H21	川口市	307	15,043	150,434,110
	旧鳩ヶ谷市	89	1,472	8,867,748
H22	川口市	317	14,480	144,798,690
	旧鳩ヶ谷市	94	1,431	8,587,962
H23	川口市	367	15,100	151,004,440
	旧鳩ヶ谷市	94	691	4,145,466

合併後に再度川口市に登録した旧鳩ヶ谷市の団体数を含む。

集団資源回収とは、新聞紙、雑誌、段ボールや繊維類など資源として活かせるものを町会や自治会、PTAなどの営利を目的としない住民団体が地域のみなさんと話し合い、回収日時や回収場所などを決めて資源を回収し、資源回収業者に引き取ってもらう回収活動のことです。

表 2 - 8 集団資源回収の対象品目と助成金単価

対象品目	川口市	新聞紙、雑誌、段ボール、繊維類
	旧鳩ヶ谷市	新聞紙、雑誌、段ボール、繊維類、金属類、ガラスびん
助成金単価	川口市	対象品目の回収量 1 kgにつき 10 円
	旧鳩ヶ谷市	対象品目の回収量 1 kgにつき 6 円

集団資源回収を広めていくことは、資源を大切にすることを育て、地域コミュニティの醸成を進めていくだけでなく、ごみの減量にもつながり、限り有る資源を有効に利用することにもなります。

## 5 ごみ質分析結果

### (1) 焼却対象ごみの種類組成（乾燥重量比）

戸塚環境センターの焼却対象ごみの組成（平成19年（2007年）度から平成23年（2011年）度までの平均値）は、紙類が39.5%、プラスチック類が21.2%、繊維類が7.0%、木・竹・わら類が11.8%、ゴム・皮革類が1.3%、厨芥類・貝類・卵殻類が11.4%、金属類が1.7%、ガラス・陶器・土砂雑物類が3.4%、その他が2.7%を占めています。

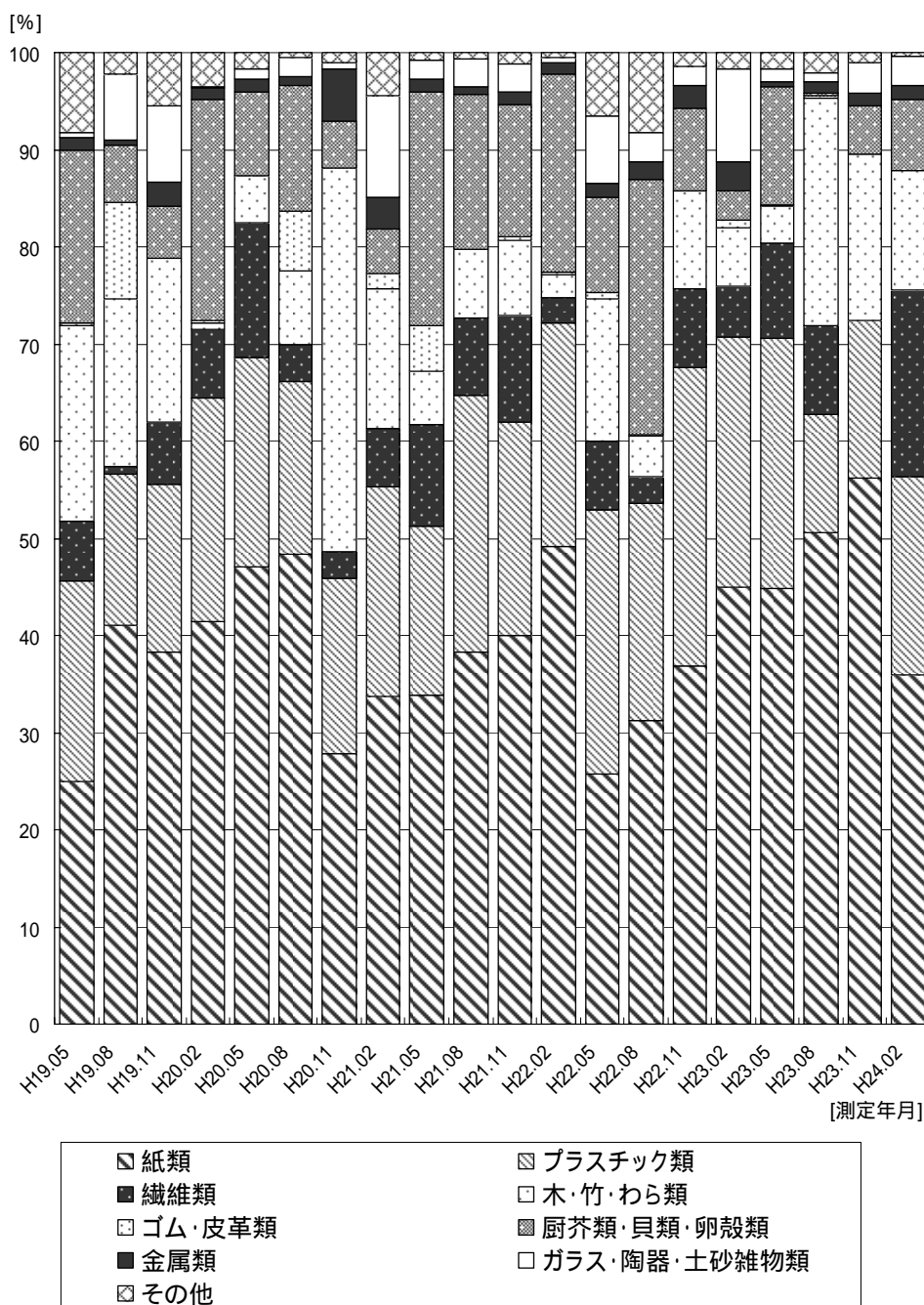


図 2 - 9 戸塚環境センターの焼却対象ごみの組成（乾燥重量比）

朝日環境センターの焼却対象ごみの組成（平成 19 年（2007 年）度から平成 23 年（2011 年）度までの平均値）は、紙類が 43.3%、プラスチック類が 23.5%、繊維類が 6.9%、木・竹・わら類が 6.1%、ゴム・皮革類が 1.4%、厨芥類・貝類・卵殻類が 10.8%、金属類が 1.4%、ガラス・陶器・土砂雑物類が 3.3%、その他が 3.4% を占めています。

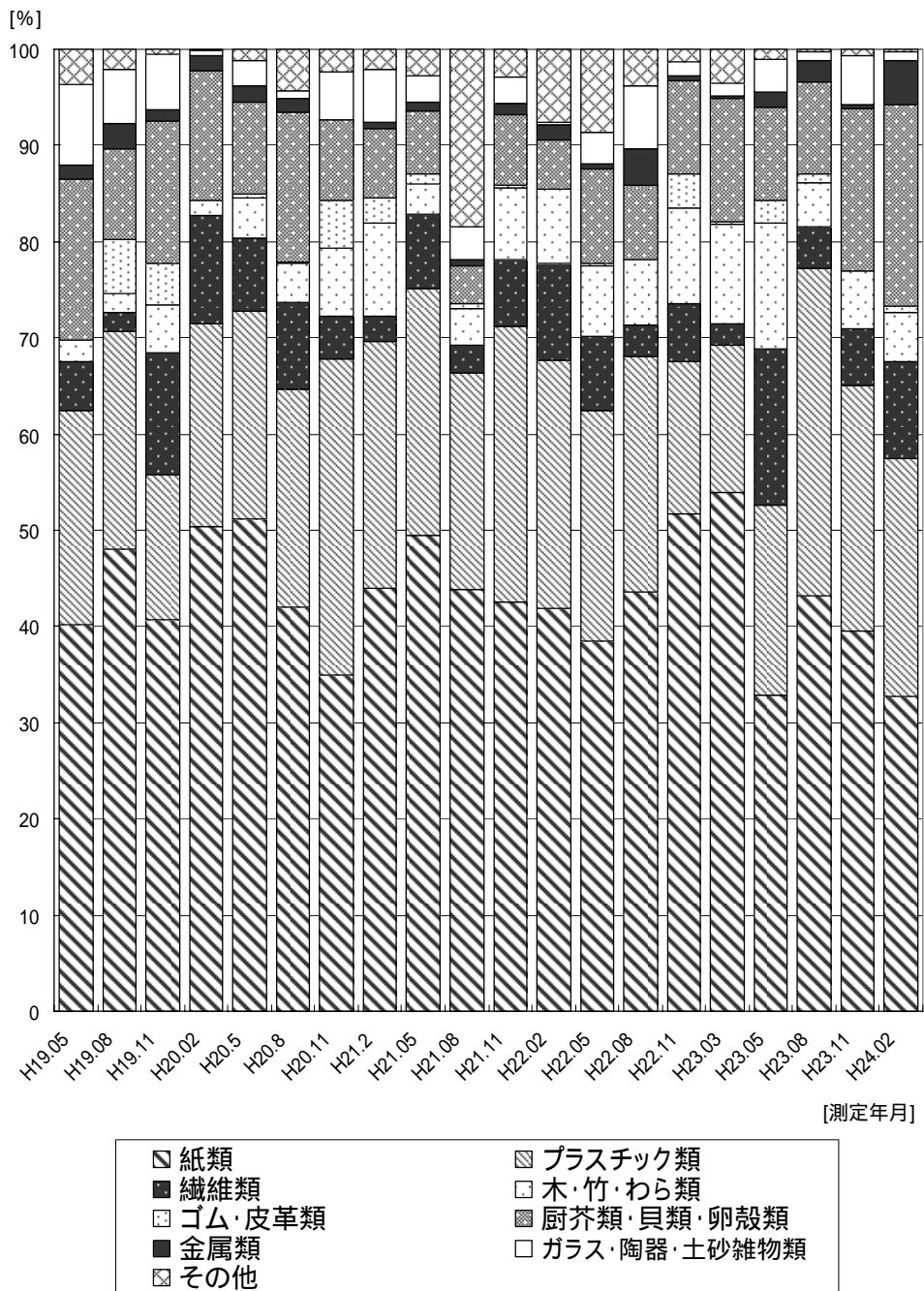


図 2 - 10 朝日環境センターの焼却対象ごみの種類組成（乾燥重量比）

## (2) 焼却対象ごみの3成分値(重量比)

次に、戸塚環境センターの焼却対象ごみの3成分値<sup>1</sup>(重量比)を示します。

戸塚環境センターの3成分値(平成19年(2007年)度から平成23年(2011年)度までの平均値)は、水分が43.0%、灰分が7.7%、可燃分が49.4%となっています。

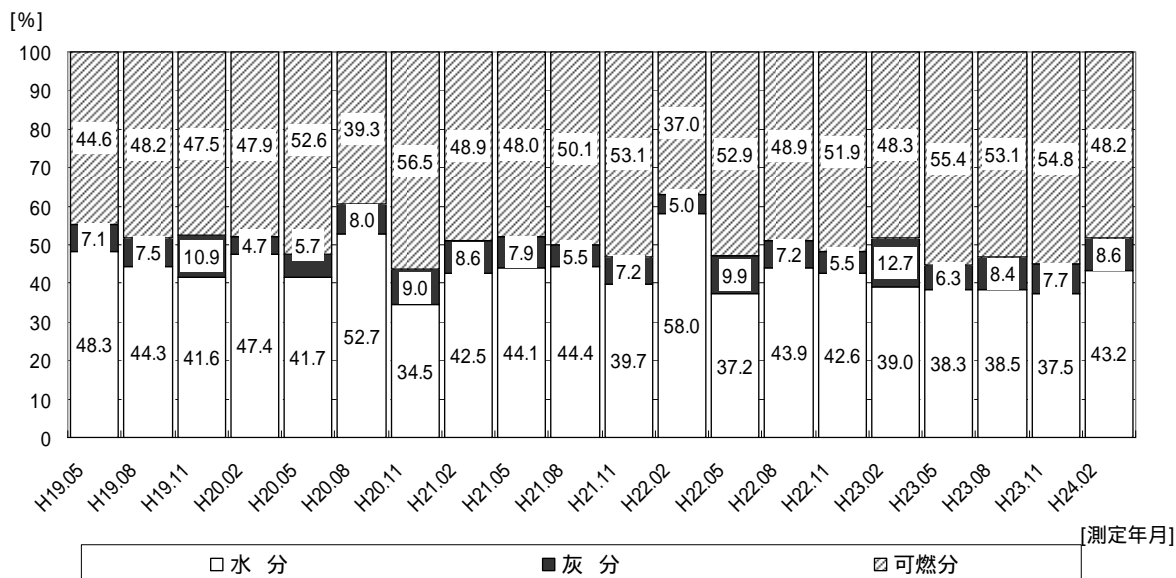


図 2 - 11 戸塚環境センターの焼却対象ごみの3成分値(重量比)

次に、朝日環境センターの焼却対象ごみの3成分値(重量比)を示します。

朝日環境センターの3成分値(平成19年(2007年)度から平成23年(2011年)度までの平均値)は、水分が46.1%、灰分が7.8%、可燃分が46.1%となっています。

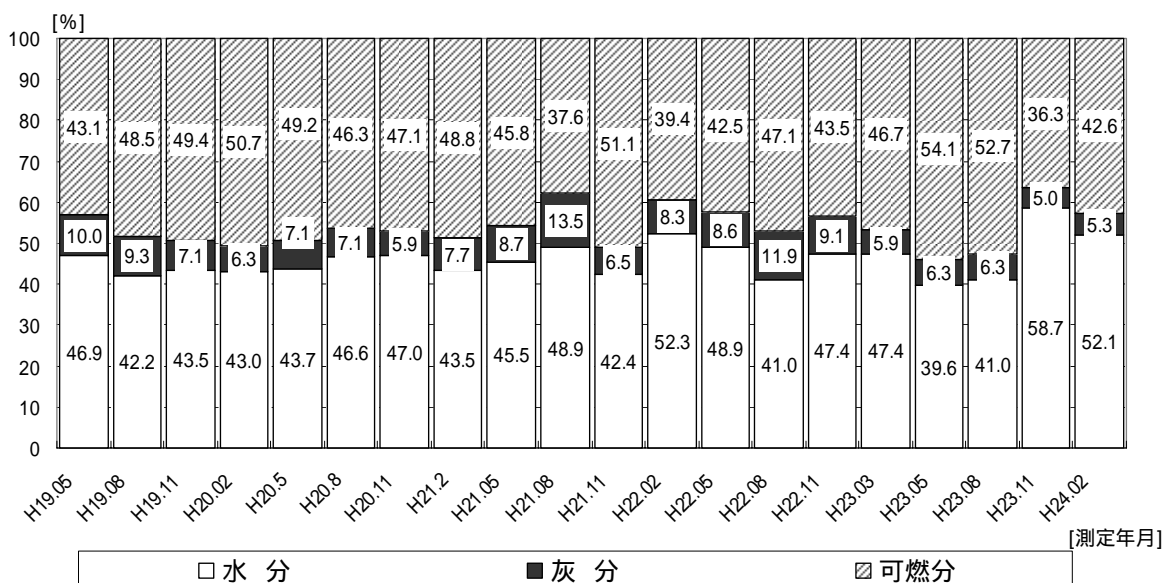


図 2 - 12 朝日環境センターの焼却対象ごみの3成分値(重量比)

<sup>1</sup> 3成分値：ごみの性状を把握するために、焼却するごみを水分、灰分、可燃分の三成分の構成比で示すもの

### (3) 焼却対象ごみの単位体積重量<sup>1</sup>と低位発熱量<sup>2</sup>

次に、戸塚環境センターの焼却対象ごみの単位体積重量と低位発熱量を示します。  
 戸塚環境センターの単位体積重量（平成19年（2007年）度から平成23年（2011年）度までの平均値）は167kg/m<sup>3</sup>、低位発熱量（平成19年（2007年）度から平成23年（2011年）度までの平均値）は2,392 kcal/kgです。

焼却処理施設の設計条件は、低質ごみが1,200 kcal/kg、基準ごみが1,900 kcal/kg、高質ごみが2,600 kcal/kgとなっており、高質ごみを超える低位発熱量が若干見られます。

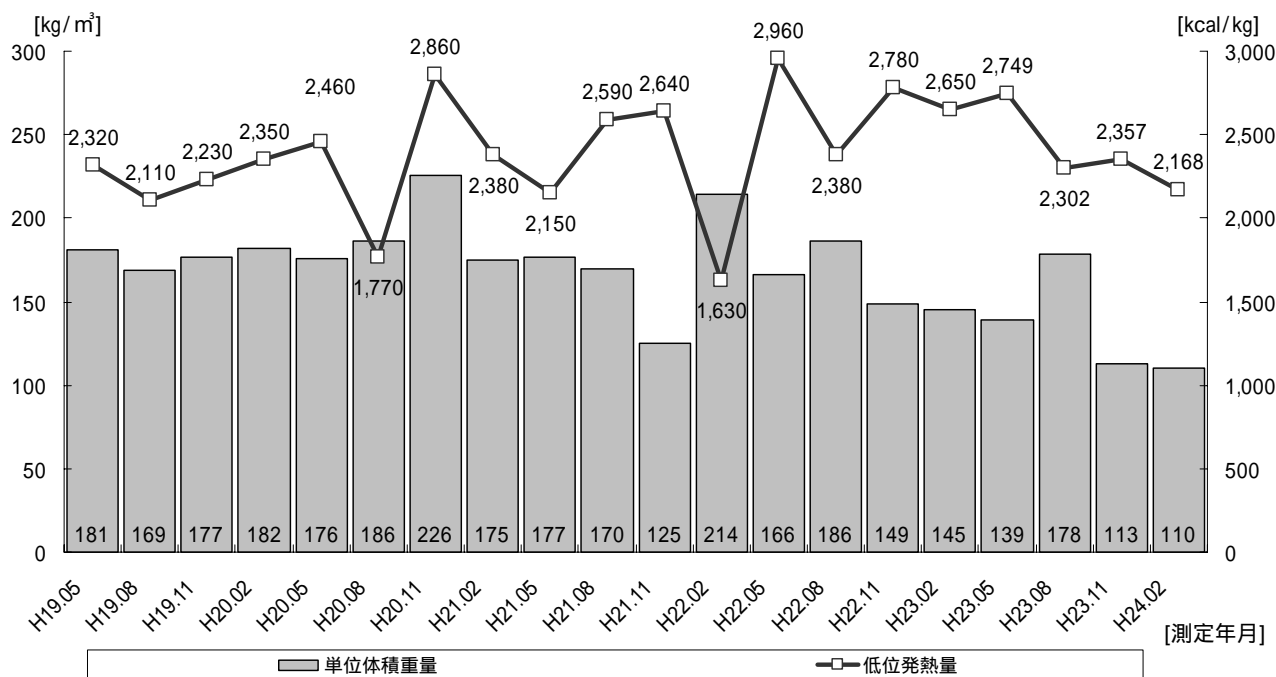


図 2 - 13 戸塚環境センターの焼却対象ごみの単位体積重量と低位発熱量

次に、朝日環境センターの焼却対象ごみの単位体積重量と低位発熱量を示します。  
 朝日環境センターの単位体積重量（平成19年（2007年）度から平成23年（2011年）度までの平均値）は184 kg/m<sup>3</sup>、低位発熱量（平成19年（2007年）度から平成23年（2011年）度までの平均値）は2,094 kcal/kgです。

焼却処理施設の設計条件は、低質ごみが1,240 kcal/kg（5,190 kJ/kg）、基準ごみが2,197 kcal/kg（9,200 kJ/kg）、高質ごみが3,098 kcal/kg（12,970 kJ/kg）となっており、概ねこの範囲に納まっています。

排出されたごみは、成分により低質ごみ～高質ごみに区分されます。ごみの成分が異なるため、燃焼時の発熱量が異なることが特徴です。

- ・低質ごみ：水分を多く含む生ごみ等の割合が高いごみ [発熱量低]
- ・基準ごみ：低質ごみと高質ごみのどちらでもない平均的なごみ
- ・高質ごみ：プラスチック類や紙類等の割合が高いごみ [発熱量高]

<sup>1</sup> 単位体積重量：焼却するごみの単位重量あたりの体積

<sup>2</sup> 低位発熱量：焼却するごみの燃焼によって発生した熱量を示すもの



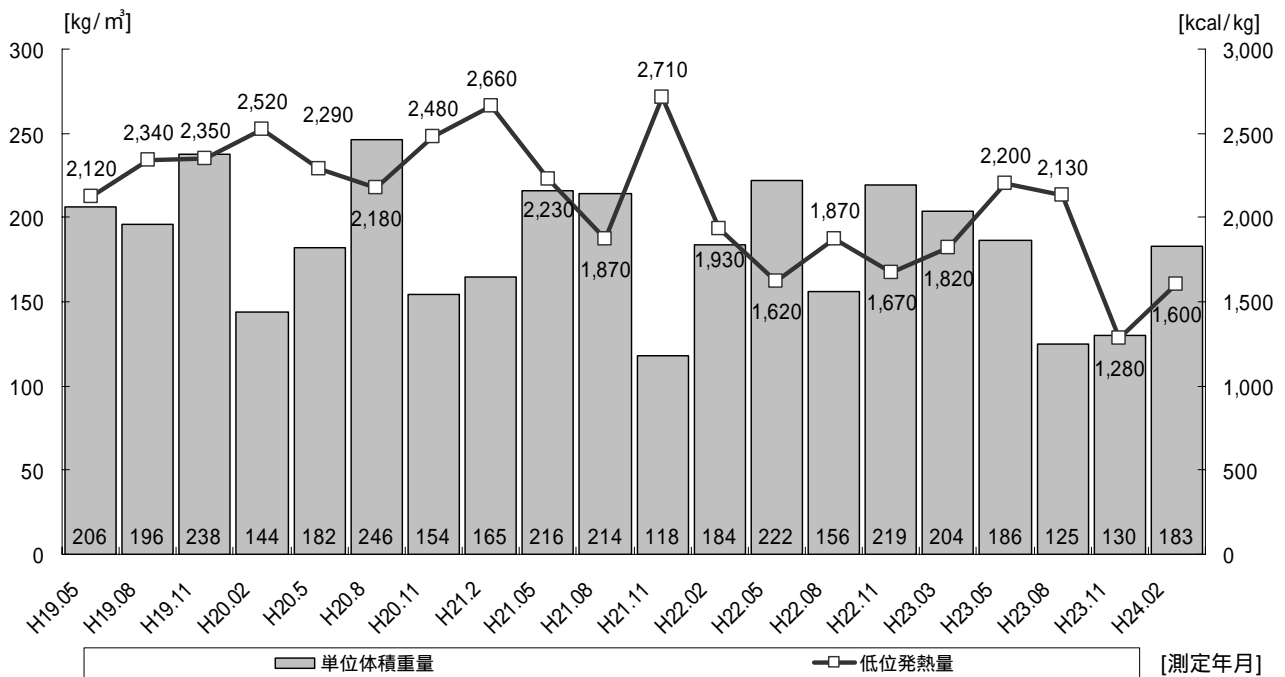


図 2 - 14 朝日環境センターの焼却対象ごみの単位体積重量と低位発熱量

## 6 収集運搬の概要

### (1) 収集運搬の状況

家庭系ごみの収集運搬の状況を次に示します。なお、事業系ごみについては、排出事業者処理責任に基づき、市による収集は一切行っておりません。一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集を依頼するか、川口市処理施設へ自己搬入することとしています。

表 2 - 9 収集運搬の状況

分別品目		収集回数	排出場所	
一般ごみ		週 2 回	一般ごみステーション	
有害ごみ				
乾電池		施設の開館時随時	市役所・支所・公民館等	
粗大ごみ		随時	各戸収集	
資源物	びん	月 2 回	資源物ステーション	
	飲料かん			
	金属類			
	ペットボトル			
	繊維類			
	紙類			紙パック
				新聞紙
				雑誌・雑紙
段ボール				
プラスチック製容器包装		週 1 回 (毎週水曜日)	一般ごみステーション	

## (2) 収集運搬車両

川口市の収集運搬で使用している車両等の状況を次に示します。

表 2 - 10 収集車両台数および人員一覧（平成 24 年（2012 年）4 月 1 日現在）

種 類	使用車両台数（台）			人員（人）			
	直 営	委 託	合 計	直 営	委 託	合 計	
一 般 ご み	32	77	109	83	155	238	
粗 大 ご み	0	11	11	0	18	18	
資 源 物	びん・飲料かん・ ペットボトル・繊維類	21	21	42	38	40	78
	金 属 類	0	8	8	0	18	18
	紙 類	0	18	18	0	34	34
	プラスチック製容器包装	32	67	99	83	131	214
有害ごみ(蛍光管・水銀体温計)	32	77	109	83	155	238	
ふれあい収集・乾電池	4	0	4	8	0	8	
側 溝 ご み	32	4	36	83	7	90	
小 動 物 死 体	0	3	3	0	2	2	
不 法 投 棄 物	4	0	4	4	0	4	

出典：平成 24 年（2012 年）度版清掃事業概要  
種類ごとの収集に使用する台数のことで、重複があるため実際に保有している台数とは異なる。

## (3) 収集運搬量

次に収集運搬量の推移を示します。

川口市の日平均収集運搬量は、平成 19 年（2007 年）度をピークに減少していま  
す。

表 2 - 11 収集運搬量の推移

項目（単位）	年度	H19	H20	H21	H22	H23	
	収集・運搬合計	t/年	186,201	177,862	172,746	169,751	168,864
	日平均	t/日	510.1	487.3	473.3	465.1	462.6
家庭系ごみ	t/年	135,094	127,331	123,995	123,763	124,581	
一般ごみ	t/年	109,316	104,106	101,321	101,003	101,323	
資源物	t/年	23,022	20,525	19,988	20,110	20,501	
粗大ごみ	t/年	2,355	2,322	2,316	2,285	2,510	
乾電池	t/年	58	53	58	59	68	
有害ごみ（蛍光管）	t/年	6	6	6	6	11	
金属類・有害ごみ	t/年	337	319	306	300	168	
事業系ごみ	t/年	51,107	50,531	48,751	45,988	44,283	
一般ごみ	t/年	51,062	50,488	48,709	45,944	44,235	
資源物	t/年	16	28	39	42	45	
粗大ごみ	t/年	29	15	3	2	3	

金属類・有害ごみ：旧鳩ヶ谷市で収集していた金属類、有害ごみおよび乾電池を示す項目

## 7 中間処理の概要

### (1) 中間処理の状況

川口市の中間処理の状況を次に示します。

表 2 - 12 中間処理の状況

分別品目		中間処理等の概要	
一	般 ご み	戸塚環境センター、朝日環境センターで焼却処理後、焼却主灰は朝日環境センターでガス化溶融処理して、スラグ化し再利用しています。金属、未酸化鉄、未酸化アルミは再資源化し、焼却飛灰および溶融飛灰を埋立処分しています。	
	有 害 ご み	朝日環境センターおよび戸塚環境センターに保管後、再資源化しています。	
	乾 電 池	朝日環境センターに保管後、再資源化しています。	
	粗 大 ご み	戸塚環境センターで破碎処理し、可燃残渣は焼却処理し、再生粗大ごみ、破碎前金属、破碎後金属、破碎前アルミ屑、破碎後アルミ屑を再資源化しています。 不法投棄された特定家庭用機器は、保管し、再資源化しています。	
資 源 物	び ん	リサイクルプラザで選別し、再資源化しています。 可燃残渣は焼却処理しています。	
	飲 料 か ん	リサイクルプラザで選別・圧縮し、再資源化しています。 可燃残渣は焼却処理しています。	
	金 属 類	リサイクルプラザで選別・保管し、再資源化しています。 可燃残渣は焼却処理しています。	
	ペ ッ ト ボ ト ル	リサイクルプラザで選別・圧縮し、再資源化しています。 可燃残渣は焼却処理しています。	
	織 維 類	リサイクルプラザで選別・保管し、再資源化しています。 可燃残渣は焼却処理しています。	
	紙 類	紙 パ ッ ク	リサイクルプラザで選別・梱包し、再資源化しています。 可燃残渣は焼却処理しています。
		新 聞 紙	
		雑 誌 ・ 雑 紙	
		段 ボ ー ル	
	紙 製 容 器 包 装		
	プ ラ ス チ ッ ク 製 容 器 包 装	リサイクルプラザで選別・圧縮し、再資源化しています。 可燃残渣は焼却処理しています。	

## (2) 中間処理施設

川口市の中間処理施設の概要を次に示します。

### ア 焼却処理施設

表 2 - 13 焼却処理施設の概要

名 称	朝日環境センター	戸塚環境センター西棟
所 在 地	川口市朝日 4 丁目 21 番 33 号	川口市大字藤兵衛新田 290 番地
敷 地 面 積	31,025.27 m <sup>2</sup>	51,865.8 m <sup>2</sup>
竣 工	平成 14 年 (2002 年) 11 月	3 号炉 : 平成 6 年 (1994 年) 3 月 4 号炉 : 平成 2 年 1 月
焼 却 能 力	420t / 日 (140t / 24h × 3 炉)	3 号炉 : 150t / 24h 4 号炉 : 150t / 24h
処 理 方 式	流動床式ガス化溶融システム	ストーカ式
受 入 供 給 設 備	ピットアンドクレーン	ピットアンドクレーン
燃 焼 ガ ス 冷 却 設 備	廃熱ボイラ	廃熱ボイラ
排 ガ ス 処 理 設 備	湿式 (苛性ソーダ 溶液による洗浄)・触媒脱硝	半乾式 (消石灰スラリー噴霧)
集 塵 装 置	バグフィルタ	バグフィルタ
排 水 処 理 設 備	凝集沈殿および生物処理	凝集沈殿および生物処理 (回転円板法)
余 熱 利 用 設 備	発電 : 12,000 kW 場内 : 給湯 場外 : リサイクルプラザ棟給湯・給電	発電 : 2,100 kW × 2 基 場内 : 給湯・暖房 場外 : 厚生会館給湯

### イ 資源化施設

表 2 - 14 資源化施設の概要

名 称	リサイクルプラザ
所 在 地	川口市朝日 4 丁目 21 番 33 号
敷 地 面 積	31,025.27 m <sup>2</sup> (朝日環境センターに併設)
竣 工	平成 14 年 (2002 年) 11 月
処 理 能 力	びん類処理ライン : 35t / 5 h かん類処理ライン : 31t / 5 h ペットボトル処理ライン : 9t / 5 h プラスチック製容器包装等処理ライン : 20t / 5 h
啓 発 施 設	リサイクルショップ、リサイクル工房、展示ホール、実習室、図書・ビデオライブラリー、研修室
そ の 他 の 設 備	余熱利用施設、新エネルギー設備、喫茶・軽食コーナー

ウ 粗大ごみ処理施設

表 2 - 15 粗大ごみ処理施設の概要

名 称	戸塚環境センター粗大ごみ処理施設	
所 在 地	川口市大字藤兵衛新田 290 番地	
敷 地 面 積	51,865.8 m <sup>2</sup> (戸塚環境センターに併設)	
竣 工	昭和 50 年 2 月	
処 理 能 力	75t / 5 h	
受 入 供 給 設 備	ピットアンドクレーン	
選 別 設 備	ドラム回転式磁選機 1 基、アルミ選別機 1 基	
排 出 設 備	振動コンベヤ 1 基、可燃物コンベヤトラフ型 4 基、磁性物コンベヤトラフ型 2 基、アルミ搬出コンベヤトラフ 2 基	
貯 留 設 備	自立トラック直積式 (容量 15 m <sup>3</sup> ) 1 基	

エ ストックヤード

表 2 - 16 ストックヤードの概要

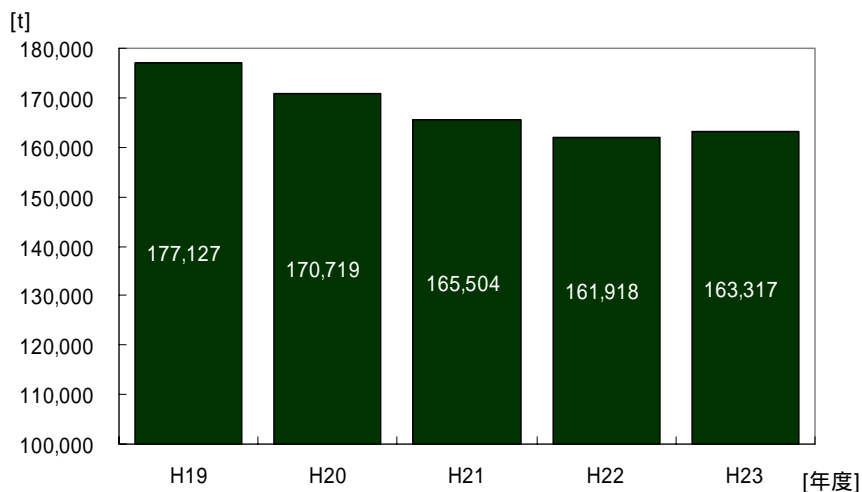
名 称	南ストックヤード	鳩ヶ谷ストックヤード
所 在 地	川口市朝日 5 丁目 4 番 1 号	川口市八幡木 3 丁目 18 番地の 11 号
敷 地 面 積	7,612.73 m <sup>2</sup>	
建 築 面 積	A 棟 : 2,087.5 m <sup>2</sup> B 棟 : 1,019.1 m <sup>2</sup>	384.85 m <sup>2</sup>
保 管 物	A 棟 : 金属類、段ボール	段ボール、再生粗大ごみ

### (3) 中間処理量

#### ア 焼却処理量

次に焼却処理量の推移を示します。

焼却処理量は、平成 19 年（2007 年）度をピークに減少傾向を示していますが、平成 23 年（2011 年）度に若干増加しています。



注) 災害廃棄物量を除く  
平成 23 年（2011 年）度は、戸塚環境センターの大規模改修工事に伴い外部へ焼却委託した量を含む

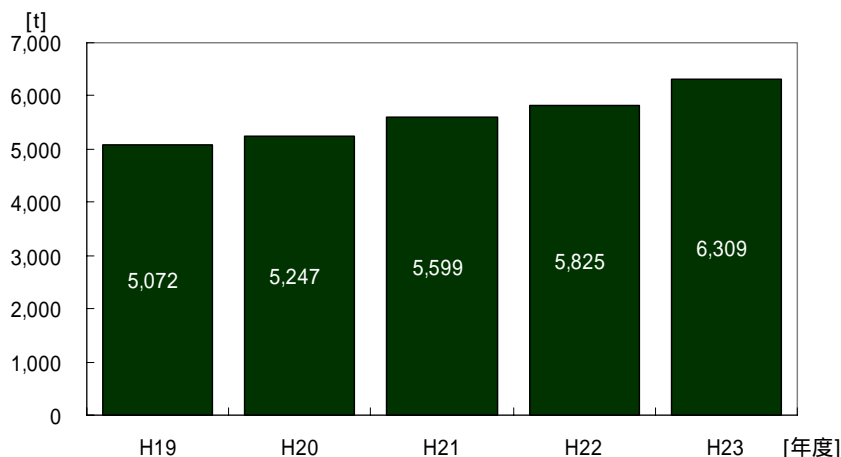
図 2 - 15 焼却処理量の推移

#### イ 破碎処理量

次に破碎処理量の推移を示します。

破碎処理量は、増加傾向を示しています。平成 23 年（2011 年）度の増加については、災害の発生、地デジ化、省エネ化、などで買い替えが進んだことが原因であると推測されます。

なお、破碎処理量は、川口市の粗大ごみ量（破碎処理施設に搬入された量で、保管等の量を含む。）に、旧鳩ヶ谷市分別作業場で中間処理の対象となっていた直接搬入ごみ、金属類・有害ごみおよび粗大ごみの量を加え算出しました。



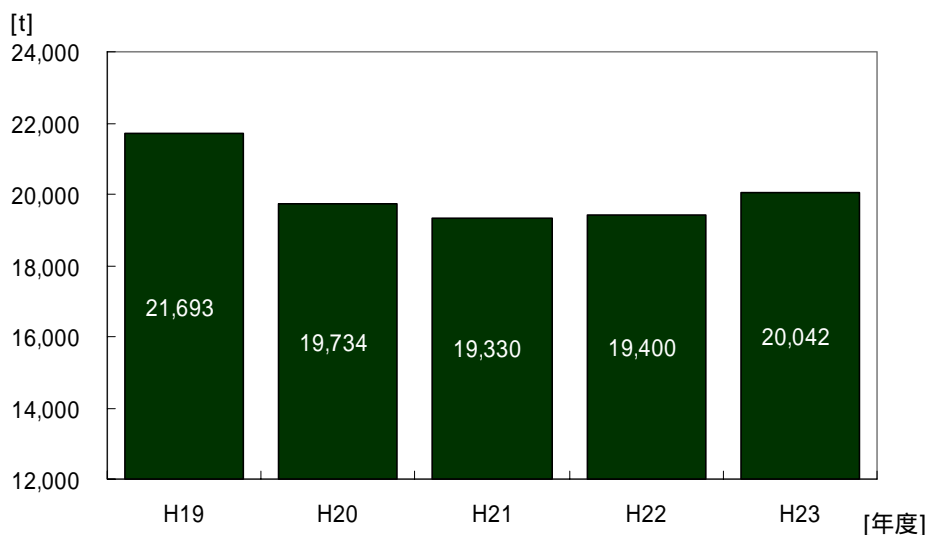
注) 災害廃棄物量を除く

図 2 - 16 破碎処理量の推移

## ウ 資源物処理量

次に資源物処理量の推移を示します。

資源物処理量は、平成 21 年（2009 年）度まで減少傾向を示していましたが、その後増加傾向となり、平成 23 年（2011 年）度には、20,042t となっています。



注) 資源物処理量は、リサイクルプラザ処理量、旧鳩ヶ谷市資源ごみ分別施設処理量、旧鳩ヶ谷市剪定枝リサイクル量、旧鳩ヶ谷市プラスチック製容器包装処理量の合計値です。

図 2 - 17 資源物処理量の推移

## 8 最終処分の概要

### (1) 最終処分の概要

朝日環境センターでは、戸塚環境センターで発生する焼却主灰も併せて溶融スラグ化し、再資源化することにより、最終処分量を少なくしています。

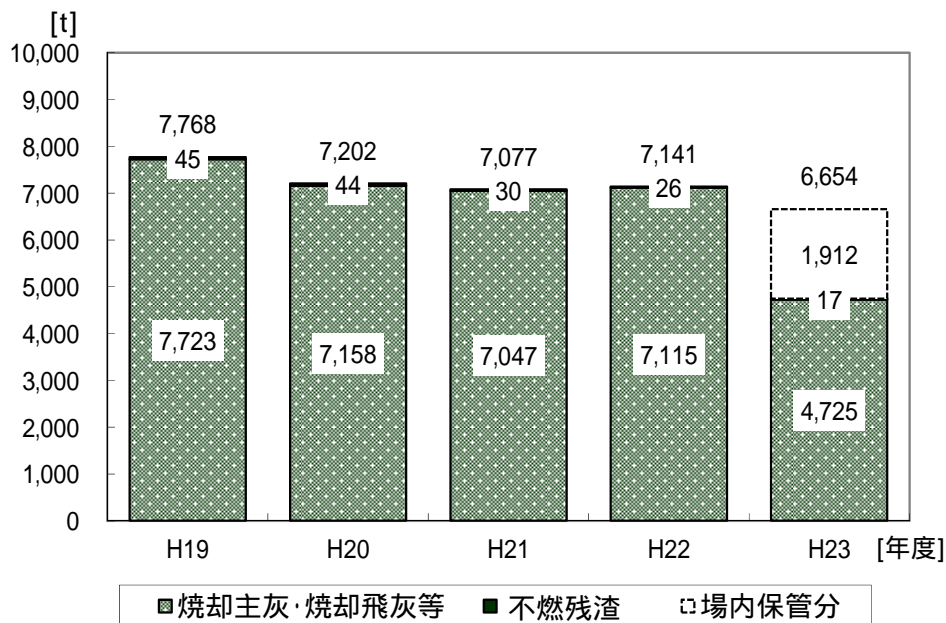
焼却飛灰および溶融飛灰（以下、「焼却飛灰等」といいます。）の処分は市外の県営および民間の最終処分場で行っています。

### (2) 最終処分量

次に、最終処分量の推移を示します。

川口市の最終処分量は、平成 19 年（2007 年）度をピークに減少傾向を示し、平成 23 年（2011 年）度には、4,742t となっています。

平成 23 年（2011 年）度の最終処分量については、戸塚環境センターの大規模改修工事のため焼却処理の一部を他市等へ委託したこと、および川口市が焼却飛灰等を搬出している最終処分場に他県の自治体が国の基準値を超える放射性物質を含む焼却灰を搬入した影響で、受け入れが停止され、焼却飛灰等を場内で保管していたことなどにより、大幅な減となっています。



旧鳩ヶ谷市の分別作業場で分別された残渣物

図 2 - 18 最終処分量の推移



## 9 ごみ減量化・再生利用の状況

---

### (1) 広報・啓発活動

「川口市家庭ごみの分け方・出し方」、「広報かわぐち」(レジ袋削減の取り組みおよび、講演会・環境イベント・エコリサイクル推進事業所の募集等の連絡事項を随時掲載) ホームページ、パンフレット、ポスターを活用し、ごみの発生抑制・再資源化のための広報・啓発活動を行っています。

#### ア 広報紙「PRESS530(ごうさんまる)」

市内のごみ問題、環境問題について知っていただき、より住み良い環境を目指すために、年3回(3月、7月、11月)広報紙「PRESS530(ごうさんまる)」を発行しています。

#### イ 家庭ごみ収集日情報メール

申込者に対し、家庭ごみ収集日情報メールを携帯電話やパソコンのメールアドレスあてに配信するサービスを行っています。

#### ウ ごみ減量チェックリスト

ごみの減量化を一人ひとりの普段の行動から意識できるように、「ごみ減量チェックリスト」を配布しています。

### (2) 環境学習の充実

#### ア 環境学習・学習現場等への出張講座・施設見学の実施

「総合的な学習の時間」等において、環境問題をテーマとする学校・町会等に対し、出張講座・施設見学の対応を行っています。

リサイクルプラザでは、朝日環境センターのごみ焼却施設と再資源化・啓発施設を見学しながら、一人ひとりがごみの減量化について考えていただくことを目的とした施設見学を実施しています。

#### イ エコクッキング教室

家計や環境にやさしいエコクッキングを家庭でも実践できるよう教室を開催しています。

#### ウ かわぐち環境大学

環境に関する知識を深めてもらうことを目的に、複合的な環境学習の場としてかわぐち環境大学を開催しています。

#### エ ごみまるまつり in TOZUKA

地域住民に施設を開放することで、廃棄物処理施設のイメージ向上を図るとともに、廃棄物問題への関心を高めるために開催しています。

#### オ リサイクルプラザ夏休み特別企画

市内小・中学校の夏休み時期に合わせ、リサイクル工作教室の開催や学習コーナー等を充実させています。夏休みの宿題等で環境問題を取りあげ、学習目的に来館する方の、ごみ・リサイクルに関する知識を深めることを目的として実施しています。

#### カ 3 R 推進月間事業

毎年10月を「リデュース・リユース・リサイクル推進月間」(略称3 R 推進月間)と定め、環境省を含む3 R 関係8 省庁や地方公共団体などにより、3 R 推進に対する理解と協力を求めるための取り組みが行われています。川口市においても10月に様々なイベントを実施し、3 R の普及啓発を推進しています。

#### キ 各種リサイクル体験教室等

リサイクルへの関心とごみ減量の啓発を目的に、こどもから大人まで幅広い層を対象とした各種リサイクル体験教室等を開催しています。

### (3) ふれあい収集

高齢者や障害のある方など、家庭ごみを自ら指定のステーションに運び出すことが困難な市民を対象に、戸別収集を実施するとともに、対象者の安否確認を行う「ふれあい収集」を行っています。

### (4) クリーン推進員

廃棄物処理法第5条の8の規定による「廃棄物減量等推進員制度」として、平成7年(1995年)2月より「川口市クリーン推進員制度」を導入し、地域住民代表630名(平成24年(2012年)10月1日現在)の市民を委嘱しています。

活動内容は、分別の指導(協力要請)および啓発、集団資源回収・美化活動等の指導(要請)および協力、ステーションの排出調査、市への連絡および報告、その他ごみ減量化および再資源化に関することとなっています。

### (5) 3 R 推進活動等助成事業

町会および自治会が行う3 R 推進活動等を助成することにより市民の廃棄物問題に対する意識の向上と、循環型社会の構築および地域コミュニティ意識の醸成に寄与することを目的に、平成19年(2007年)4月から実施しています。

3 R 推進に関する研修会等の啓発活動、一般ごみステーションにおける不法投棄防止対策、集積所周辺を含む清掃等の維持管理活動の3項目を必須項目とし、その他、地域清掃や資源物ステーションにおける不法投棄防止対策活動などの12項目のメニューから、団体の実情に合わせて4項目以上を選択、合計7項目以上の3 R 推進活動等を各町会・自治会が自主的に実施する制度です。

なお、助成金額は1世帯あたり400円を上限額とし、この額に町会・自治会加入世帯数を乗じて得た額としていますが、近年、川口市の町会・自治会加入率は低下傾向にあります。

## (6) 川口市地球高温化対策活動支援金による生ごみ処理容器の購入支援

家庭から排出される生ごみの自家処理により、生ごみの減量を図るため、容器を常に良好な状態で維持管理し、継続して当該機器を使用する活動に対し、支援金を交付しています。

### 【容器の要件】

- ・容器の内部で生ごみを減量する機能を有するもの
- ・耐水性および耐久性の材質のもの
- ・臭気等の発散の防止や雨水が流入しないフタがあるもの

### 【支援金額】

1基の上限20,000円とし、購入額に2分の1を乗じて得た額(100円未満切捨)

## (7) 集団資源回収団体助成事業

資源を大切に作る心を育て、地域コミュニティの醸成をするとともに、ごみの減量と資源の有効利用をすることを目的とした集団資源回収を広めていくため、助成金の交付を行っています。実績などは30ページの第2節4(3)に記載のとおりです。

## (8) 使用済みインクカートリッジの回収箱の設置

循環型社会の構築とごみの減量に向けた取り組みの一環として、プリンターメーカーが共同で実施する使用済みインクカートリッジのリサイクル活動「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」に参加し、回収箱を設置しています。

### 【回収箱設置場所】

市役所本庁舎ロビー、川口駅前行政センター、芝支所、新郷支所、神根支所、安行支所、戸塚支所、中央図書館、前川図書館、新郷図書館、横曽根図書館、戸塚図書館、戸塚環境センター、リサイクルプラザ1階

## (9) 使用済み携帯電話の拠点回収

レアメタルを回収し循環資源として活用することの重要性を知っていただくとともに、更なるごみの減量を目的に、使用済み携帯電話の回収を実施しています。

### 【回収ボックス設置場所】

廃棄物対策課窓口、市役所本庁舎ロビー、各支所(芝支所、新郷支所、神根支所、安行支所、戸塚支所)、鳩ヶ谷庁舎エントランスホール

## (10) レジ袋の大幅な削減に向けた取り組み

レジ袋の使用量を大幅に削減するための取り組みを推進することにより、廃棄物の発生と温室効果ガスの排出の抑制に対する市民および事業者の意識の向上を図り、地球高温化の防止と循環型社会の形成に資することを目的として、平成22年(2010年)6月に「川口市レジ袋の大幅な削減に向けた取組の推進に関する条例」を施行し、レジ袋辞退率60%を目標に活動を行っています。



## (11) エコリサイクル推進事業所

廃棄物の減量やリサイクル、地球高温化対策など、環境保全への取り組みを積極的に行っている事業所を、「川口市エコリサイクル推進事業所」として認定しています。

平成24年(2012年)10月1日現在、エコリサイクル推進事業所登録数は161事業所であり、その内訳はエコリサイクルショップ(店舗)36事業所、エコモーション(事務所等)125事業所となっています。



## (12) リサイクルショップ・工房

リサイクルプラザ内にあるリサイクルショップでは、不用になったものを無償でお譲りいただき、必要とされる方に無料にて差し上げています。

また、リサイクル工房で粗大ごみから再生した家具類に最低価格を設定し、競争入札方式で販売しています。

## (13) おもちゃの病院

リサイクルプラザでは毎月第2日曜日に、こわれてしまったおもちゃを専門のボランティアスタッフが修理する「おもちゃの病院」を開催しています。

## (14) 朝いち親子フリーマーケットの開催

リサイクルプラザでは、毎月第4日曜日の午前中に、親子で出店のフリーマーケットを開催しています。

## (15) エコライフDAY

6月の第2日曜日に、地球高温化防止と環境のことを考えた生活をし、その結果を記入したチェックシートを提出していただき、参加者数と二酸化炭素削減量を取りまとめ公表しています。

川口市内の市民団体の提案でスタートし、全国へ広まりつつあるこの事業は、市民・事業者・市の協働により実施されています。

現在は、環境意識が高まり、エコライフを実践する人が増えてきたことから、一年間を通して自分の生活を振り返り、これから何をしたいか考える日ともなっています。

#### (16) かわぐちマイ箸プロジェクト

焼却処分されていた育ちすぎた植木や屋敷林を伐採・剪定したものを材料として使用し、市内各団体と市の「協働」で純川口産のマイ箸(1,200円)をつくっています。販売価格には、環境事業支援金や買い換えの際に返金するデポジット(50円)が含まれています。

#### (17) 散乱防止対策

平成12年(2000年)4月1日に「川口市飲料容器等の散乱の防止に関する条例」を施行し、飲料容器等の散乱ごみの投棄防止を推進するとともに、「アダプト・プログラム(公共用地養子縁組制度)」の手法を取り入れた「川口市まち美化促進プログラム」を実施し、快適なまちづくりに努めています。

また、安全で快適な歩行空間および清潔な地域環境の確保を目的に、「川口市路上喫煙の防止等に関する条例」を施行(平成17年(2005年)5月1日)し、市内全域に路上喫煙防止努力義務を課すとともに、路上喫煙が第三者に与える影響が多いと判断される地区を路上喫煙禁止地区に指定し、喫煙そのものを禁止しています。

#### (18) 不法投棄・不適正処理対策

不法投棄・不適正処理対策のため、職員によるパトロールを実施しています。

また、夜間の不法投棄に対処するため毎年重点箇所を定め、パトロールを警備会社に委託するとともに、タクシー協議会や埼玉県新聞販売組合との間で協定書を締結し、不法投棄の監視体制強化に努めています。

#### (19) 環境マネジメントシステム(ISO14001)の運用

地球環境の保全と創造および循環型社会の構築に先導的な役割を担っていくことを目指して、本庁舎・分庁舎・第2庁舎の3庁舎を対象に平成12年(2000年)2月に環境マネジメントシステム(ISO14001)の審査登録をし、さらに平成16年(2004年)2月には戸塚環境センターと朝日環境センターに範囲を拡大し運用しています。

## 10 類似団体との比較検討

### (1) 類似団体との比較

ごみ処理状況についての類似団体<sup>1</sup>(40団体)との比較を図2-19および表2-17に示します。本データは環境省平成22年(2010年)度一般廃棄物処理事業実態調査に基づきます。

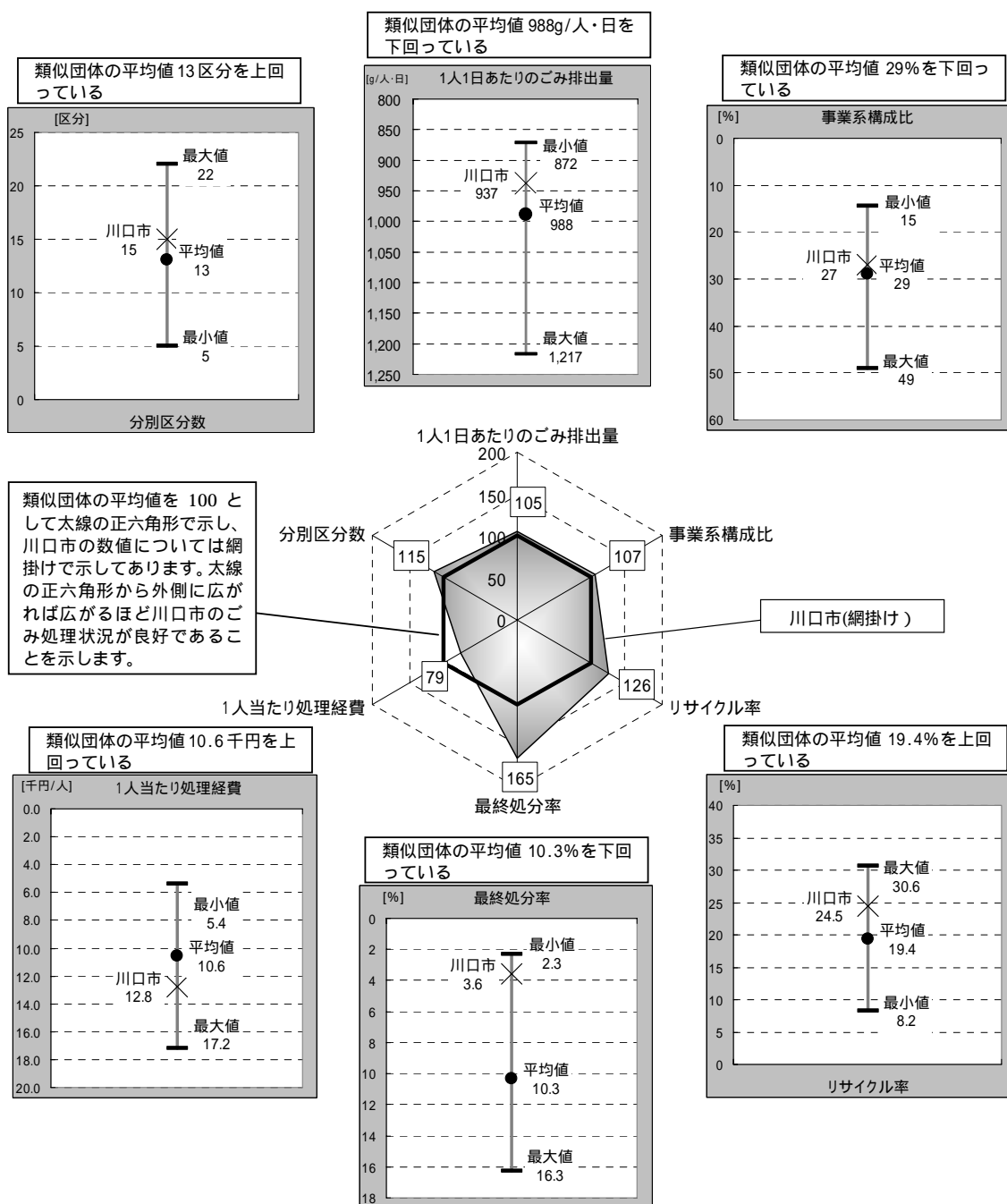


図 2 - 19 類似団体との比較 (平成 22 年 (2010 年) 度)

<sup>1</sup> 類似団体：財政比較分析表において全国の自治体を類型別に分類したもの(川口市は「特例市」に該当)

表 2 - 17 類似団体の比較表(平成22年(2010年)度)

県名	市区町村名	人口 (人)	1人1日あたりのごみ排出量 (g/人・日)	ごみ排出量				家庭系・事業系構成比		再資源化量、最終処分量				合計 (千円)	事業経費				その他 区分分数 (区分)			
				家庭系 ごみ (t/年)	集団 回収量 (t/年)	事業系 ごみ (t/年)	合計 (t/年)	家庭系 ごみ (%)	事業系 ごみ (%)	再資源化量 (t/年)	最終処分量 (t/年)	比率			建設改良費 (千円)	処理及び 維持管理費 (千円)	その他 (千円)	1人当たりの処理経費				
												リサイクル率 (%)	最終処分率 (%)					事業経費 (千円/人)		建設改良費 (千円/人)	処理及び 維持管理費 (千円/人)	その他 (千円/人)
埼玉県	川口市	578,826	937	128,679	15,911	53,429	198,019	73.0	27.0	48,603	7,141	24.5	3.6	8,374,371	981,190	7,393,181	0	14.5	1.7	12.8	0.0	15
	旧鳩ヶ谷市	(61,798)	(872)	(14,735)	(1,431)	(3,499)	(19,665)	(82.2)	(17.8)	(5,433)	(698)	(27.6)	(3.5)	(798,358)	(68,418)	(729,940)	(0)	(12.9)	(1.1)	(11.8)	(0.0)	(14)
青森県	八戸市	241,712	1,002	58,080	715	29,592	88,387	66.5	33.5	13,415	11,074	15.2	12.5	2,306,125	197,849	2,039,127	69,149	9.5	0.8	8.4	0.3	11
山形県	山形市	249,797	976	54,948	11,778	22,264	88,990	75.0	25.0	15,745	14,406	17.7	16.2	2,396,839	120,005	2,276,834	0	9.6	0.5	9.1	0.0	9
茨城県	水戸市	266,559	1,173	69,769	10,238	34,101	114,108	70.1	29.9	15,194	17,885	13.3	15.7	3,034,497	28,615	2,791,020	214,862	11.4	0.1	10.5	0.8	10
茨城県	つくば市	206,106	1,042	52,182	1,552	24,673	78,407	68.5	31.5	6,452	12,066	8.2	15.4	1,750,106	208	1,674,098	75,800	8.5	0.0	8.1	0.4	10
群馬県	伊勢崎市	207,199	1,024	59,392	1,920	16,119	77,431	79.2	20.8	8,055	8,251	10.4	10.7	1,612,309	51,807	1,560,502	0	7.8	0.3	7.5	0.0	12
群馬県	太田市	216,444	1,096	53,939	5,231	27,390	86,560	68.4	31.6	15,216	9,739	17.6	11.3	2,096,324	0	2,096,324	0	9.7	0.0	9.7	0.0	13
埼玉県	熊谷市	202,532	1,137	56,230	4,142	23,652	84,024	71.9	28.1	19,907	1,951	23.7	2.3	2,148,865	0	2,148,505	360	10.6	0.0	10.6	0.0	13
埼玉県	所沢市	338,227	890	77,950	11,270	20,701	109,921	81.2	18.8	27,328	10,409	24.9	9.5	6,378,078	5,196	5,820,998	551,884	18.8	0.0	17.2	1.6	11
埼玉県	春日部市	237,926	1,002	59,259	6,198	21,545	87,002	75.2	24.8	14,422	10,206	16.6	11.7	2,284,973	0	2,278,812	6,161	9.6	0.0	9.6	0.0	15
埼玉県	草加市	238,329	903	57,547	5,875	15,169	78,591	80.7	19.3	12,967	3,316	16.5	4.2	2,360,013	213,797	2,107,610	38,606	9.9	0.9	8.8	0.2	5
埼玉県	越谷市	322,682	938	75,071	9,631	25,724	110,426	76.7	23.3	20,299	9,365	18.4	8.5	3,262,619	276,351	2,791,441	193,827	10.2	0.9	8.7	0.6	15
神奈川県	平塚市	257,534	946	55,437	13,949	19,573	88,959	78.0	22.0	19,036	10,154	21.4	11.4	3,273,830	286,490	2,818,177	169,163	12.7	1.1	10.9	0.7	16
神奈川県	小田原市	198,373	1,043	61,812	0	13,703	75,515	81.9	18.1	20,765	5,721	27.5	7.6	2,303,735	0	2,242,856	60,879	11.6	0.0	11.3	0.3	18
神奈川県	茅ヶ崎市	236,040	879	64,728	0	11,014	75,742	85.5	14.5	13,409	8,531	17.7	11.3	2,926,510	0	2,925,187	1,323	12.4	0.0	12.4	0.0	9
神奈川県	厚木市	219,124	965	56,479	120	20,550	77,149	73.4	26.6	19,084	6,800	24.7	8.8	3,279,184	0	3,279,184	64,205	15.0	0.0	14.7	0.3	22
神奈川県	大和市	223,098	873	53,868	0	17,190	71,058	75.8	24.2	15,681	5,579	22.1	7.9	2,936,728	0	2,932,170	4,558	13.1	0.0	13.1	0.0	17
新潟県	長岡市	283,289	925	62,750	3,627	29,298	95,675	69.4	30.6	23,763	9,819	24.8	10.3	2,295,143	704,221	1,578,370	12,552	8.1	2.5	5.6	0.0	10
新潟県	上越市	205,463	987	49,988	2,302	21,709	73,999	70.7	29.3	16,614	7,730	22.5	10.4	2,663,722	0	2,476,491	187,231	13.0	0.0	12.1	0.9	14
福井県	福井市	265,338	1,031	57,791	7,152	34,935	99,878	65.0	35.0	14,641	8,861	14.7	8.9	2,680,444	247,547	2,333,129	99,768	10.1	0.9	8.8	0.4	14
山梨県	甲府市	192,876	1,176	47,661	8,036	27,091	82,788	67.3	32.7	15,716	9,939	19.0	12.0	3,103,691	74,345	3,029,346	0	16.1	0.4	15.7	0.0	20
長野県	松本市	239,207	1,149	56,180	2,653	41,475	100,308	58.7	41.3	18,636	12,030	18.6	12.0	1,422,718	7,089	1,296,712	118,917	5.9	0.0	5.4	0.5	22
静岡県	沼津市	207,591	899	46,118	3,138	18,830	68,086	72.3	27.7	19,349	2,711	28.4	4.0	2,437,138	24,995	2,396,865	15,278	11.7	0.1	11.5	0.1	18
静岡県	富士市	256,448	880	59,491	17	22,902	82,410	72.2	27.8	12,259	8,748	14.9	10.6	2,076,976	38,045	2,038,931	0	8.1	0.1	8.0	0.0	17
愛知県	一宮市	381,153	919	100,393	1,643	25,839	127,875	79.8	20.2	26,189	15,837	20.5	12.4	3,267,598	13,125	3,254,473	0	8.5	0.0	8.5	0.0	20
愛知県	春日井市	301,716	956	81,137	4,047	20,127	105,311	80.9	19.1	22,850	6,385	21.7	6.1	4,283,581	100,517	4,122,173	60,891	14.2	0.3	13.7	0.2	17
三重県	四日市市	307,807	958	71,732	5,371	30,524	107,627	71.6	28.4	27,256	14,787	25.3	13.7	3,337,043	0	2,548,642	788,401	10.9	0.0	8.3	2.6	12
大阪府	岸和田市	201,071	991	36,287	7,750	28,662	72,699	60.6	39.4	12,120	8,262	16.7	11.4	2,134,395	1,976	1,977,054	155,365	10.6	0.0	9.8	0.8	12
大阪府	豊中市	390,337	901	76,100	7,817	44,380	128,297	65.4	34.6	14,537	20,880	11.3	16.3	4,419,041	217,354	4,075,283	126,404	11.3	0.6	10.4	0.3	9
大阪府	吹田市	347,495	960	69,725	10,706	41,386	121,817	66.0	34.0	18,605	9,623	15.3	7.9	4,501,934	81,181	3,677,681	743,072	12.9	0.2	10.6	2.1	12
大阪府	枚方市	407,124	875	76,653	20,992	32,371	130,016	75.1	24.9	30,180	10,798	23.2	8.3	4,893,807	272,058	4,526,694	95,055	12.0	0.7	11.1	0.2	5
大阪府	茨木市	271,553	1,217	55,102	10,857	54,710	120,669	54.7	45.3	28,166	4,991	23.3	4.1	3,374,528	464	3,374,064	464	12.4	0.0	12.4	0.0	8
大阪府	八尾市	265,129	968	57,466	11,421	24,807	93,694	73.5	26.5	15,278	15,016	16.3	16.0	3,417,032	1,873	3,329,894	85,265	12.9	0.0	12.6	0.3	9
大阪府	寝屋川市	239,497	888	50,925	7,740	18,931	77,596	75.6	24.4	16,524	11,971	21.3	15.4	2,658,414	2,411	2,591,190	64,813	11.1	0.0	10.8	0.3	9
兵庫県	明石市	293,661	1,064	68,183	9,226	36,642	114,051	67.9	32.1	15,689	16,438	13.8	14.4	2,740,791	242,674	2,419,992	78,125	9.3	0.8	8.2	0.3	10
兵庫県	加古川市	269,007	1,027	56,538	9,138	35,136	100,812	65.1	34.9	13,934	11,267	13.8	11.2	2,949,623	5,657	2,926,160	17,806	11.0	0.0	10.9	0.1	13
兵庫県	宝塚市	228,487	934	46,504	9,297	22,078	77,879	71.7	28.3	23,833	8,472	30.6	10.9	2,253,488	1,811	2,158,728	92,949	9.8	0.0	9.4	0.4	10
鳥取県	鳥取市	197,264	924	37,010	3,759	25,746	66,515	61.3	38.7	12,737	7,711	19.1	11.6	1,924,304	0	1,924,304	0	9.8	0.0	9.8	0.0	13
広島県	呉市	243,748	1,041	53,192	5,963	33,486	92,641	63.9	36.1	20,081	11,019	21.7	11.9	4,443,498	996,054	3,447,444	0	18.2	4.1	14.1	0.0	15
長崎県	佐世保市	265,140	1,022	43,912	6,394	48,617	98,923	50.9	49.1	18,523	4,026	18.7	4.1	3,575,605	0	3,291,325	284,280	13.5	0.0	12.4	1.1	14
	平均	-	988	-	6,439	-	-	71.0	29.0	-	-	19.4	10.3	-	-	-	-	11.4	0.4	10.6	0.4	13

注)平成22年度現在の類似団体(財政比較分析表(平成22年度決算)区分「特例市」に該当する市を抽出した)  
ごみ量などのデータは、環境省平成22年(2010年)度廃棄物事業実態調査  
本市データは実績(旧鳩ヶ谷市分は内数)

## 1.1 取り組みの検証

次に、川口市における前基本計画期間中の計画指標の達成状況および施策の実施効果について検証し、その結果を示します。

表 2 - 18 取り組みの検証 ( 1 / 11 )

目標	指標	上段：中間目標 下段：実績		達成状況
		1 前計画における計画指標		
減量化目標	1	発生源減量率	平成 23 年(2011 年)度までに、ごみ発生予測量(213,973t) に対し総発生量を 10.5%削減 ( 191,505t )	
	2	1 人 1 日あたりのごみの排出量	<<平成 23 年(2011 年)度実績>> 総発生量 188,772t (平成 23 年(2011 年)度ごみ発生予測量に対し 11.8%)	
資源化目標	3	リサイクル率	平成 23 年(2011 年)度に 30.5% <<平成 23 年(2011 年)度実績>> 23.8%	×
最終処分量 目標	4	最終処分率	平成 17 年度(7,560t)に対して、3.5%削減 <<平成 22 年(2010 年)度実績>> 7,141t(平成 17 年(2005 年)度対比 5.5%)  注)平成 23 年(2011 年)度の最終処分量は、戸塚環境センターの大規模改修工事のため焼却処理の一部を他市等へ委託したこと、および川口市が焼却飛灰等を搬出している最終処分場に他県の自治体が国の基準値を超える放射性物質を含む焼却灰を搬入した影響で、受け入れが停止されたことで、焼却飛灰等を場内で保管していたことなどにより、大幅な減となっている。このため、比較の対象を平成 22 年(2010 年)度としている。	

達成状況の凡例： 達成、×未達成



表 2 - 18 取り組みの検証 ( 2 / 11 )

基本施策	個別施策	上段：取り組みの内容 下段：主な実施状況	評価
2 循環を基調とする廃棄物対策の推進			
計画的な 廃棄物対策 の推進	5 廃棄物関連諸計画 の策定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律等関連法令に基づき、一般廃棄物処理実施計画および分別収集計画等を策定する。 ・一般廃棄物処理実施計画策定 ・第6期分別収集計画策定	
	6 広域化の推進	効率的な廃棄物処理システムの確保によるコストや処理施設に起因する環境影響の低減化を目的に、埼玉県ごみ処理広域化計画に基づきごみ処理の広域化を実施する。 鳩ヶ谷市との合併（平成23年（2011年）10月11日）により実質達成	
	7 情報の公開	川口市の一般廃棄物の状況について、市ホームページや広報紙を通じて、市民および事業者に情報を公開する。 ・「川口市家庭ごみの分け方・出し方」の配布 ・「事業者のみなさまへ（事業系一般廃棄物の分け方・出し方）」の配布 ・市内のごみ問題、環境問題についての広報紙「PRESS530（ごうさんまる）」を発行 ・「広報かわぐち」への記事掲載 ・家庭ごみ収集日情報メールの配信	
	8 効率的な事業運営 の確保	効率的な事業運営や説明責任の確立を目的に、国による検討状況や他自治体の動向を勘案しながら、廃棄物会計の導入について検討する。 平成19年（2008年）度より、環境省の「一般廃棄物会計基準」を導入し、原価計算書を作成	
	9 市民・事業者・ 行政の役割分担の 明確化	さらなるごみの減量・再資源化を実現していくため、市民・事業者・行政の役割分担を定め、施策を展開する。 ・ごみ減量チェックリスト（ごみの減量化は一人ひとりの普段の行動から意識するため）の配布 ・市では、市民・事業者・行政の三者が一体となって、ごみの減量化と再資源化を促進するため、「川口市エコリサイクル推進委員会」を設置	

評価の凡例： 実施効果大 実施効果小 未達成

表 2 - 18 取り組みの検証 ( 3 / 11 )

基本施策	個別施策	上段：取り組みの内容 下段：主な実施状況		評価
計画的な 廃棄物対策の 推進	10 適正処理困難物への対応	爆発性や有害性等を有し、川口市の処理施設では処理が困難な一般廃棄物(適正処理困難物)については、製造・販売事業者による自主回収システムを構築するよう引き続き国および関係事業者等への働きかけを行う。	全国都市清掃会議を通じて実施	
	11 容器包装リサイクル法など 各種個別リサイクル法への対応	容器包装リサイクル法や家電リサイクル法などの改正にあたっては、社会的コストの低減や排出者にとって利便性の高いシステムとするよう国に強く要望する。	全国都市清掃会議を通じて実施	
	12 環境マネジメントシステム (ISO14001)の運用	ISO14001規格に基づき構築した環境マネジメントシステムに基づき、一般廃棄物の減量、再資源化および適正処理の推進、環境教育・環境学習の充実、市民・市内事業者への環境マネジメントシステムの普及等を重要実施項目として取り組む。	環境目標および目的の達成を目指し、事務事業を実施	
リデュース (発生抑制) の推進	13 ごみ減量化手法の検討	市民、事業者および行政の三者が一体となって、廃棄物の減量および適正な処理を推進するため、「循環型社会を形成するためのごみ減量化の手法」をテーマに川口市エコリサイクル推進委員会において検討する。	川口市エコリサイクル推進委員会により「循環型社会を形成するためのごみ減量化の手法」についての提言書を作成	
	14 レジ袋の大幅な削減に向けた 取り組みの推進	「川口市レジ袋の大幅な削減に向けた取組の推進に関する条例」に基づき、引き続き市民、事業者および行政の三者が一体となって、レジ袋の大幅な削減に向けた取り組みを推進する。	・川口市レジ袋削減会議を設置 ・ポスター、キャンペーンによる啓発	

評価の凡例： 実施効果大 実施効果小 未達成

表 2 - 18 取り組みの検証 ( 4 / 11 )

基本施策	個別施策		上段：取り組みの内容 下段：主な実施状況	評価
リデュース (発生抑制) の推進	15	グリーンコンシューマーの育成	<p>環境に配慮した商品を購入し、使い捨てでなく循環型のライフスタイルを選択することで、企業に対し環境を汚さない製品の生産や流通をうながす行動を起こす消費者であるグリーンコンシューマーの育成のため、環境講座等を開催するとともに、育成したグリーンコンシューマーが連携してライフスタイルの変革を普及できるような仕組み作りを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・川口市エコリサイクル推進委員会による「グリーンコンシューマーの育成について」の提言</li> <li>・「PRESS530(ごうさんまる)」での「グリーンコンシューマーへの道」の紹介</li> <li>・エコライフDAYでのグリーンコンシューマーの啓発</li> </ul>	
	16	生ごみ処理容器等支援金の交付	<p>家庭で発生する生ごみの減量化を図るため、生ごみ処理容器等の購入に対し支援金を交付する。</p> <p>川口市地球高温化対策活動支援金による生ごみ処理容器の購入支援。</p> <p>支援金は、1世帯につき1基まで、額は購入額の2分の1(上限20,000円)</p>	
	17	3R推進活動の実施	<p>市民の3Rに対する理解を深めるとともに、資源循環型社会の構築に向けた取り組みを一層推進するため、各種リサイクル体験教室等のイベントを開催する。</p> <p>また、毎年10月のリデュース・リユース・リサイクル推進月間(略称：3R推進月間)においても様々なイベントを開催し、3R推進の普及啓発に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年10月に3R推進月間事業を実施</li> <li>・体験型の出張講座の実施</li> <li>・リサイクルプラザでの指導員によるリサイクル体験講座</li> <li>・夏休みリサイクル工作教室の実施</li> </ul>	

評価の凡例： 実施効果大 実施効果小 未達成

表 2 - 18 取り組みの検証 ( 5 / 11 )

基本施策	個別施策	上段：取り組みの内容 下段：主な実施状況		評価
リデュース (発生抑制) の推進	18 エコリサイクル 推進事業所の登録	ごみ減量、リサイクルおよび地球高温化対策に積極的に取り組んでいる事業所を登録し、シンボルマークを掲げる地球にやさしい事業所として広く公表することにより、ごみ減量を継続的に推進する。	廃棄物の減量やリサイクル、地球高温化対策など環境保全への取り組みを積極的に行っている事業所を、川口市が「川口市エコリサイクル推進事業所」として登録	
		一般廃棄物を排出する事業者に対し、排出者責任に基づく適正排出について情報の提供と排出指導を継続的に行う。また、施設における適正排出指導として、搬入物検査を実施する。	多量排出事業者に対し減量計画書の提出などを通じた指導を実施	
	20 事業系一般廃棄物 処理手数料改定の 検討	排出者責任および適正な処理コスト負担の原則に基づき、事業系一般廃棄物処理手数料の改定を検討する。なお、検討にあたっては、資源物の分別排出への誘導、近隣自治体の処理手数料、景気動向等を勘案することとする。	平成 22 年(2010 年)度の環境部環境対策検討委員会(廃棄物政策部会)において、事業系一般廃棄物処理手数料の改正について検討	
		21 家庭ごみ有料化の 検討	ごみ処理に関する費用負担の公平性の確保や排出抑制、資源化の促進を目的に、川口市の実態に即した家庭ごみの有料化のあり方について検討を行う。	平成 23 年(2011 年)度の環境部環境対策検討委員会(廃棄物政策部会)において、家庭ごみ有料化について検討
リユース (再使用) の推進	22 リターナブル容器 の利用促進	リターナブル容器の利用を促進するため、市内小売店等と共同して店頭回収システムの構築を検討する。	川口市エコリサイクル推進委員会による「循環型社会でリユース(再使用)の代表であるくり返し使えるリターナブルびん回収システム」の提言	
		23 リユース容器の 利用促進	市民祭りなどのイベントでの飲食容器の使用について、リユース容器の使用や容器のデポジット制の実施などを主催者に要請する。	全国的な共通のシステムの構築を全都清を通じ国へ要望

評価の凡例： 実施効果大 実施効果小 未達成

表 2 - 18 取り組みの検証 ( 6 / 11 )

基本施策	個別施策	上段：取り組みの内容 下段：主な実施状況		評価
リユース (再使用) の推進	24 フリーマーケット やリサイクルショ ップの情報提供	リサイクルプラザにおける、朝いち親子フリーマーケット やリサイクルショップ事業を継続して実施する。		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・リサイクルショップ・工房で、リサイクル品橋渡しコー ナーやリサイクル家具類販売コーナーを設置</li> <li>・リサイクルプラザでは毎月第2日曜日に「おもちゃの 病院」を開催</li> <li>・リサイクルプラザでは、毎月第4日曜日の午前中に、 親子で出店のフリーマーケットを開催</li> </ul>		
リサイクル (再資源化) の推進	25 集団資源回収の 促進	地域コミュニティの醸成やごみの減量・資源リサイクル を目的に集団資源回収運動を引き続き実施する。		
		地域住民団体が実施する集団資源回収の普及を図るた め、回収団体に補助金を交付 補助金の額は、回収した資源（古紙類・繊維類）の重量 1 kgにつき 10 円		
	26 資源化品目の検証	資源化の適正な推進や財政負担、さらには国内のリサイ クル市場を考慮し、必要に応じて資源化品目の検証を行 う。 容器包装リサイクル法対象品目については、国内の再生 資源業者育成の観点から容器包装リサイクル法ルート による処理を優先的に行うこととする。		
		使用済小型電子機器等の広域リサイクルに関する協議 の実施		
27 事業系一般廃棄物 の資源化の推進	事業系一般廃棄物は資源化率が低いことから、商工会議 所等事業者団体と連携し、事業系一般廃棄物の資源化の 情報提供に努める。また、オフィス町内会など事業者が 排出しやすい資源化システムについて検討する。			
	商工会議所の広報誌へのチラシの折り込み等により情 報提供を実施			
28 グリーン購入の 推進	グリーン購入の 推進	庁用品および公共関与事業における再生品の積極的な 利用を推進する。 また、グリーン購入について積極的に情報を公開するこ とで、その取組みを市内事業者に広めていく。		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・川口市環境物品等の調達の推進に関する方針の策定</li> <li>・「川口市環境物品等の調達の推進に関する方針」(グリー ン購入)に関する取組実績の公表</li> </ul>		

評価の凡例： 実施効果大 実施効果小 未達成

表 2 - 18 取り組みの検証 ( 7 / 11 )

基本施策	個別施策	上段：取り組みの内容 下段：主な実施状況		評価
リサイクル (再資源化) の推進	29 焼却飛灰および 溶融スラグの 有効利用の推進	溶融スラグの有効利用を積極的に推進する。		
		溶融スラグの売却		
	30 施設内での 資源回収の実施	一般廃棄物の処理過程で回収可能な資源については、これを極力回収し再生利用の促進に努める。		
		資源物および資源化物について、再生資源業者への売却および指定法人への再商品化委託を実施		
	31 使用済み携帯電話 の拠点回収	希少金属（レアメタル）のリサイクルの重要性を市民に啓発するため、使用済み携帯電話の拠点回収を行う。		
		廃棄物対策課窓口に加え、平成 23 年（2011 年）8 月から市役所本庁舎ロビー、各支所（芝支所、新郷支所、神根支所、安行支所、戸塚支所）平成 24 年（2012 年）2 月から鳩ヶ谷庁舎エントランスホールでも回収		
32 使用済みインクカ ートリッジの 回収箱の設置	資源の有効利用をさらに推進するため、インクカートリッジメーカー 6 社にて実施している「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」へ参加し、使用済みインクカートリッジの回収箱の設置を行う。			
	プリンターメーカー 6 社が共同で実施する、使用済みインクカートリッジの回収から再資源化までのリサイクル活動「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」に参加し、回収箱を設置			
意識啓発・ まち美化の推進	33 積極的な啓発活動 と情報提供	市ホームページや各種広報紙等により、市民および事業者が日常的に実践できるごみの減量や再資源化のための取組みについて積極的に紹介する。 リサイクルプラザは、川口市の環境教育・環境学習の拠点として積極的にイベントを展開するとともに、市民が自らごみ問題を含む環境問題について学習できるようにライブラリーや展示コーナーの充実を図る。		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・リサイクルプラザ施設見学</li> <li>・エコッキング教室</li> <li>・こどもエコクラブ</li> <li>・かわぐち環境大学</li> </ul>		

評価の凡例： 実施効果大 実施効果小 未達成



表 2 - 18 取り組みの検証 ( 8 / 11 )

基本施策	個別施策	上段：取り組みの内容 下段：主な実施状況	評価
意識啓発・まち美化の推進	34 不法投棄・散乱防止対策の実施	<p>不法投棄対策として、ごみ不法投棄監視ウィークなどのイベントによる意識高揚や職員等によるパトロールを引き続き実施するとともに、市民と連携した不法投棄の未然防止対策について検討する。</p> <p>さらに、川口市まち美化促進プログラム（アダプト・プログラム）に参加する団体の増加を図り、散乱のないまちづくりを目指す。</p> <p>また、収集ステーションの美化を推進するため、排出区分および排出日の周知および指導に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員によるパトロールを実施</li> <li>・夜間の不法投棄に対処するため、毎年重点箇所を定め、パトロールを警備会社に委託</li> <li>・タクシー協議会や埼玉県新聞販売組合との間で協定書を締結し、不法投棄の監視体制強化</li> <li>・ごみ不法投棄監視ウィークの実施</li> <li>・散乱防止条例ポスター掲示</li> <li>・不法投棄防止啓発駅頭キャンペーンの実施</li> </ul>	
	35 路上喫煙防止対策の実施	<p>快適な歩行空間および散乱の防止を目的に路上喫煙防止事業を引き続き実施する。</p> <p>また、路上喫煙状況調査を実施し、必要に応じて路上喫煙禁止地区の見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・川口市路上喫煙の防止等に関する条例の施行</li> <li>・路上喫煙禁止地区の拡大</li> <li>・路上喫煙状況等調査の実施</li> <li>・啓発用フラッグおよび路面シールの設置</li> <li>・路上喫煙禁止地区啓発駅頭キャンペーンの実施</li> </ul>	
収集運搬体制の整備・充実	36 収集車両の低公害化の推進	<p>収集車両に起因する環境影響を継続的に低減化するため、天然ガス自動車への転換を引き続き継続する。また、低公害車に関する先進技術の情報収集と川口市導入の可能性について検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排出ガス 10%低減車を2台、天然ガス車を2台リース</li> <li>・軽自動車の導入</li> </ul>	

評価の凡例： 実施効果大 実施効果小 未達成

表 2 - 18 取り組みの検証 ( 9 / 11 )

基本施策	個別施策		上段：取り組みの内容 下段：主な実施状況	評価
3 一般廃棄物処理施設・設備の整備・充実推進について				
収集運搬体制の整備・充実	37	収集事務所の検討	効率的な収集運搬体制を確立するため、収集事務所および収集車庫の適正配置について検討する。 未実施	
	38	家庭ごみ収集運搬システムの検討	排出責任の明確化や不法投棄対策の一環として、現在採用しているステーション収集方式に替わる収集方式など、今後の川口市に相応しい収集運搬システムのあり方について調査研究する。 未実施	
一般廃棄物処理施設の整備・充実	39	中間処理施設の整備・充実	安定的な処理能力の確保を図るため、現有施設の維持管理に努める。 (ア) 戸塚環境センター施設維持補修事業の実施 (イ) 戸塚環境センタープラント維持補修事業の実施 (ウ) 戸塚環境センターごみ処理施設改修事業の実施 (エ) 戸塚環境センター西棟3・4号炉大規模改修事業の実施 (オ) 朝日環境センタープラント維持補修事業の実施 (カ) 鳩ヶ谷衛生センター内ストックヤード建設事業の実施	
	40	最終処分場の確保	市内に最終処分場用地を確保することが困難な状況であること、焼却主灰の溶融スラグ化により処分量を減量化していること、さらに今後の焼却飛灰再資源化技術の動向等を踏まえ、民間処分場の活用を含めて、川口市の実情にあった最終処分場の確保について総合的に検討する。 また、国および埼玉県に対し、広域的な最終処分場の確保について要望する。 全国都市清掃会議を通じて、国に広域的な最終処分場の確保を要望	

評価の凡例： 実施効果大 実施効果小 未達成



表 2 - 18 取り組みの検証 (10/11)

基本施策	個別施策	上段：取り組みの内容 下段：主な実施状況	評価
4 その他			
一般廃棄物の減量および処理に関し必要な事項	41 ふれあい収集の実施	<p>自らが一般ごみ・資源物等をステーションまで排出することができず、さらに親族又は近隣住民の協力によるごみの排出も困難な高齢者および身体障害者等の在宅生活の支援を目的に、戸別収集を実施するとともに対象者の安否確認を行う。</p> <p>家庭ごみを自ら指定のステーションに運び出すことが困難な市民を対象に、戸別収集を実施するとともに、対象者の安否確認を行う「ふれあい収集」の実施</p>	
	42 災害発生時の対応	<p>「川口市地域防災計画（震災対策編・風水害対策編）」および「川口市災害廃棄物処理計画」に基づき、対応する。</p> <p>地震、台風、集中豪雨などの災害に伴う災害廃棄物処理の実施</p>	
	43 ステーションへの家庭系一般廃棄物の排出時間の指定	<p>ステーションへの家庭系一般廃棄物の排出時間の指定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収集当日の午前 8 時 30 分までに指定の場所に排出</li> <li>・「川口市家庭ごみの分け方・出し方」や「PRESS 530（ごうさんまる）」など様々な情報媒体を通じて周知</li> </ul>	
その他	44 川口市廃棄物対策審議会の設置	<p>一般廃棄物の減量および適正処理に関する事項の審議を行う。</p> <p>&lt;&lt;平成 23 年（2011 年）度の主な審議事項&gt;&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・携帯電話の回収拠点の拡大について</li> <li>・インクカートリッジ里帰りプロジェクトへの参加について</li> <li>・路上喫煙禁止地区の新規指定について</li> </ul>	

評価の凡例： 実施効果大 実施効果小 未達成

表 2 - 18 取り組みの検証 (11/11)

基本施策	個別施策		上段：取り組みの内容 下段：主な実施状況	評価
	45	川口市エコリサイクル推進委員会の設置	<p>(ア) 廃棄物の発生の抑制に関する事項                      (イ) 容器包装廃棄物の分別収集に関する事項                      (ウ) 廃棄物の適正な処理に関する事項                      (エ) 地域環境の清潔保持に関する事項                      (オ) 市民および事業者への普及啓発活動に関する事項                      (カ) その他の委員会の目的を達成するために必要な事項</p> <p>循環型ごみゼロ社会の構築に向けた検討を行い、その結果を市長に提言                      &lt;&lt;平成 23 年 (2011 年) 度実績&gt;&gt;                      ごみ減量化の手法についての協議および研究を年 4 回の会議で実施</p>	
その他	46	川口市レジ袋削減会議の設置	<p>(ア) レジ袋の削減に関すること                      (イ) レジ袋の削減に取り組むにあたり市、市民および事業者の連絡調整に関すること                      (ウ) その他レジ袋削減の取り組みに関し必要なこと</p> <p>・平成 20 年 (2008 年) 7 月 30 日に「川口市におけるレジ袋の大幅削減に向けた取り組みに関する協定」の締結                      ・「川口市レジ袋の大幅な削減に向けた取組の推進に関する条例」平成 22 年 (2010 年) 6 月 1 日施行</p>	
	47	川口市クリーン推進員の設置	<p>(ア) 廃棄物の減量および適正な処理の普及啓発に関すること                      (イ) 廃棄物の分別および排出指導等に関すること                      (ウ) 集団資源回収並びに環境美化活動の指導および協力に関すること                      (エ) 廃棄物および再生利用対象物保管場所等の調査に関すること                      (オ) その他市の施策への協力に関すること</p> <p>川口市クリーン推進員による廃棄物の分別および排出指導、ステーションでの排出調査、集団資源回収への協力、不法投棄に関する連絡などの活動を実施</p>	

評価の凡例： 実施効果大 実施効果小 未達成

## 1 2 課題の整理

---

次に、川口市のごみ処理状況から課題を抽出し、整理します。

### 課題 1 ごみ排出抑制を推進する

川口市の平成 22 年（2010 年）度の実績値 937 g/人・日は、全国平均値 976 g/人・日を下回っています。さらに、類似団体の 1 人 1 日あたりのごみ排出量の平均値 988g/人・日を下回っています。（28 ページ図 2 - 5、48 ページ図 2 - 19、49 ページ表 2 - 17 参照）

現状にとどまることなく、ごみの発生抑制・減量化に係る取り組みを継続、拡充し、市民・事業者の排出抑制、再資源化を喚起していくことが課題となります。

また、市の施設で処理できない処理困難物について、排出抑制と公平性を確保していく必要があります。

### 課題 2 ごみの再資源化を推進する

川口市の平成 22 年（2010 年）度のリサイクル率 24.5 %は、国平均を 3.7 ポイント、埼玉県平均を 0.3 ポイント上回っており、類似団体平均の 19.4%を上回っています。（29 ページ図 2 - 8、48 ページ図 2 - 19、49 ページ表 2 - 17 参照）しかしながら、改訂前の計画におけるリサイクル目標（中間目標の平成 23 年（2011 年）度：30.5%）を達成していないことから、今後もさらなるリサイクルを進め、貴重な資源の有効活用を図る取り組みが必要です。

### 課題 3 分別の徹底を推進する

ごみ排出量のうち 78.6%を一般ごみが占めています。（28 ページ図 2 - 6 参照）一般ごみの内、戸塚環境センターでは、紙類が 39.5%、プラスチック類が 21.2%、繊維類が 7.0%、を占め、朝日環境センターでは、紙類が 43.3%、プラスチック類が 23.5%、繊維類が 6.9%を占めています。（31 ページ図 2 - 9、32 ページ図 2 - 10 参照）

このことから、リサイクル可能な資源物が一般ごみに混入していることがわかります。排出段階における資源とごみの分別徹底を推進し、リサイクル率の向上および最終処分量の削減を推進する必要があります。

### 課題 4 事業系ごみ対策を推進する

事業系ごみに対する発生抑制・減量化の取り組みを推進し、更なる削減を図ることが課題となっています。

また、事業系ごみは排出者責任で処理・再資源化することが原則であることから、処理手数料の適正化を含む取り組みを検討していく必要があります。

#### 課題5 安全で安定した適正処理を行う

朝日環境センターでは、戸塚環境センターで発生する焼却主灰も併せて溶融スラグ化していますが、設備の経年劣化に伴い、これまで通り溶融スラグ化することが困難となることも考えられます。このため、焼却主灰の新たな再資源化の手法を検討する必要があります。

#### 課題6 処分量の削減を推進する

市内に最終処分場を有していないことから、焼却主灰および焼却飛灰等の処分は市外の県営および民間の最終処分場で行っています。ごみの減量化、再資源化を推進し、最終処分量を削減する必要があります。

#### 課題7 処理経費の削減

川口市の1人当たり処理経費(処理および維持管理費)は、12.8千円で類似団体の平均値10.6千円を上回っています。(48ページ図2-19、49ページ表2-17参照)このため、ごみ処理経費の削減のための取り組みを実施していく必要があります。

#### 1 基本理念

---

#### 郷土としての愛着のもてる緑豊かな環境共生都市

「第4次川口市総合計画」では、基本理念として、「人間性の尊重」、「市民との協働」、「環境との共生」、「人づくり・ものづくりの継承と発展」の4つを掲げています。

そして川口市におけるめざすべき将来都市像を「緑 うるおい 人 生き活き 新産業文化都市 川口」と設定しています。

さらに、基本理念に基づき、6つの「めざすべき姿」のうちの一つとして、「緑の豊かなまち」を設定し、市民、事業者、行政のすべての主体が環境の意識を持ち、限りある資源とエネルギーの有効利用を図り、環境にやさしい循環型社会の構築をめざすこととしています。

また、「第2次川口市環境基本計画」において、川口市の望ましい将来の環境像として設定した姿が「郷土として愛着のもてる緑豊かな環境共生都市」です。

川口市は、市街地では住宅と事業所や工場が混在しており、市民生活と産業との融和が大切となっています。一方、東京都に隣接していながらも豊かな自然が残されている地域もあり、緑の豊かさや河川の潤いを感じることができます。

「郷土として愛着のもてる緑豊かな環境共生都市」とは、市民一人ひとりが郷土への愛着をもち、地球のことを考え、水と緑豊かな自然環境を守り、生活様式や事業活動のあり方を見直し、環境への負荷の少ない持続可能な社会づくりを目指した都市を示します。

本計画で目指す川口市の望ましい将来の環境像については、これらの計画に掲げる施策の方向性との整合を図るため、「第2次川口市環境基本計画」で川口市の望ましい将来の環境像として設定した「郷土として愛着のもてる緑豊かな環境共生都市」とします。

## 2 基本方針

循環型社会形成推進基本法の趣旨に基づき、市民・事業者・行政の三者の協働により、まず発生源で廃棄物を抑制し、次に再使用、再生利用、熱回収の順に、できる限り循環的な利用（3Rの推進）を行い、それでもなお循環的な利用ができない廃棄物については、環境への負荷の低減される方法による適正な処理を行うことを基本とします。

さらに、これらを推進するため、計画的な収集運搬体制の確保や一般廃棄物処理施設の整備を行うこととします。

この基本的考え方に基づく事業展開を行うことで、資源循環型の社会に変化させ、本計画で目指す川口市の将来の姿である「郷土として愛着のもてる緑豊かな環境共生都市」の実現を図ります。

### 方針1：市民・事業者・行政の三者の協働により、発生源で廃棄物の排出を抑制

市民は環境に配慮した生活様式の工夫と改善を行い、事業者は自己処理の原則や排出者責任の自覚を持って事業活動を行い、市は市民・事業者の取り組みを促すための施策の実施を行い、三者の協働によりごみの発生を抑制します。

### 方針2：再使用、再生利用、熱回収の順に、循環的な利用

市民は、環境にやさしい消費活動により、資源を循環活用し、事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物の再使用、再生利用に努め、市は、市民・事業者がリユース、リサイクルに取り組みやすい環境を作るとともに、排出された廃棄物のさらなる再生利用についての調査・研究を行います。

### 方針3：廃棄物の環境への負荷の低減される方法による適正な処理

ごみの収集運搬、中間処理、最終処分という過程で、環境への負荷の低減と資源・エネルギーの効率的な回収に努め、環境に配慮したごみ処理システムを築きます。計画的な収集運搬体制の確保や一般廃棄物処理施設の整備を行い、安全で適正な処理体制の整備に努めます。



図 2 - 20 市民・事業者・行政の役割

#### 4 ごみの分別区分

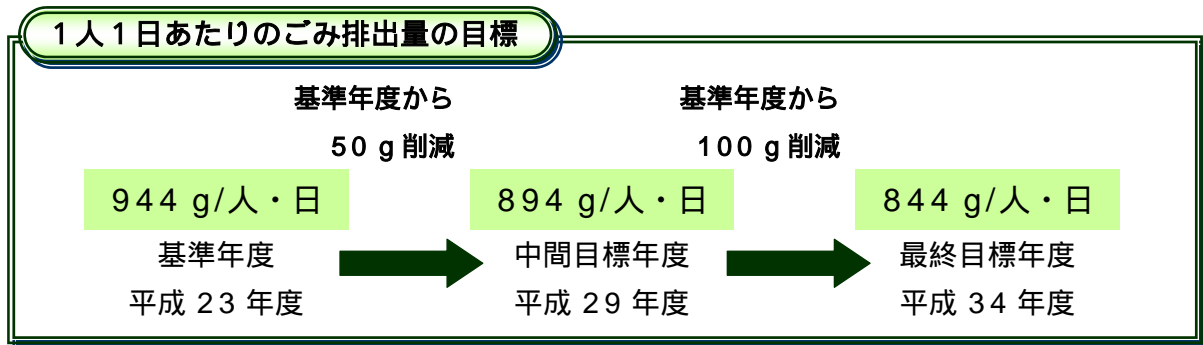
本計画対象期間（平成 25 年（2013 年）度から平成 39 年（2027 年）度）における川口市のごみの分別区分は 25 ページ「第 2 節 ごみ処理の状況 2 ごみの分別区分」のとおりとします。

## 5 達成目標の設定

本計画では、次に示す数値目標の達成を目指します。

### (1) 1人1日あたりのごみ排出量<sup>1</sup>の目標

1人1日あたりのごみ排出量を平成23年(2011年)度の944g/人・日から、中間目標年度に894g/人・日以下、最終目標年度に844g/人・日以下にすることを目指します。



( 集団資源回収量を含む )

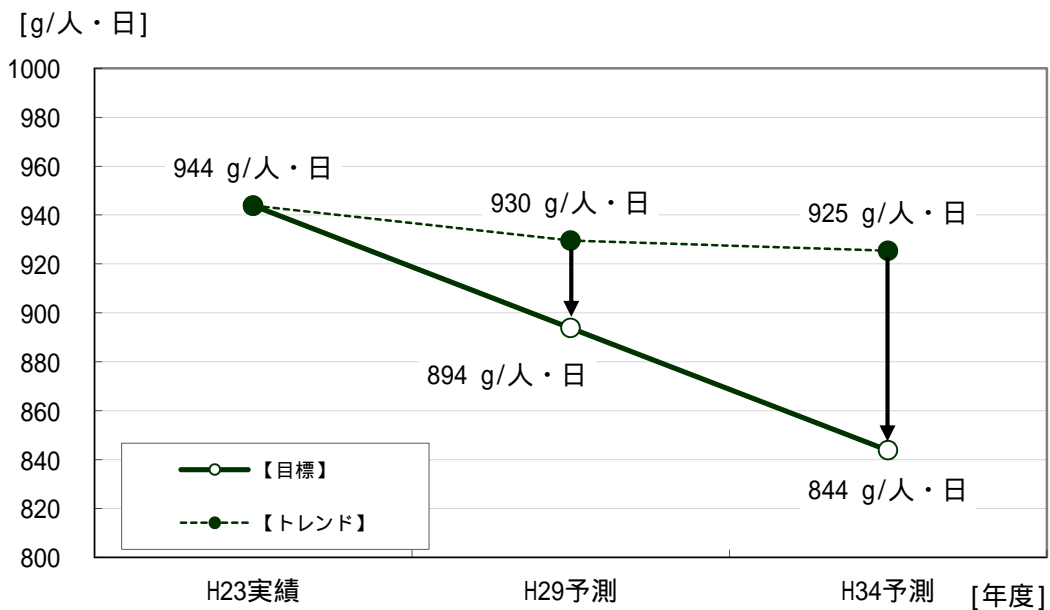


図 2 - 21 目標年度における目標値とトレンド予測値<sup>2</sup>の比較

<sup>1</sup> 1人1日あたりのごみ排出量 (g/人・日): 集団資源回収量を含むごみ排出量(t) ÷ 各年度 10月1日現在の人口 ÷ 365日 × 1,000,000 環境省一般廃棄物処理事業実態調査に倣い、うるう年は考慮していない。

<sup>2</sup> トレンド予測値: ごみ排出量について、過去の実績に基づき今後も同様に推移するものとして推計した値



## (2) リサイクル率<sup>1</sup>の目標

リサイクル率を平成 23 年（2011 年）度の 24%から、中間目標年度に 30%以上、最終目標年度に 35%以上にすることを目指します。

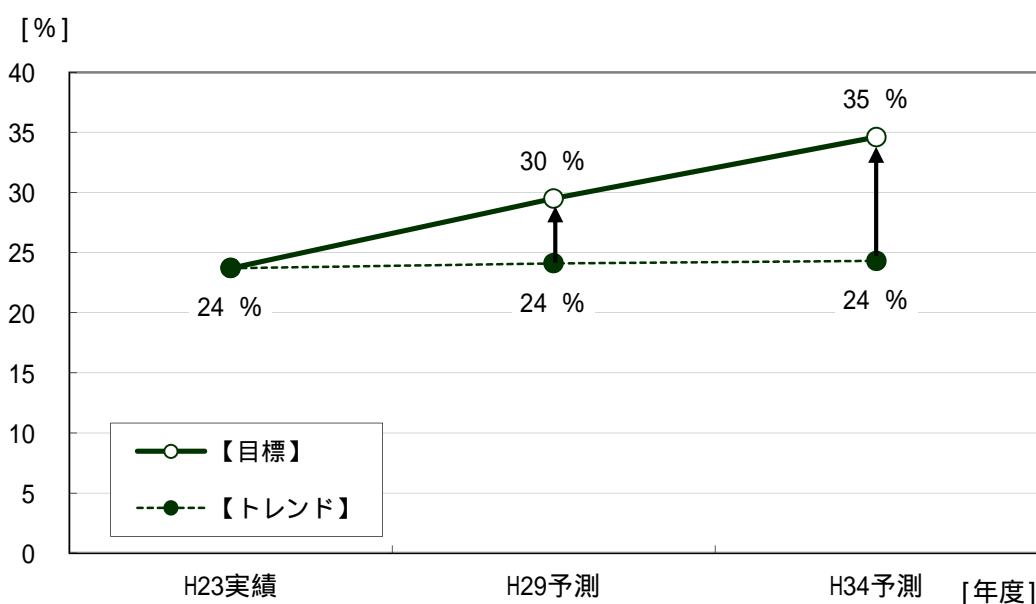
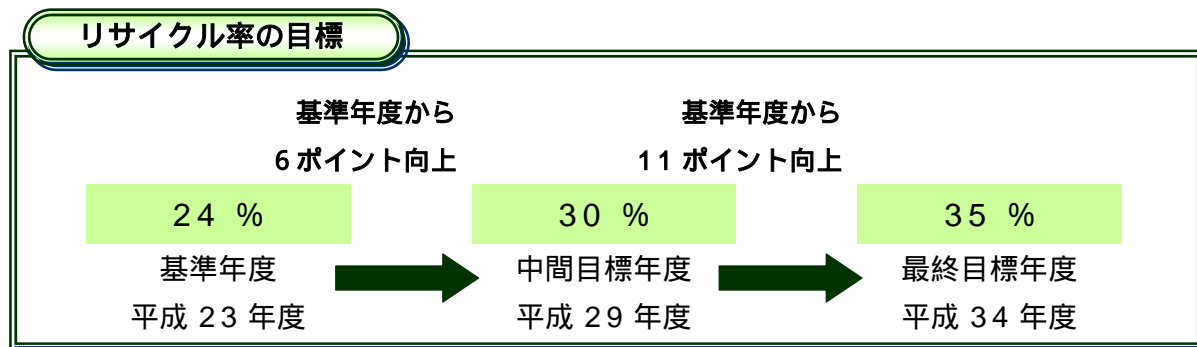


図 2 - 22 目標年度における目標値とトレンド予測値の比較

なお、リサイクル率については、本計画の上位計画である「第 4 次川口市総合計画」および改訂前の計画において、平成 27 年度までに 35%との目標としていましたが、28 ページの図 2 - 8 に示す通り、リサイクル率は横ばいから微減傾向、平成 23 年度実績は約 24%で、目標達成は困難な状況にあります。

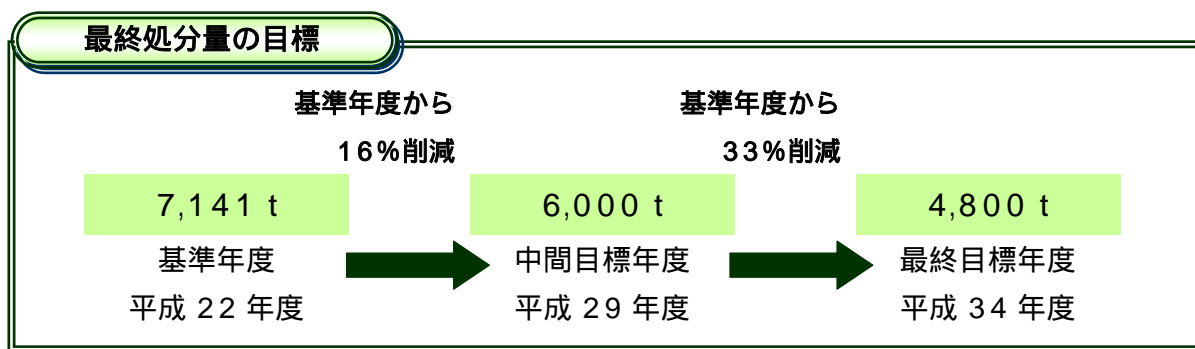
要因として、前計画では増加すると推計していた、再資源化物で重量比の最も高い紙類の量が、IT化の大幅な進展の影響などにより実際には減少していることや、容器類の薄型化・軽量化が進んだことなどが考えられます。

こうした現状を踏まえ、また、新たな再資源化施策を取り入れた上で、期限は先延ばしにはなりますが、再度 35%との目標の達成を目指します。

<sup>1</sup> リサイクル率 = 資源化物量 ÷ ごみ排出量 × 100

### (3) 最終処分量の目標

最終処分量を平成 22 年（2010 年）度の 7,141t から、中間目標年度に 6,000t 以下、最終目標年度に 4,800t 以下にすることを旨します。



注) 平成 23 年（2011 年）度の最終処分量は、戸塚環境センターの大規模改修工事のため焼却処理の一部を他市等へ委託したこと、および川口市が焼却飛灰等を搬出している最終処分場に他県の自治体が国の基準値を超える放射性物質を含む焼却灰を搬入した影響で、受け入れが停止されたことで、焼却飛灰等を場内で保管していたことなどにより、大幅な減となっている。このため、基準年度を平成 22 年（2010 年）度としている。

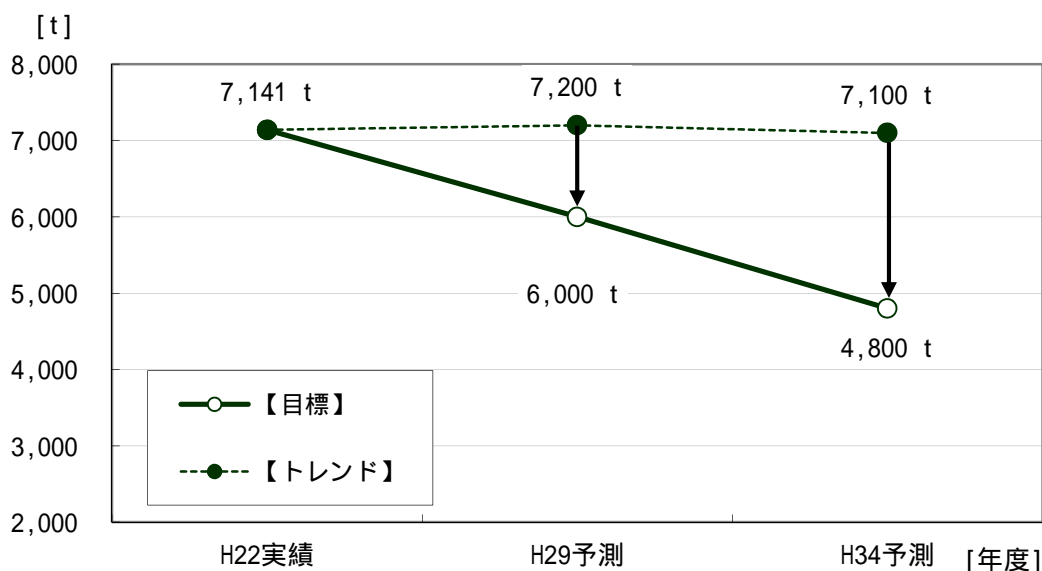


図 2 - 23 目標年度における目標値とトレンド予測値の比較

目標を達成することで温室効果ガス排出量がどの程度削減されるか試算した結果を次に示します。

ごみ排出量等が本計画における目標を達成しつつ推移した場合、平成 27 年（2015 年）度における温室効果ガス排出量は 57,099t、削減率は - 19.0% となることが見込まれ、「第 3 次川口市地球高温化対策実行計画（事務事業編）」<sup>1</sup>における目標（削減率 - 10.6%）を達成することとなります。

表 2 - 19 温室効果ガス削減見込み量の比較 (t - CO<sub>2</sub>)

計画名	【基準年度】 平成 21 年（2009 年）度	【目標年度】 平成 27 年（2015 年）度		
	温室効果ガス排出量	排出見込み量	削減見込み量	削減率 （%）
第 3 次川口市 地球高温化対策 実行計画 （事務事業編）	70,465	62,996	7,469	- 10.6
本計画		57,099	13,366	- 19.0

注）「第 3 次川口市地球高温化対策実行計画（事務事業編）」に合わせ、基準年度を平成 21 年（2009 年）度、目標年度を平成 27 年（2015 年）度としている。



<sup>1</sup> 第 3 次川口市地球高温化対策実行計画（事務事業編）：地域の一事業者、一消費者の立場から、市役所が率先して事務事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制に取り組む行動を推進することを目的とする計画

## 6 取り組みの体系

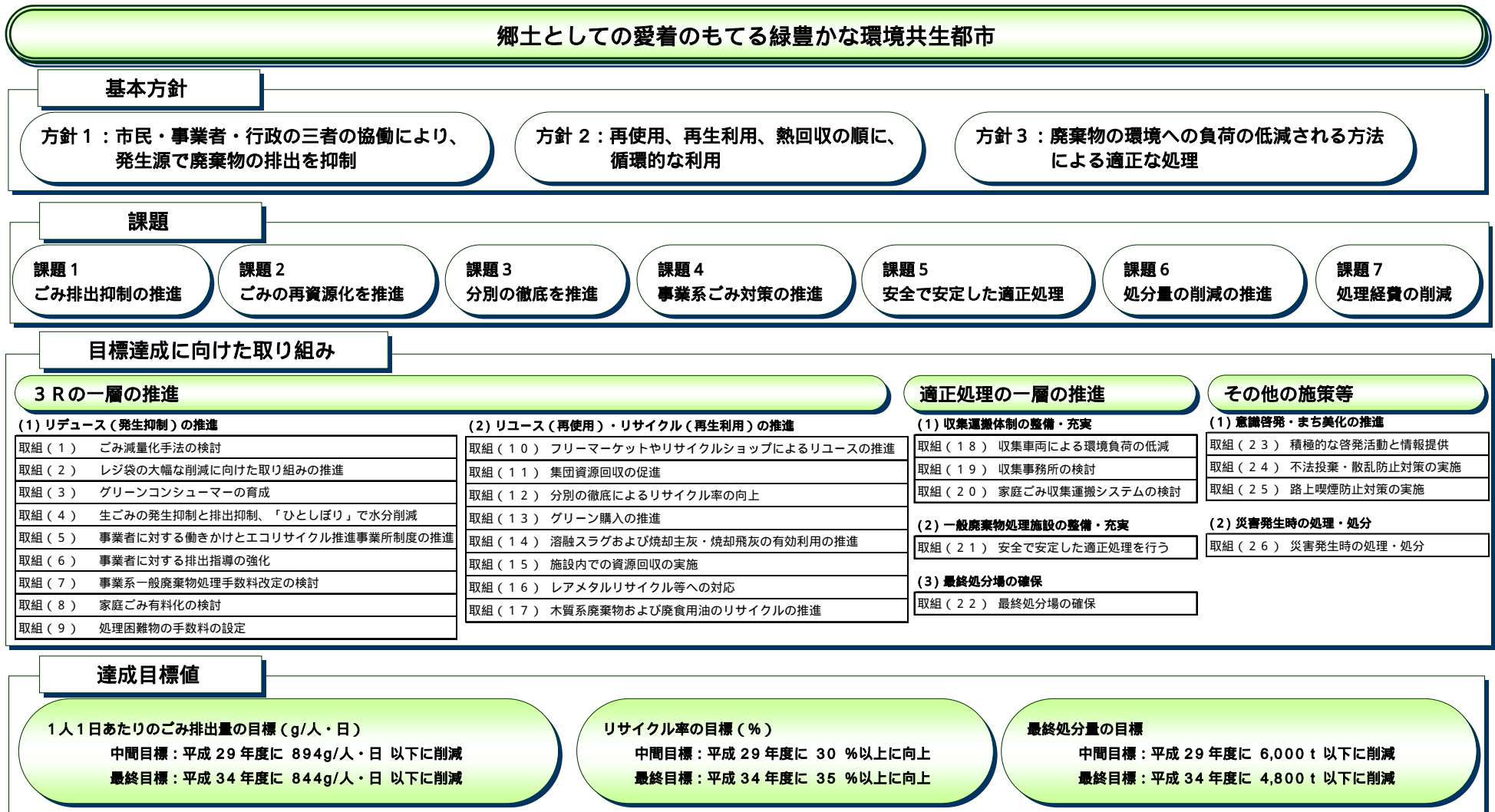


図 2 - 24 取り組みの体系

## 第4節 ごみ処理基本計画の施策

### 1 3Rの一層の推進

#### (1) リデュース（発生抑制）の推進

ごみの減量化を図るため、ごみとならない製品の製造や販売など環境に配慮した事業活動やごみになるものを買わない消費生活のあり方を積極的に推進していきます。

ごみの減量化や再資源化を進めるため、自己処理責任の原則に基づき、排出者に対する発生源での減量や分別排出の徹底について指導を強化します。

##### 取組（1） ごみ減量化手法の検討

市民、事業者および行政の三者が一体となって、廃棄物の減量および適正な処理を推進するために設置された、川口市エコリサイクル推進委員会において研究事業を実施します。

##### 取組（2） レジ袋の大幅な削減に向けた取り組みの推進

「川口市レジ袋の大幅な削減に向けた取組の推進に関する条例」に基づき、引き続き市民、事業者および行政の三者が一体となって、レジ袋の大幅な削減に向けた取り組みをさらに推進します。

##### 取組（3） グリーンコンシューマー<sup>1</sup>の育成

グリーンコンシューマーの育成のための啓発活動に積極的に取り組み、家庭におけるリデュースとリユースを推進します。

また、ごみを出さないライフスタイルの象徴として簡易包装と買い物袋（マイバッグ）持参運動を推進します。

##### 取組（4） 生ごみの発生抑制と排出抑制、「ひとしぼり」で水分削減

市民が自らできるごみの減量のひとつとして実施している生ごみ処理容器の補助事業を継続実施します。

また、生ごみ処理容器、生ごみ処理機の活用支援として、その活用方法の講習会等の開催を検討します。

さらに、水分を減らしてから生ごみを排出する、「生ごみのひとしぼり運動」を推進します。

<sup>1</sup> グリーンコンシューマー：環境に配慮した製品（包装容器を使わない商品やリサイクル商品等も含まれる）を購入する消費者や企業や、行政に対して環境に配慮した製品の生産や流通を促す行動を起こす消費者のことをいう。

取組（５） 事業者に対する働きかけとエコリサイクル推進事業所制度の推進  
製品の製造・販売を行う事業者によるリデュースとリユースの取り組みや、店頭回収の促進を働き掛けるとともに、エコリサイクル推進事業所の制度について、認定を受けている事業者にとって一層魅力的な制度となるよう検討を行います。

取組（６） 事業者に対する排出指導の強化  
一般廃棄物を排出する事業者に対し、排出者責任に基づく適正排出について情報の提供と排出指導を強化します。

また、事業者が直接搬入あるいは許可業者を通じて搬入されるごみの展開検査（ダンパーチェック）を積極的に実施し、資源物が多量に含まれている等、不適正な排出を行っている事業所については改善を指導し、搬入禁止物が発見された場合には受入れ拒否を実施します。

さらに、検査を効率的に行うための検査装置について、今後の施設整備において検討します。

取組（７） 事業系一般廃棄物処理手数料改定の検討

排出者責任および適正な処理コスト負担の原則に基づき、事業系一般廃棄物処理について、排出者に適正な負担を求めるための手数料の見直しを早急に実施します。

また、適正な手数料を維持するため、随時見直しを行います。

取組（８） 家庭ごみ有料化の検討

ごみ処理に関する費用負担の公平性の確保や排出抑制、再資源化の促進を目的に、家庭ごみの有料化を導入する場合の、川口市における導入効果と課題、制度の内容、導入手順、収集のあり方等について、市民生活への影響を考慮しながら、必要に応じて研究と検討を進めます。

取組（９） 処理困難物の手数料の設定

市の施設での処理が困難な廃棄物について、費用負担の公平性確保の観点から、排出者に適正な負担を求めるための規定を早急に整備します。

## (2) リユース(再使用)・リサイクル(再資源化)の推進

リユースを促進するため、ごみとして排出されたものの中から利用可能なものの再生および活用を行います。

資源として分別排出された廃棄物の効率的な再資源化を行います。

再生資源の利用を促進するためにグリーン購入を積極的に推進します。

### 取組(10) フリーマーケットやリサイクルショップによるリユースの推進

ごみまる祭りにおけるフリーマーケットの開催や、リサイクルプラザにおける、リサイクルショップ事業を継続して実施し、リユースの推進を図ります。

また、ホームページなどの活用によるフリーマーケット情報の提供について研究を行います。

### 取組(11) 集団資源回収の促進

ごみ問題に対する市民の意識の向上と地域コミュニティの醸成を目的とする集団資源回収運動を、より一層推進します。

また、モデル地区における紙類の行政による回収の廃止についても研究していきます。

### 取組(12) 分別の徹底によるリサイクル率の向上

一般ごみとして出される資源物を徹底して削減するため、排出段階における資源とごみの分別徹底をさらに推進し、リサイクル率の向上および埋立処分量の削減を図ります。

特に事業者に対しては、事業者団体と連携した情報提供に努め、オフィス町内会<sup>1</sup>などの再資源化システムについて検討します。

### 取組(13) グリーン購入の推進

庁用品および公共関与事業における再生品の積極的な利用を推進します。

また、グリーン購入について積極的に情報を公開することで、その取り組みを市内事業者に広めていきます。

### 取組(14) 溶融スラグおよび焼却主灰・焼却飛灰の有効利用の推進

溶融スラグの利用用途についてさらに幅広く検討します。

また、戸塚環境センターで発生する焼却主灰のうち、朝日環境センターの溶融処理量を超える焼却主灰の再資源化(セメント化)を進めるとともに、戸塚環境センターで発生する焼却飛灰の再資源化についても調査検討します。

<sup>1</sup> オフィス町内会：集団資源回収のように複数の事業所同士が一括して資源物の回収を依頼することで、資源回収業者の人件費や運送費などコスト的にメリットを生み出すとともに、効率よく資源物を回収、リサイクルするための方法のことをいう。



### 取組（１５） 施設内での資源回収の実施

一般廃棄物の処理過程で回収可能な資源については、これを極力回収し再生利用の促進に努めます。

### 取組（１６） レアメタルリサイクル等への対応

希少金属（レアメタル）のリサイクルを推進するため、小型家電リサイクル法に基づき、小型家電のリサイクルを推進します。

また、インクカートリッジメーカー６社にて実施している「インクカートリッジ帰りプロジェクト」に係る、使用済みインクカートリッジの拠点回収を継続します。

### 取組（１７） 木質系廃棄物および廃食用油のリサイクルの推進

主に事業系ごみとして排出される木質系廃棄物（剪定枝、刈草、落ち葉、竹木、家具、廃材等）を焼却せずにリサイクルするための調査研究を実施します。

また、エコリサイクル推進委員会から提言を受けた廃食用油のリサイクルについて、段階的に推進を図ります。

## 2 適正処理の一層の推進

---

### (1) 収集運搬体制の整備・充実

ごみの収集運搬作業の効率を高め、また環境に与える影響を低減するために、収集時間や収集ルートなど収集運搬方法の合理化を検討します。

ごみの収集運搬体制の改善を図るため、収集事務所および中継基地の整備について検討します。

### 取組（１８） 収集車両による環境負荷の低減

収集車両に起因する環境負荷を低減するため、天然ガス収集車の導入を継続するとともに、ハイブリッド収集車をはじめとする次世代自動車に関する情報を収集し、導入を検討していきます。

### 取組（１９） 収集事務所の検討

効率的な収集運搬体制を確立するため、現在２か所にある収集事務所および収集車庫の適正配置や、収集のあり方について検討します。

### 取組（２０） 家庭ごみ収集運搬システムの検討

排出責任の明確化や不法投棄対策の一環として、現在採用しているステーション収集方式に替わる収集方式など、今後の川口市に相応しい収集運搬システムのあり方について調査研究します。



## (2) 一般廃棄物処理施設の整備・充実

安定的な処理能力の確保を図るため、現有施設の維持管理に努めるとともに、常に最新の処理技術の動向について調査研究を行います。

ごみ処理施設は、最終処分量の減量化と効率的な熱回収など再資源化を行う施設とするとともに、地域住民に親しまれる環境共生施設とします。また、中間処理施設の更新については、今後の処理量に十分留意し、処理能力に過不足を来たす事のないよう、将来推計値と処理能力との比較を行うなど安定的な処理能力の確保を図ることとし、その整備計画については、一般廃棄物処理施設整備基本計画の策定を進めます。

### 取組(21) 安全で安定した適正処理を行う

朝日環境センターおよび戸塚環境センターについては、安定的な処理能力を確保するため、引き続き、処理技術および運転管理技術の向上に努めます。

また、周辺環境に配慮した適正な運転管理を行います。

なお、戸塚環境センターおよび朝日環境センターにおける焼却灰などの放射能濃度および敷地境界の空間放射線量率について、「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」の規定により測定し、公表します。

リサイクルプラザについては、安定的な選別処理能力を確保するため、必要に応じ点検整備を行うとともに、啓発機能については、国の動向や市民の環境意識の動向を勘案し、常に最新の情報提供ができるよう調査検討します。

さらに、容器包装リサイクルに係る地方自治体の負担軽減について、国等に対し、積極的な要望活動を行います。

## (3) 最終処分場の確保

関係自治体等の協力を得て、市域外での最終処分を行うとともに、最終処分量の削減に努めます。

### 取組(22) 最終処分場の確保

市内に最終処分場用地を確保することが困難な状況であること、焼却主灰の溶融スラグ化により処分量を減量化していることを踏まえ、民間処分場の活用を含めて、川口市の実情にあった最終処分場の確保について総合的に検討します。

また、焼却主灰および焼却飛灰のセメント化をはじめとする再資源化技術の積極的な活用を検討し、更なる最終処分量の削減に努めます。

### 3 その他の施策等

#### (1) 意識啓発・まち美化の推進

循環型社会の構築に向けて、市民および事業者の一層の理解と協力を得るために、積極的な普及啓発活動を行います。

市民の誰もが安全で快適に暮らせるまちづくりのため、不法投棄・散乱防止対策や路上喫煙防止対策を行います。

##### 取組(23) 積極的な啓発活動と情報提供

ホームページや各種広報紙等により、市民および事業者が日常的に実践できるごみの減量や再資源化のための取り組みについて積極的に紹介し、さらに、地域の実情に即したごみ出しマナーの向上のための啓発活動を推進します。

また、子供たちが廃棄物に関心を向け、ごみ減量や3Rに配慮した心や行動を身につけられるよう、感性や価値観が育まれる重要な場である学校と連携し、継続的に環境学習を推進します。

さらに、各種イベントを積極的に展開するとともに、リサイクルプラザのライブラリーや展示コーナーの充実を図り、市民が自らごみ問題を含む環境問題について学習できる環境を整備します。

##### 取組(24) 不法投棄・散乱防止対策の実施

不法投棄対策として、ごみ不法投棄監視ウィークなどのイベントによる意識高揚や職員等によるパトロールを引き続き実施するとともに、市民と連携した不法投棄の未然防止対策について検討します。

さらに、川口市まち美化促進プログラム(アダプト・プログラム)に参加する団体の増加を図り、散乱のないまちづくりを目指します。

##### 取組(25) 路上喫煙防止対策の実施

快適な歩行空間および散乱の防止を目的に路上喫煙防止事業を引き続き実施します。

また、路上喫煙状況調査を実施し、必要に応じて路上喫煙禁止地区の見直しを行います。

#### (2) 災害発生時の処理・処分

##### 取組(26) 災害発生時の処理・処分

川口市災害廃棄物処理計画に基き適正に処理を行います。

また、川口市地域防災計画の改訂時には、川口市災害廃棄物処理計画の見直しを行います。

### 第 3 章 生活排水处理編



## 第1節 生活排水を取り巻く社会情勢

### 1 関連法令

#### (1) 関連法令の概要

水質汚濁の防止などに関しては様々な法律が施行されており、こうした法律に基づいて水質汚濁の防止、生活排水処理施設の整備等が行われています。

関連法令の概要等を次に示します。

表 3 - 1 関連法令の概要

年 月	関 連 法 令	概 要
昭和 33 年 4 月	下水道法施行	公共下水道、流域下水道等の設置その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、もって都市の健全な発達および公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資することを目的としています。
昭和 45 年 12 月	水質汚濁防止法施行	工場および事業場から公共用水域に排出される排水および地下に浸透する水を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって、公共用水域および地下水の水質の汚濁の防止を図り、市民の健康を保護するとともに生活環境を保全すること等を目的としています。
昭和 58 年 5 月	浄化槽法施行	公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿および雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全および公衆衛生の向上に寄与することを目的としています。

#### (2) 国・埼玉県の計画等

国および埼玉県では、生活排水の対策と生活排水処理施設の整備を推進するための計画等を定めています。次に生活排水対策に関する国・埼玉県の計画等の経過を示します。

表 3 - 2 国の方針・埼玉県の計画等の経過

年 月	関連する計画等
平成15年10月	社会資本重点計画（国）
平成16年 3 月	埼玉県生活排水処理施設整備構想（埼玉県）
平成21年 3 月	社会資本重点計画改訂（国）
平成23年 3 月	埼玉県生活排水処理施設整備構想（埼玉県）

### (3) 川口市廃棄物の減量および適正処理に関する条例

本条例は、廃棄物の発生を抑制し、および再生利用を促進することにより廃棄物を減量するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて地域の清潔を保持することによって、生活環境の保全および公衆衛生の向上並びに資源が循環して利用される都市の形成を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的として、平成7年(1995年)7月1日に施行しました。

本計画の策定、改訂は本条例に基づきます。

## 2 国・埼玉県の達成目標

---

### (1) 国の目標

国は、社会資本整備重点計画法に基づき社会資本重点計画を策定(平成21年(2009年)3月)しており、快適で活力のある暮らしの実現を図るため、公衆衛生の向上と生活環境の改善を推進し、汚水処理人口普及率(生活排水処理率<sup>1</sup>)を平成24年(2012年)度までに93%にすることを目標としています。

### (2) 埼玉県の目標

埼玉県は、平成23年(2011年)3月に埼玉県生活排水処理施設整備構想を見直ししており、全体計画となる平成37年(2025年)度(目標年度)において、埼玉県全体の人口全て約6,594千人(100%)に生活排水処理施設を整備することを目標としています。

---

<sup>1</sup> 生活排水処理率 : (下水道人口 + 合併処理浄化槽人口) ÷ 10月1日現在の人口 × 100

## 第2節 生活排水処理の状況

### 1 生活排水処理体系

生活雑排水<sup>1</sup>およびし尿は、下水道および鳩ヶ谷衛生センターで処理をしています。川口市の生活排水<sup>2</sup>の処理体系を次に示します。

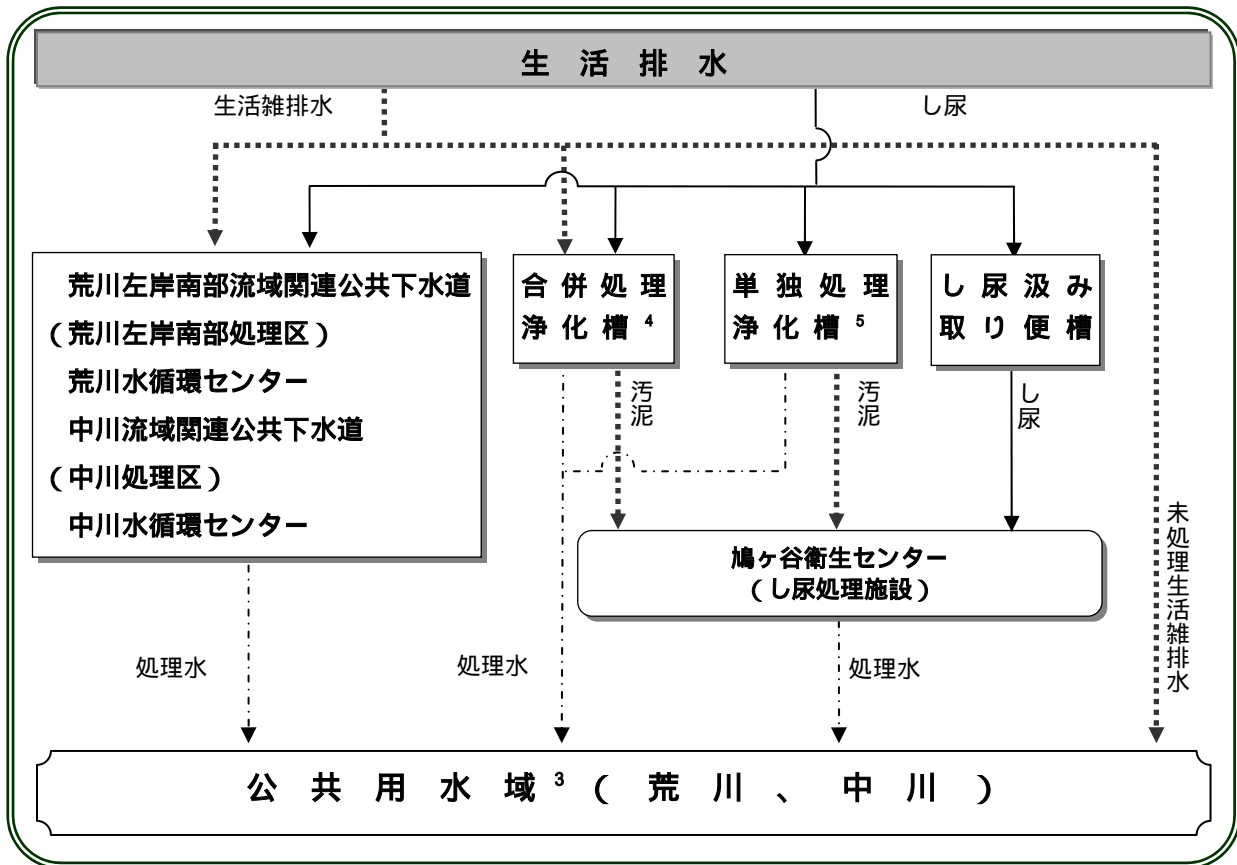


図 3 - 1 生活排水の処理体系

<sup>1</sup> 生活雑排水：生活排水のうちし尿を除くものをいう。

<sup>2</sup> 生活排水：し尿と日常生活に伴って排出される台所、洗濯、風呂等からの排水をいう。

<sup>3</sup> 公共用水域：河川、湖沼、港湾、沿岸海域、その他公共の用に供される水域

<sup>4</sup> 合併処理浄化槽：浄化槽法における浄化槽

<sup>5</sup> 単独処理浄化槽：浄化槽法におけるみなし浄化槽

## 2 生活排水の処理主体

川口市の生活排水の処理主体を次に示します。

表 3 - 3 生活排水の処理主体

項 目		区 分		
		生活雑排水	し 尿	浄化槽汚泥
収集運搬		-	市(委託)・許可業者	許可業者
処 理	流域下水道	埼玉県下水道公社 (荒川水循環センター) (中川水循環センター)		-
	合併処理浄化槽	市民・事業者		
	単独処理浄化槽	-	市民・事業者	
	し尿処理施設	-	鳩ヶ谷衛生センター	

## 3 生活排水の処理形態別人口

川口市の処理形態別人口の推移を次に示します。

下水道および合併浄化槽の普及により、生活雑排水未処理人口<sup>1</sup>が減少しています。

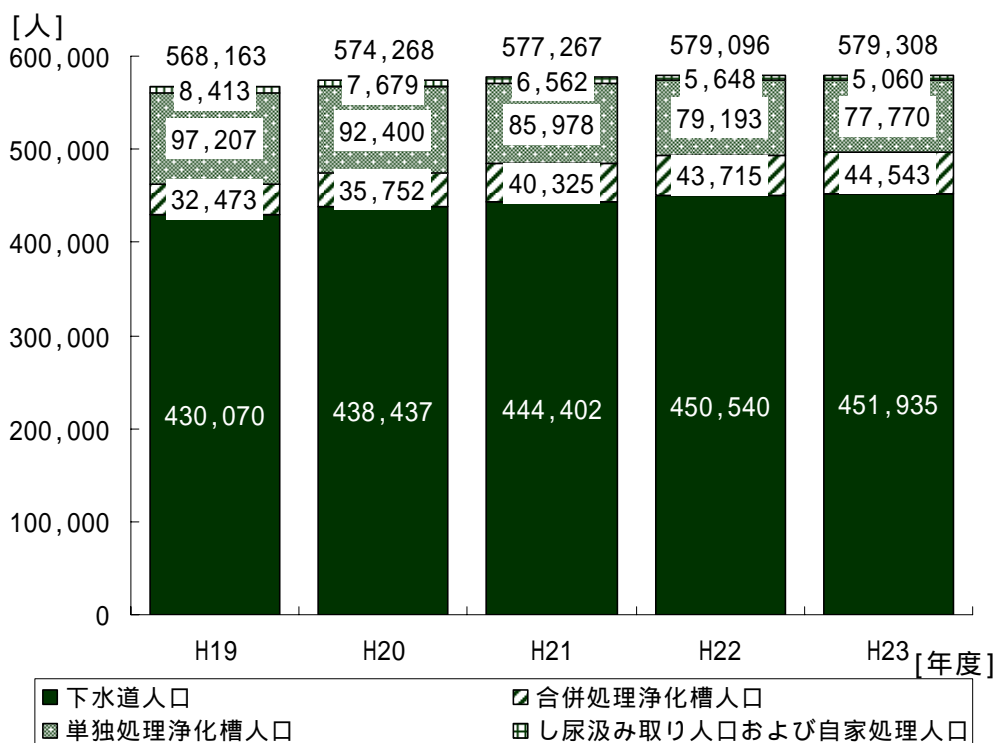


図 3 - 2 処理形態別人口

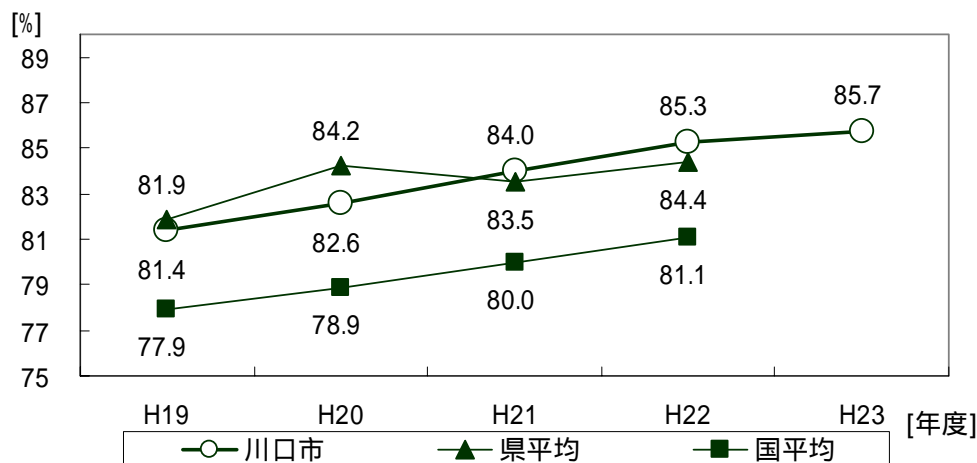
<sup>1</sup> 生活雑排水未処理人口: 単独処理浄化槽人口およびし尿汲み取り人口



#### 4 生活排水処理率の推移

平成 23 年（2011 年）度は、85.7%となっています。

平成 22 年（2010 年）度は、85.3%となっており、国平均、埼玉県平均と比較すると、国平均よりも 4.2 ポイント、埼玉県平均よりも 0.9 ポイント上回った値となっています。



出典：環境省一般廃棄物処理事業実態調査

図 3 - 3 生活排水処理率

#### 5 し尿および浄化槽汚泥の処理量

川口市のし尿および浄化槽汚泥量を次に示します。

し尿処理量は、減少傾向を示し、浄化槽汚泥量は、平成 20 年（2008 年）度をピークに減少しています。

処理量は全体として、平成 20 年（2008 年）度の 47,704 kL をピークに減少し、平成 23 年（2011 年）度には、41,994kL となっています。

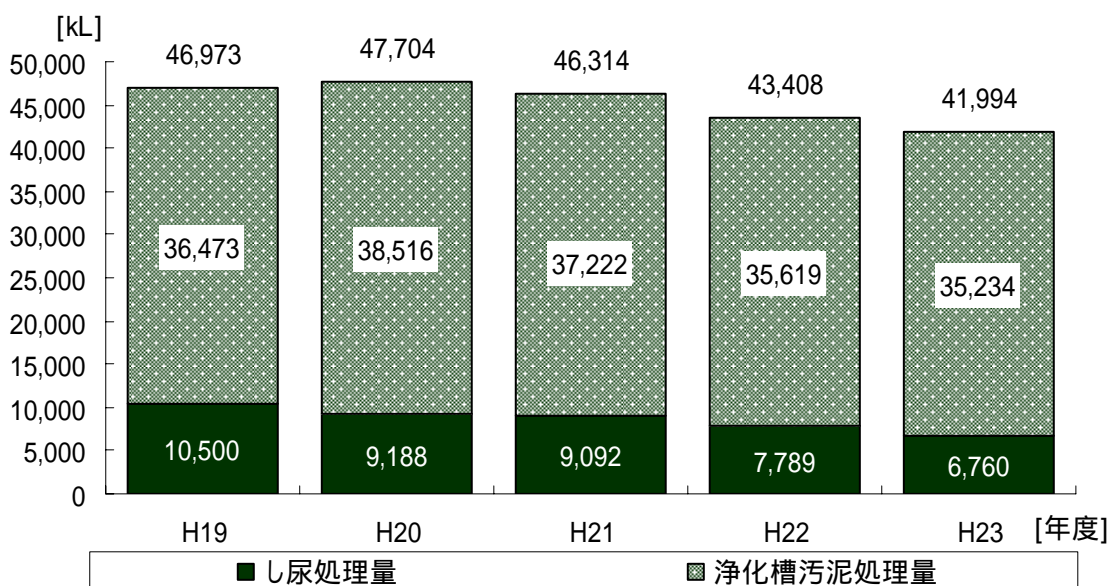


図 3 - 4 し尿・浄化槽汚泥の処理量の推移

## 6 脱水汚泥量および脱水し渣量の推移

鳩ヶ谷衛生センターのし尿処理施設は、平成 20 年（2008 年）～平成 21 年（2009 年）で基幹的整備を実施、平成 22 年（2010 年）1 月から処理を実施しています。

脱水汚泥<sup>1</sup>量および脱水し渣<sup>2</sup>量の推移を次に示します。

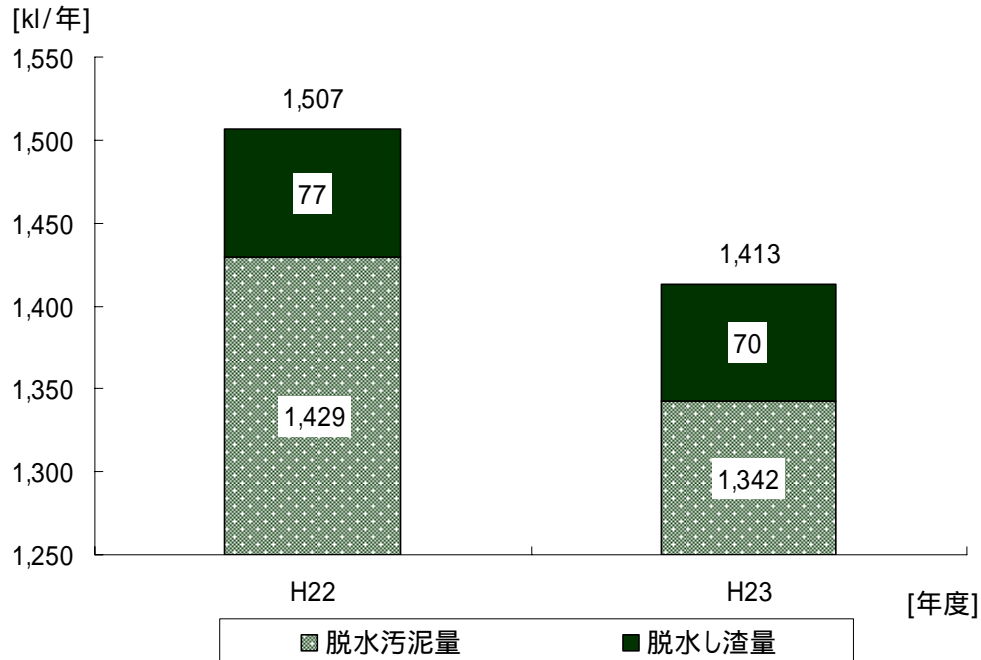


図 3 - 5 脱水汚泥量および脱水し渣量の推移

## 7 周辺市の生活排水処理率（平成 22 年（2010 年）度）

周辺市の生活排水処理率は、草加市、蕨市、戸田市が 90%以上となっており、川口市と 5.5 ポイント以上の差があります。

埼玉県は、埼玉県生活排水処理施設整備構想を平成 23 年（2011 年）3 月に見直し、全体計画となる平成 37 年（2025 年）度（目標年度）において、埼玉県全体の人口全て約 6,594 千人（100%）に生活排水処理施設を整備することを目標としており、生活排水処理対策の更なる推進が求められています。

表 3 - 4 周辺市の生活排水処理率（平成 22 年（2010 年）度）

項目	川口市	さいたま市	草加市	越谷市	蕨市	戸田市
人口（人）	579,096	1,213,387	238,329	322,682	68,697	119,596
生活排水処理人口（人）	494,255	1,049,059	216,419	269,568	65,089	115,573
生活排水処理率（%）	85.3	86.5	90.8	83.5	94.7	96.6

出典：環境省一般廃棄物処理事業実態調査

<sup>1</sup> 脱水汚泥：し尿および浄化槽汚泥を脱水機にかけて水分を除去した後に残った固形物

<sup>2</sup> 脱水し渣：し尿および浄化槽汚泥から選別される異物

## 8 下水道

川口市の下水道の概要(計画)を表 3 - 5 に示します。  
また、下水道終末処理場の概要を表 3 - 6 に示します。

表 3 - 5 下水道の概要(計画)

項目	荒川左岸南部処理区		中川処理区
	川口市	旧鳩ヶ谷市	川口市
計画目標年次	平成27年(2015年)	平成36年(2024年)	平成36年(2024年)
下水排除方式	合流・分流式	分流式	分流式
計画処理面積	3,221 ha	604 ha	2,031 ha
計画処理人口	366,000 人	53,500 人	111,900 人
計画汚水量(日最大)	210,600 m <sup>3</sup>	24,100 m <sup>3</sup>	61,100 m <sup>3</sup>
認可区域	2,951 ha	604 ha	1,778 ha

注) 平成 23 年(2011 年) 3 月 31 日現在(ただし、認可区域については平成 24 年(2012 年) 3 月末現在)

表 3 - 6 下水道終末処理場の概要

項 目	内 容	
施設名称	荒川水循環センター	中川水循環センター
所在地	埼玉県戸田市笹目5-37-14	埼玉県三郷市番匠免3-2-2
事業主体	埼玉県下水道公社	埼玉県下水道公社
処理能力	935,000 m <sup>3</sup> /日	527,600 m <sup>3</sup> /日
処理方式	凝集剤添加循環式硝化脱窒法 + 高速ろ過法	凝集剤添加循環式硝化脱窒法 + 高速ろ過法
処理区域面積	15,584ha(H20年度末) 川口市: 2,529.5 ha(H23年度末) 旧鳩ヶ谷市: 552.2 ha(H23年度末)	14,202ha(H20年度末) 川口市: 972 ha(H23年度末)
処理区域人口	1,635,218人(H20年度末) 川口市: 351,353 人(H23年度末) 旧鳩ヶ谷市: 57,586 人(H23年度末)	1,205,739人(H20年度末) 川口市: 81,051人(H23年度末)
供用開始	川口市: 昭和48年(処理場は 旧鳩ヶ谷市: 昭和58年 昭和58年)	川口市: 平成元年(1999年)
放流先	荒川	中川

## 9 収集運搬

### (1) 収集運搬の方法

し尿の収集運搬は市が委託した業者と市が許可した業者が、浄化槽汚泥の収集運搬は市が許可した業者が行っています。

### (2) 収集運搬車両

し尿等の収集運搬車両はバキューム車で行っています。

### (3) 収集運搬区域

川口市全域が収集運搬区域となっています。

## 10 中間処理

### (1) 中間処理の概要

委託業者および許可業者が収集したし尿および浄化槽汚泥は、鳩ヶ谷衛生センターのし尿処理施設で処理を行っています。

### (2) し尿処理施設の概要

鳩ヶ谷衛生センターのし尿処理施設の概要を次に示します。

表 3 - 7 し尿処理施設の概要

項目	鳩ヶ谷衛生センター
所在地	川口市八幡木3丁目18番地の11号
事業主体	川口市
処理能力	し尿：28kL/日 浄化槽汚泥：112kL/日
処理方式	前処理（前脱水）+ 標準脱窒素処理 + 高度処理
放流先	新芝川
竣工	平成22年（2010年）4月

### (3) 放流水の水質

し尿処理施設において処理後に発生する放流水の水質を次に示します。

表 3 - 8 放流水の水質

項目	鳩ヶ谷衛生センター設計条件
pH <sup>1</sup>	5.8~8.6
BOD <sup>2</sup> (mg/L)	5 以下
COD <sup>3</sup> (mg/L)	20 以下
浮遊物質 <sup>4</sup> (mg/L)	5 以下
全窒素 (mg/L)	10 以下
全りん (mg/L)	1 以下
色度 <sup>5</sup> (度)	30 以下
大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	100 以下

<sup>1</sup> pH：水素イオン濃度指数。物質の酸性、アルカリ性の度合いを示す数値である。値が低いほど酸性が強く、値が大きいほどアルカリ性が強い。

<sup>2</sup> BOD：生物化学的酸素要求量。水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のこと。値が大きいほど水中の有機汚濁物質の量が多いことを示している。

<sup>3</sup> COD：化学的酸素要求量。値が大きいほど水中の有機物が多いことを示し、水質汚濁の程度も大きくなる傾向がある。

<sup>4</sup> 浮遊物質：水中に浮遊している直径2mm以下の粒子物質のこと。

<sup>5</sup> 色度：放流水の色濃度を示す値。数値が低いほど無色に近い。

## 1 1 最終処分、再資源化

---

し尿等処理後に発生する脱水汚泥は、民間委託により適正に処理し再資源化しています。脱水汚泥は肥料原料化、路盤材等<sup>1</sup>および堆肥化して有効利用しています。なお、平成 23 年（2011 年）度については計画停電により搬出先施設の受け入れが困難となったため、脱水汚泥の一部を臨時搬出し焼却処分しています。

## 1 2 課題の整理

---

### 課題 1 下水道事業の推進

下水道は、住環境の改善や公衆衛生の向上を図り、快適で衛生的な生活環境を確保するとともに、公共用水域の水質を保全するための根幹的な施設です。

川口市における下水道は、平成 24 年（2012 年）3 月末で処理人口普及率<sup>2</sup>84.6%となっています。今後も下水道の整備を推進するとともに、下水道整備区域<sup>3</sup>内で下水道に未接続の世帯に対して接続の協力を求める必要があります。

### 課題 2 合併処理浄化槽設置の推進

単独処理浄化槽やし尿汲み取り便槽を利用している世帯からは、生活雑排水が未処理のまま河川などの公共用水域に放流され、水質汚濁の原因となっています。

このため、これらの世帯について、下水道が整備されている地域では下水道への接続を、また、下水道未整備地域では合併処理浄化槽の設置を、促進する必要があります。

---

<sup>1</sup> 路盤材等：路盤材、メタル、硫黄、金属水酸化物、工業塩の総称したもの

<sup>2</sup> 処理人口普及率：処理人口普及率とは、総人口に対する下水道の整備された区域に住む人口の割合

<sup>3</sup> 下水道整備区域：下水道の整備された区域

#### 1 基本理念

---

#### 郷土としての愛着のもてる緑豊かな環境共生都市

「第4次川口市総合計画」では、基本理念として、「人間性の尊重」、「市民との協働」、「環境との共生」、「人づくり・ものづくりの継承と発展」の4つを掲げています。

そして川口市におけるめざすべき将来都市像を「緑 うるおい 人 生き活き 新産業文化都市 川口」と設定しています。

さらに、基本理念に基づき、6つの「めざすべき姿」のうちの一つとして、「緑の豊かなまち」を設定し、市民、事業者、行政のすべての主体が環境の意識を持ち、限りある資源とエネルギーの有効利用を図り、環境にやさしい循環型社会の構築をめざすこととしています。

また、「第2次川口市環境基本計画」において、川口市の望ましい将来の環境像として設定した姿が「郷土として愛着のもてる緑豊かな環境共生都市」です。

川口市は、市街地では住宅と事業所や工場が混在しており、市民生活と産業との融和が大切となっています。一方、東京都に隣接していながらも豊かな自然が残されている地域もあり、緑の豊かさや河川の潤いを感じることができます。

「郷土として愛着のもてる緑豊かな環境共生都市」とは、市民一人ひとりが郷土への愛着をもち、地球のことを考え、水と緑豊かな自然環境を守り、生活様式や事業活動のあり方を見直し、環境への負荷の少ない持続可能な社会づくりを目指した都市を示します。

本計画で目指す川口市の望ましい将来の環境像については、これらの計画に掲げる施策の方向性との整合を図るため、「第2次川口市環境基本計画」で川口市の望ましい将来の環境像として設定した「郷土として愛着のもてる緑豊かな環境共生都市」とします。

## 2 生活排水処理の基本方針

市内には、荒川水系と利根川水系を合わせて多くの河川が流れています。こうした河川等の公共用水域は、水質改善に向けた様々な取り組みによって、以前に比べ魚類等の水生生物が多く見られるようになりました。

しかし、単独処理浄化槽（し尿のみを処理する浄化槽）やし尿汲み取り便槽を利用している世帯からは、生活雑排水（生活排水のうち台所や風呂等のし尿を含まない排水）が未処理のまま排水されており、公共用水域の水質汚濁や水辺環境悪化の要因となっています。

そのため、川口市、引き続き生活排水処理の根幹施設である公共下水道の整備を積極的に推進するとともに、地域の実情に応じて合併処理浄化槽（し尿と生活雑排水を処理する合併処理浄化槽）の設置・転換を促進することとします。また、公共下水道が普及するまでの間は、し尿と浄化槽汚泥の発生が見込まれるため、効率的で安定した収集運搬体制と中間処理体制を推進することとします。

この基本的考え方に基づき事業を展開し、公共用水域の水質を保全し、良好な生活環境を確保することで、川口市の将来の環境像「郷土として愛着のもてる緑豊かな環境共生都市」を目指します。

### 方針

公共下水道の整備推進

合併処理浄化槽の設置・転換の促進

効率的で安定した収集運搬体制と中間処理体制の推進

## 3 達成目標の設定

次に示す数値目標の達成を目指します。

### 達成目標

指標：生活排水処理率（％）

基準年度から  
5.2 ポイント向上

基準年度から  
11.2 ポイント向上

85.7 %

90.9 %

96.9 %

基準年度

中間目標年度

最終目標年度

平成 23 年度

平成 29 年度

平成 34 年度

## 4 市民・事業者の配慮指針（川口市環境基本計画から抜粋）

川の水をきれいにするため、汚れた水を流さないようにしましょう  
有害物質は適正に処理し、地下水や土壌を汚染しないようにしましょう

### 市民の取り組み

- 調理くずや油などを排水口に流さないようにしましょう
- 分解性のよい洗剤の適量使用に努めましょう
- 公共下水道の供用が開始されている区域では、速やかに下水道に接続しましょう
- 公共下水道処理区域以外の地域では、合併処理浄化槽の設置により、適切な排水処理を行いましょう
- 浄化槽は適正に維持・管理しましょう
- 河川の水質保全活動や清掃活動などに積極的に参加しましょう
- ガーデニングや家庭菜園などでの除草剤・殺虫剤などの使用はできるだけ少なくしましょう
- 使い残した除草剤・殺虫剤は厳重に保管するか、専門業者に処分を依頼しましょう

### 事業者の取り組み

- 排水処理施設の維持・管理に努め、排水基準を守りましょう
- 公共下水道の供用が開始されている区域では、速やかに下水道に接続しましょう
- 公共下水道処理区域以外の地域では、合併処理浄化槽の設置により、適切な排水処理を行いましょう
- 浄化槽は適正に維持・管理しましょう
- 河川の水質保全活動や清掃活動などに積極的に参加しましょう
- 調理くずや油などを排水口に流さないようにしましょう
- 事業所で扱う有害物質の土壌への浸透を防ぐため、管理を徹底しましょう
- 減農薬栽培などに積極的に取り組み良好な農地の維持・保全に努めましょう



## 5 取り組みの体系

### 郷土としての愛着のもてる緑豊かな環境共生都市

#### 生活排水処理の方針

方針 1 : 公共下水道の整備推進

方針 2 : 合併処理浄化槽の設置・転換の促進

方針 3 : 効率的で安定した収集運搬体制と中間処理体制の推進

#### 生活排水処理の課題

課題 1 : 下水道事業の推進

課題 2 : 合併処理浄化槽設置の推進

#### 目標達成に向けた取り組み

##### 1 発生抑制・再資源化計画

###### (1) 発生抑制・資源化計画

取組(1)	公共下水道の普及
取組(2)	合併処理浄化槽の普及
取組(3)	汚濁負荷の低減
取組(4)	資源化の推進

##### 2 収集運搬、処理・処分、その他の計画

###### (1) 収集・運搬計画

取組(5)	効率的な収集運搬体制の整備
-------	---------------

###### (2) 中間処理計画

取組(6)	適正処理の推進
-------	---------

###### (3) その他の計画

取組(7)	意識啓発・環境学習の実施
取組(8)	災害発生時の処理・処分

#### 達成目標値

生活排水処理率(%)

中間目標 : 平成 29 年度に 90.9 % 以上

最終目標 : 平成 34 年度に 96.9 % 以上

図 3 - 6 取り組みの体系

## 第4節 生活排水処理基本計画の施策

### 1 発生抑制・再資源化計画

#### (1) 発生抑制・再資源化計画

##### 取組(1) 公共下水道の普及

下水道は、居住環境の改善や公衆衛生の向上を図り、快適で衛生的な生活環境を確保するとともに、公共用水域の水質を保全するための根幹的な施設です。

このため、下水道未普及地域の解消を図ると同時に、浸水対策、合流式下水道区域における雨天時の放流水の水質改善、施設の適正な維持管理・改築、老朽管の更新、耐震化対策などを緊急性や必要性を加味しながら、計画的かつ効果的に整備を進めていきます。

また、水洗便所改造資金貸付制度や私道共同排水設備整備補助金制度の周知・活用を図り、公共下水道への接続を促進します。

##### 取組(2) 合併処理浄化槽の普及

公共下水道未整備の地域では、し尿汲み取り便槽や単独処理浄化槽の利用世帯等に対して、浄化槽設置整備事業補助制度の周知・活用を図り、合併処理浄化槽への転換を促進します。

##### 取組(3) 汚濁負荷の低減

河川、湖沼などの公共用水域の汚濁の主な原因は、生活雑排水であるという意識の醸成と、水質浄化に対する啓発を図ります。

市民および事業者が取り組めることを周知し、徐々に汚濁負荷を削減していきます。

三角コーナーおよびストレーナー<sup>1</sup>等の設置  
廃食用油の再利用、再生利用の推進  
油や食べ残し等の排水口への廃棄の抑制  
合成洗剤、シャンプー、リンス、歯磨き粉等は適量を使用  
アクリルたわしを用いるなどして、洗剤の使用量を削減  
洗車時は排水量を少しでも減らすような工夫  
米のとぎ汁の有効利用  
節水の励行

##### 取組(4) 再資源化の推進

し尿等処理後に発生する脱水汚泥は、民間委託により肥料や路盤材等の原料として有効利用します。

なお、脱水汚泥の肥料原料化については、農林水産省による「汚泥肥料中に含まれる放射性セシウムの取扱いについて」(平成23年6月24日付け消費・安全局長通知)に基づき、放射性セシウムを測定し、その結果を公表します。

<sup>1</sup> ストレーナー：排水口等に設ける固液を分離する器具

## 2 収集運搬、処理・処分、その他の計画

---

### (1) 収集運搬計画

#### 取組(5) 効率的な収集運搬体制の整備

し尿および浄化槽汚泥の発生量は、下水道や浄化槽の普及などによる社会条件によって変化しています。さらに、汲み取り世帯数の減少による点在化など収集運搬環境も変化していきます。

そのような変化に対応していくため、し尿および浄化槽汚泥の効率的な収集運搬について検討します。

### (2) 中間処理計画

#### 取組(6) 適正処理の推進

収集運搬されたし尿および浄化槽汚泥は、鳩ヶ谷衛生センターのし尿処理施設で適正な処理を行います。

### (3) その他の計画

#### 取組(7) 意識啓発・環境学習の実施

公共用水域の水質保全の重要性を市民および事業者に周知するため、積極的な普及啓発活動を実施します。

- a 浄化槽を使用している市民および事業者に対し、浄化槽が正常な浄化能力を発揮するよう浄化槽の定期的な清掃や保守点検による適正管理の重要性を啓発します。
- b 調理くずや油などを排水口に流さない、洗剤・石鹼の適正量の使用など、各家庭・事業所でできる排水対策に関する情報提供を行います。
- c 市民参加型の水質汚濁防止活動を推進します。

#### 取組(8) 災害発生時の処理・処分

川口市災害廃棄物処理計画に基づき適正に処理を行います。

また、川口市地域防災計画の改訂時には、川口市災害廃棄物処理計画の見直しを行います。



## 第6次川口市一般廃棄物処理基本計画

◆.....◆  
発行年月：平成25年3月

編集・発行：川口市 環境部 廃棄物対策課

〒332-0001 川口市朝日4-21-33

TEL：048-228-5370



きらり川口 エコ・シティ

〔再生紙を使用しています〕